

# アーカイブ（総括編）

※タイトルは今後協議して決定します。



令和 年（ 年） 月  
旧R D最終処分場問題連絡協議会

# 目次

目次	1
はじめに	3
第1部 事実関係の整理	6
第1章 RD問題の発生	6
1 旧処分場設置前の状況	6
2 旧処分場の設置とその後の推移	10
3 旧処分場における不適正処分（概要）	19
第2章 不適正処分および県の対応の経過（処分場の設置から旧RD社の破産手続開始まで）	21
1 処分場の設置届出から硫化水素ガス発生前まで （昭和54年（1979年）11月～平成11年（1999年）10月）	21
2 硫化水素ガス発生から4項目の改善命令前まで （平成11年（1999年）10月11日～平成13年（2001年）12月25日）	30
3 4項目の改善命令から旧RD社の破産まで （平成13年（2001年）12月26日～平成18年（2006年）6月8日）	44
第3章 県の対応の経過（旧RD社の破産手続開始から一次対策工事の実施合意まで）	55
1 旧RD最終処分場問題対策委員会（平成18年（2006年）12月～平成20年（2008年）3月）	55
2 「原位置浄化策」の提示から予算計上見送りに至るまで（平成20年（2008年）5月～平成21年（2009年）2月）	58
3 緊急対策工事の実施と恒久対策に向けた話し合い（平成21年2月～平成22年8月）	67
4 旧RD最終処分場有害物調査検討委員会（平成22年（2010年）10月～平成24年（2012年）9月）	69
5 一次対策工事に係る合意と実施（平成22年（2010年）8月～平成24年（2012年）10月）	70
第4章 県の対応の経過（二次対策工事の実施合意以降）	73
1 二次対策工事に係る合意と実施	73
2 旧RD最終処分場問題連絡協議会の設置	75
3 住民と知事の意見交換	76
4 旧処分場敷地の県有地化	77
5 生活環境保全上の目標の達成	78
6 対策工の有効性の確認	79
第5章 栗東市（町）の対応の経過	81

<b>第2部 振り返り</b>	82
<b>第6章 第三者委員会による行政対応の総括と再発防止・責任追及に係る県の取組</b>	82
1 RD最終処分場問題行政対応検証委員会での検証	82
2 再発防止および事業者責任追及に係るRD最終処分場問題行政対応追加検証委員会での検証	86
3 再発防止に係る県の取組	88
4 責任追及	92
<b>第7章 RD問題を振り返って</b>	96
1 県と周辺住民の関係性	96
2 社会の動き	96
3 地域社会の取組	97
4 行政の改善	98
5 今後の取組	100
<b>おわりに</b>	101
<b>住民代表・行政・アドバイザーからのメッセージ</b>	101
<b>巻末資料</b>	105
1 RD問題関係年表（詳細）	105
2 関係資料	118
3 用語の解説	127
4 空中写真	129
<b>参考文献</b>	131

## はじめに

このアーカイブは、旧R D最終処分場問題について、住民・市・県がともに事実関係の整理やこれまでの対応の振り返りを行い、記録として取りまとめるとともに、廃棄物不適正処理の再発防止につなげることを目的として作成したものです。

旧R D最終処分場問題とは、旧アール・ディエンジニアリング社（平成26年（2014年）に破産・消滅。以下「旧R D社」といいます。）が栗東市小野地先に設置した産業廃棄物の安定型最終処分場（以下「旧処分場」といいます。）において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。）に定める産業廃棄物の処理基準に違反して、許可品目以外の廃棄物の埋立処分や処分場内を深掘りして許可容量を超える廃棄物を埋め立てる等の不適正処分を行ったことにより、高濃度の硫化水素の発生や地下水の汚染等、周辺住民の生活環境保全上の支障およびそのおそれ（以下「生活環境保全上の支障等」といいます。）が発生したものです。

旧処分場では、平成11年（1999年）10月に処分場東側の排水溝で50ppmを超える硫化水素ガスが検出されるとともに、汚染された浸透水による地下水汚染等が問題となりました。県は改善命令を発し、旧R D社に是正工事を完了させましたが、その後、違法なドラム缶等の埋立てが発覚しました。

県はこれらの除去および適正処理を含む措置命令を発しましたが、この措置命令は履行されないまま、平成18年（2006年）6月に旧R D社の破産手続の開始が決定され、同社による対応が見込めなくなりました。そこで、周辺地下水の汚染その他の生活環境保全上の支障等を除去するため、県が行政代執行により対策を講ずることとなりました。

県では、周辺自治会と協定を締結し、また特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号。以下「産廃特措法」といいます。）に基づく国の財政措置を受けて、平成24年（2012年）に地下水汚染の拡散防止を目的とした一次対策工事に着手し、平成25年（2013年）3月には一次対策工事を完了したうえで有害物質の掘削除去や底面粘土層の修復と側面に露出した地下水帯水層の遮水等の二次対策工事に着手し、令和3年（2021年）2月末に工事を完了しました。

旧R D最終処分場問題においては、初期段階から何度も周辺住民が県に通報や苦情を寄せていたにもかかわらず、県の対応が十分でなく、県と周辺住民がしっかりと連携して取り組むことができなかった経過があります。また、県が対策工法を検討するに当たっても、周辺住民とのコミュニケーションが十分ではありませんでした。

こうした経緯を経て、周辺自治会・栗東市・滋賀県では平成22年1月から周辺自治会の皆さんとの話し合いをスタートし、旧処分場に関する県の対応について話し合ってきたほか、平成25年（2013年）に旧R D最終処分場問題連絡協議会を設置し、二次対策工事の具体的方法等について情報を共有して意見を交換してきました。また、令和2年度（2020年度）からは、このアーカイブの作成に向けて、旧R D最終処分場問題についての事実関係の整理やこれまでの対応の振り返りを行ってきました。

このアーカイブの作成を機に、旧R D社を十分指導監督できなかった県の組織としての対応の不十分さや、県と地元との連携を密にした対応が不十分であったことを改めて反省するとともに、住民・市・県それぞれが旧R D最終処分場問題の教訓を後世に伝えることにより、同様の事案の再発防止につながることを期待します。

## R D問題の経過（概要）

昭和 54 年（1979 年）12 月	旧 R D 社が旧処分場における産業廃棄物の最終処分業について県から許可を取得
平成 10 年（1998 年）5 月	旧 R D 社が旧処分場における産業廃棄物の最終処分業を廃止
平成 11 年（1999 年）10 月	旧処分場内（排水管）で硫化水素（50ppm）を検出
平成 12 年（2000 年）7 月	旧処分場内（地下 2 m の地点）で硫化水素（22,000ppm）を検出
平成 13 年（2001 年）12 月	県が旧 R D 社に 4 項目の改善命令を発出
平成 18 年（2006 年）4 月	県が旧 R D 社に支障等の除去に係る措置命令を発出
平成 18 年（2006 年）6 月	旧 R D 社の破産手続開始（平成 26 年（2014 年）3 月に法人格消滅）
平成 22 年（2010 年）1 月	県が緊急対策に着手（同年 8 月に完了）
平成 23 年（2011 年）11 月	周辺自治会と県が一次対策工事に係る協定を締結
平成 24 年（2012 年）6 月	県が産廃特措法に基づき環境大臣の同意を得て実施計画を策定
平成 24 年（2012 年）8 月	県が一次対策に着手（翌年 3 月に完了）
平成 24 年（2012 年）10 月	周辺自治会と県が二次対策工事に係る協定を締結
平成 25 年（2013 年）5 月	第 1 回旧 R D 最終処分場問題連絡協議会を開催
平成 25 年（2013 年）12 月	県が二次対策に着手（令和 3 年（2021 年）2 月に工事が完了）
令和 5 年（2023 年）3 月	県による二次対策が完了（以後もモニタリング等を継続）

### 【本アーカイブにおける記載・用語について】

- 過去の法令や、その時点において一般的に使われていた用語を用いている箇所があります。（現在の法令の規定や一般的な用語とは異なる場合があります。）
- 以下の用語については、実際の名称が異なる場合も含め、記載を統一しています。
  - ・ 旧アール・ディエンジニアリング社（昭和 57 年（1982 年）7 月 13 日の法人化までは個人事業であり、法人化後平成元年（1989 年）7 月 14 日までの商号は「佐野産業株式会社」は、法人化前および社名変更前を含めて「旧 R D 社」と記載しています。
  - ・ 自治会・行政区等については、実際の名称にかかわらず「自治会」と記載しています。
- 県および県が設置した機関が作成した文書については、引用に当たって上記のとおり用語を改めている場合があります。



【旧処分場位置図】



【旧処分場全景（平成10年航空写真）】





# 第1部 事実関係の整理

## 第1章 RD問題の発生

### 1 旧処分場設置前の状況

#### (1) 地域社会の歴史と当時の状況

旧処分場は、琵琶湖南東部にあり、古琵琶湖層群からなる標高90～115m程度の信楽山麓丘陵の北端部に位置している。

旧処分場が所在する栗東市小野地区の「小野」の地名は小野寺（現：万年寺。835年開基と伝えられ、1574年の織田信長の近江侵攻により衰退したが江戸時代に万年寺として再興）に由来するとされる。集落はもともと小野寺の近くにあったようであるが、江戸時代初期に東海道の整備に伴って東海道沿いに移り、様々な商家が軒を連ねた。現在も東海道沿いに集落がある。

小野地区には葉山川が流れており、その伏流水が井戸水とともに生活に利用されていたが、葉山川は天井川であり水量が少ないことから、農業用水は野洲川から取水する一ノ井用水のほか、ため池に頼っていた。

また、旧処分場に隣接する上砥山地区もまた長い歴史のある地域である。古墳時代から人々が住んでいた痕跡があり、旧処分場にほど近い位置には6世紀後半～7世紀前半に築かれた龍王古墳が現存（右側写真）しているほか、周辺の一帯にも古墳が築かれて古墳群を形成していたと考えられている。

明治25年（1892年）に測量された地形図（次ページ）をみると、旧処分場のある位置は丘陵地およびため池（鴨ヶ池）であった。また、旧処分場周辺の丘陵地や谷の出口には経堂池をはじめ多くのため池が分布し、灌漑等に利用されていたと考えられる。

旧処分場の周辺地域は、昭和20年代以降、戦後復興と高度経済成長の中で大きく変容していった。小野地区と上砥山地区にまたがる丘陵地帯が赤坂団地、北尾団地、中浮気団地、日吉ヶ丘、栗東ニューハイツといった住宅地として開発されて人口が急増した。また、国道1号線・8号線が整備されるとともに、昭和38年に名神高速道路が栗東～尼崎間で開通して小野地区に日本初のインターチェンジが設置され、周辺には倉庫・運輸業等が進出した。栗東町の人口は、昭和35年（1960年）に14,243人であったが、昭和55年（1980年）には37,033人、平成12年（2000年）には54,856人となり、平成13年（2001年）には市制を施行して栗東市となった。また、工業や商業も急速に発展し、栗東町の工場数は昭和30年（1955年）の8か所に対して昭和58年（1983年）には168か所まで急増した。また、昭和44年（1969年）にはJRA栗東トレーニングセンターが開場した。

【この項の参考文献：②、③、④、⑤。栗東町の人口は各年国勢調査による】



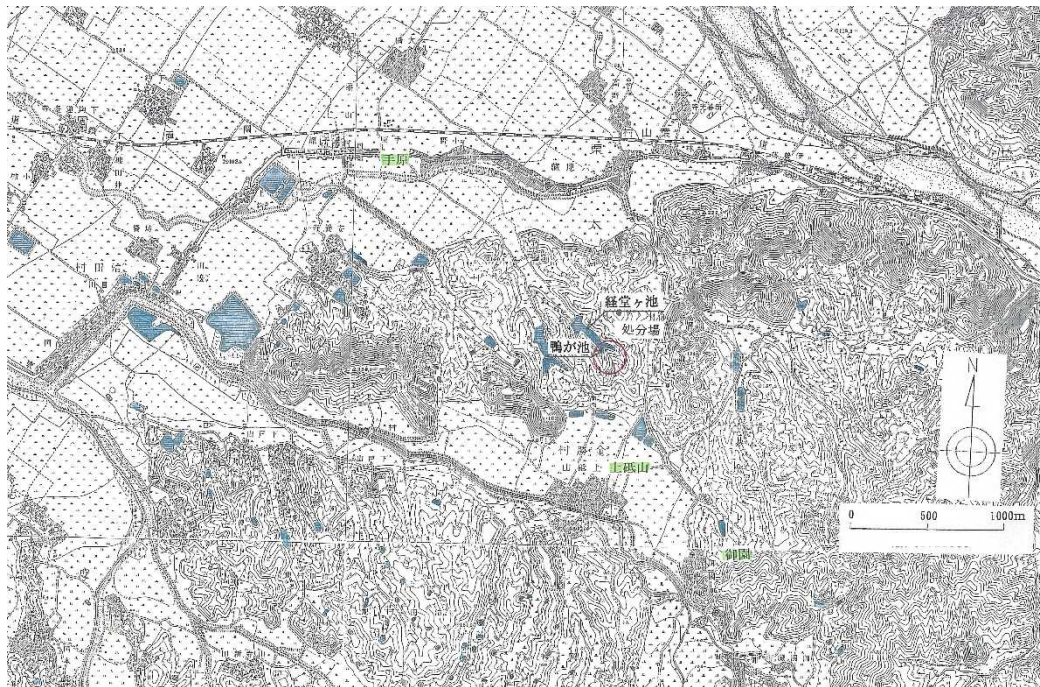
現在の龍王古墳（写真中央部が墳丘）



万年寺（本堂）



【旧処分場周辺の旧地形図】 明治 25 年測量、明治 27～28 年大日本帝國陸地測量部発行



(2) 旧栗東町一般廃棄物処分場の設置

1980 年代後半～1990 年代前半においては、バブル景気による消費増大や生産活動の一段の拡大により、全国的に廃棄物排出量が増加し続けた。

栗東町から排出される家庭ごみにおいても、昭和 41 年（1966 年）には 2 トントラック 90 台分であったのに対して 5 年後の昭和 46 年（1971 年）には 850 台分（9.4 倍）と、急激に増加していた。こうした状況下でかつてかんがい用のため池として利用されていた鴨ヶ池を埋め立てて処分場が設置され、昭和 49 年には六地藏地区に栗東町環境センターが設置されたが、この処分場は埋立終了後に小野自治会に返還されることとなった。

なお、二次対策工事の実施に当たって、当該一般廃棄物処分場に埋め立てられた廃棄物が確認された箇所があり、このことについては、廃棄物編第 4 章に記載している。

【この項の参考文献：①、④】

【位置関係】

昭和 42 年 空中写真

（ 赤点線枠：栗東町一般廃棄物処理場（鴨ヶ池）、白点線枠：現在の RD 処分場



この空中写真は、国土地理院長の承認を得て、同院及び米軍撮影の空中写真を複製したものである。（承認番号 平 18 総機、第 583 号）

鴨ヶ池と RD 最終処分場敷地





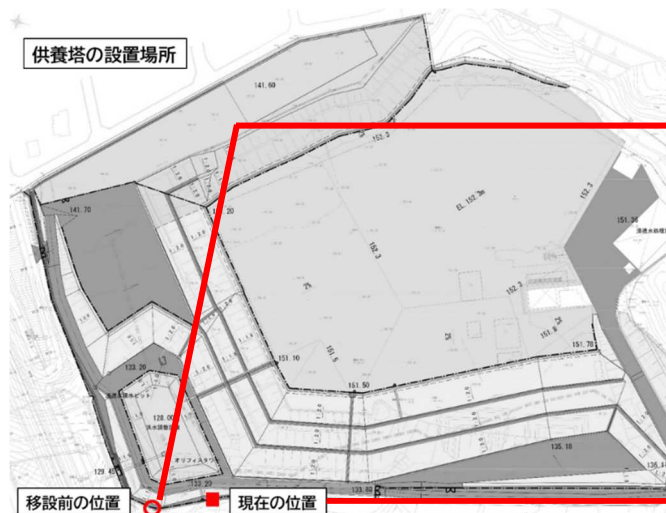
【経過】

年月日	概要
S46. 2. 14	栗東町が小野自治会と家庭系一般廃棄物処理場（鴨ヶ池）契約と隣地承諾の締結 期間：契約日より5年間（昭和51年2月14日）
S46. 7	搬入通路土地賃貸契約書（地権者6名）
S51. 2. 14	昭和46年2月14日に締結した契約の期間延長 期間：契約日より昭和52年3月31日まで
S51. 5. 1	一般廃棄物最終処分場の終了（栗東町環境センター開業）
S52. 2	一般廃棄物処理場整地完了
S52. 3. 31	昭和51年2月14日締結契約の期間延長依頼 期間：昭和52年4月1日～昭和53年3月31日 岡処分場完成までの一般廃棄物集積所として
S52. 9. 30	一般廃棄物処分場を小野自治会に返還
S54. 12. 26	最終処分場埋立許可
H 4. 12. 21	旧RD社が小野12番溜池（8,042㎡）を小野自治会から買収
H 5. 8. 24	旧RD社が小野13番溜池（380㎡）を小野自治会から買収
H10. 5. 27	旧RD社の最終処分場埋立業廃止
～H27. 3	旧処分場敷地全体の具有地化が完了

【コラム】旧一般廃棄物処分場と供養塔

栗東町（当時）が鴨ヶ池を埋め立てて運用した一般廃棄物処分場を廃止する際、小野で小火（ぼや）が4件続き、「鴨ヶ池の埋立てにより死んだ生物の祟りである」とされたことから、昭和51年（1976年）6月に供養塔が建立された。

その後、二次対策工事の実施上の理由により移設することとなり、令和3年（2021年）に現在の位置に設置された。



移設前の供養塔



現在の供養塔

## 【コラム】高度経済成長と産業廃棄物

高度経済成長により工業化が急速に進展し、生産活動が活発化する中で、大量生産・大量消費型の経済構造が進展し、廃棄物の量が増加した。また、廃棄物の種類が多様化するとともに、有害な廃棄物による公害も発生した。

当時の全国的な状況は、環境省が2014年に作成した『日本の廃棄物処理の歴史と現状』（参考文献①）にまとめられており、ここではその一部を紹介する。

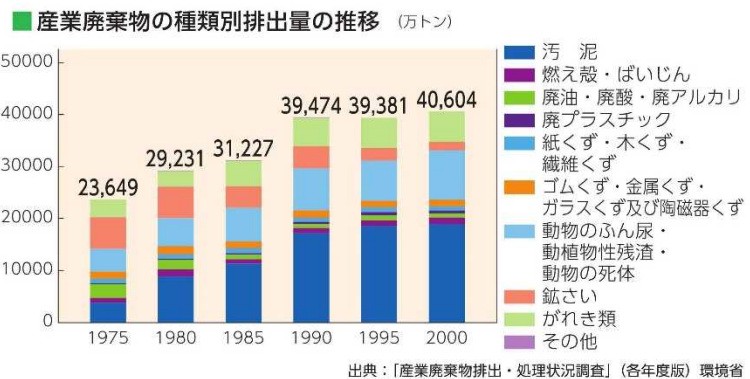
### 産業廃棄物の増加、最終処分場の不足と逼迫

産業廃棄物の排出量は増加を続け、昭和50年（1975年）～平成12年（2000年）の25年間で約1.7倍となった。

また、廃棄物の急増により、未焼却の可燃ごみが直接埋立処分されることを防ぎ得ない状況となり、最終処分場への搬入量を増大させた結果、既存の最終処分場の残余容量および残余年数が減少した。

当時の最終処分場の残余年数を見ると、産業廃棄物の最終処分場においては1年～3年と低い水準で推移しており、最終処分場の容量が逼迫している様子がわかる。

※ 残余年数 現存する最終処分場（埋立処分場）が満杯になるまでの残り期間の推計値。今後の埋立可能量（残存容量）と当該年の年間埋立量（最終処分量）を比較して推計した指標。



### ■ 最終処分場の残余容量と残余年数（産業廃棄物）



### 公害問題の顕在化

高度経済成長に伴う急速な工業化の過程で、工場などから排出される有機水銀、カドミウム等の有害廃棄物が公害を引き起こし、周辺住民に甚大な健康被害をもたらした。

また、プラスチック等を用いた製品の普及が進み、大量に廃棄されるようになった。プラスチックは腐敗しないため、埋め立てても土に還らず、焼却する際には高熱を発生して炉を傷めた。さらにプラスチックの中には焼却の際にばいじん、酸性ガス等を排出するものがあり、大気汚染や公害の原因の一つになった。

### 有害廃棄物の適正な埋立処理

国は、昭和48年（1973年）、廃棄物処理法の施行規則において、有害な重金属（水銀、カドミウムなど）や有機性汚染物質（PCB等）などを含む有害な廃棄物に関する判定基準を設定した。

また、昭和52年（1977年）、廃棄物の性状によって安全に最終処分を行うため、廃棄物処理法の施行規則により構造基準と維持管理基準等を設定し、産業廃棄物の最終処分場の類型として、遮断型処分場、管理型処分場、安定型処分場の3形式を定めた。

有害廃棄物の判定基準を基に溶出試験を行い、人体に健康被害が及ぶ可能性がある産業廃棄物は、有害物質が外部に漏出しないよう、雨水も入らず浸出水も出さないような構造になっている遮断型処分場に適正に埋立処理をすることで、公害問題、環境汚染問題の解決を図った。

なお、管理型処分場とは、有害廃棄物以外で公共の水域や地下水を汚染するおそれがあり、埋立ガス、悪臭、害虫などの発生により人の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある廃棄物の埋立てを行うため、遮水工および浸出液の集水・処理設備が設置されている処分場である。また、廃プラスチック類、ガラス、陶磁器などは、環境汚染を引き起こすおそれが少ないことから、遮水工や浸出液の集水・処理設備のない安定型処分場に埋め立てられる。

### 廃棄物処理法の制定

廃棄物の処理については、昭和 29 年（1954 年）に制定された清掃法に基づき、産業廃棄物・一般廃棄物ともに市町村により処理されてきたが、家庭ごみの処理体制が進展する一方、産業廃棄物については、技術面、財政面、運営面等について十分な体制が整っていなかった。

活発な生産活動に伴って事業所から排出される各種廃棄物、例えば製造工程中に排出する汚泥・合成樹脂くず・廃油類等の一部は適切な処理がされないまま廃棄されていた。

また、都市部への人口・企業の集中に伴い、開発による建設廃材（土砂・ガレキ等）が大量に排出されるようになり、その処理は建設業者に委ねられることが大半であったが、処分地を有しない業者は空地・道路・河川敷に不法に投棄を行うなどしていた。

このような産業廃棄物の問題に対し、清掃法で規定する市町村の処理体制だけでは対応が難しい状況になった。

そこで、産業廃棄物を盛り込んだ廃棄物全体の処理責任や処理基準を明確化し、廃棄物処理の基本体制を整備するため、昭和 45 年（1970 年）の第 64 回臨時国会（通称：公害国会）で、清掃法を全面的に改正し、廃棄物処理法が制定された。廃棄物処理法では、廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物の 2 つに区分し、一般廃棄物については従来どおり市町村が処理責任を有する一方、産業廃棄物については排出事業者が処理責任を有することが新たに規定された。

【このコラムの内容は参考文献①による。】

## 2 旧処分場の設置とその後の推移

旧 R D 社元代表取締役（個人）は、昭和 54 年（1979 年）11 月 12 日付けで処分場（面積 9,781 m<sup>2</sup>、容量 60,242 m<sup>3</sup>）の設置届出を行い、県は、昭和 55 年（1980 年）3 月 1 日付けでこれを受理した。その後、段階的に規模を拡張し、最終的には産業廃棄物の安定型最終処分場に加えて焼却施設、乾燥施設および破碎施設を設置した。

なお、設置届の別紙として提出された「最終処分場の施設概要」においては、跡地利用計画として「果樹園及観光農園」と記載されていた。



● 安定型最終処分場

設置場所	滋賀県栗東市小野7番地1 他33筆
許可品目	工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「がれき類」という。）、ガラスくずおよび陶磁器くず（以下「ガラス陶磁器くず」という。）、ゴムくず、廃プラスチック類
施設規模	第1処分場 面積 38,429.46 m <sup>2</sup> 容量 320,529 m <sup>3</sup> 第2処分場 面積 10,111.47 m <sup>2</sup> 容量 80,659 m <sup>3</sup> 計 面積 48,540.93 m <sup>2</sup> 容量 401,188 m <sup>3</sup>
設置期間	昭和55年3月1日（設置届受理）から平成20年5月28日（設置許可取消）まで ただし、平成10年5月27日に処分業の廃止届が提出され、以後は本施設における埋立処分は行われていない。

● 焼却施設（2基）

設置場所	滋賀県栗東市小野7番地1
許可品目	（産業廃棄物） 汚泥（有機性汚泥に限る）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（医療系産業廃棄物に限る）、ガラス陶磁器くず、がれき類 （特別管理産業廃棄物） 汚泥（トリクロエチレン、テトラクロエチレンを含むものに限る）、廃油、廃酸（pH2.0以下のもの限り、特定有害物質を含まないもの限り）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの限り、特定有害物質を含まないもの限り）、感染性廃棄物
施設規模	（南側焼却炉） 木くず14.4t/日、汚泥8.1 m <sup>3</sup> /日、廃油6.0t/日、廃酸1.0 m <sup>3</sup> /日、廃アルカリ1.0 m <sup>3</sup> /日、廃プラスチック類9.0t/日、その他廃棄物0.144t/日（設備更新前） （東側焼却炉） 木くず4.8t/日
設置期間	（南側焼却炉） 平成3年9月7日（設置届受理）から平成14年11月18日（廃止届受理）まで （東側焼却炉） 昭和61年12月5日（設置届受理）から平成14年11月18日（廃止届受理）まで ただし、県からの自粛要請により、両焼却炉ともに平成12年1月25日に稼働を停止している。

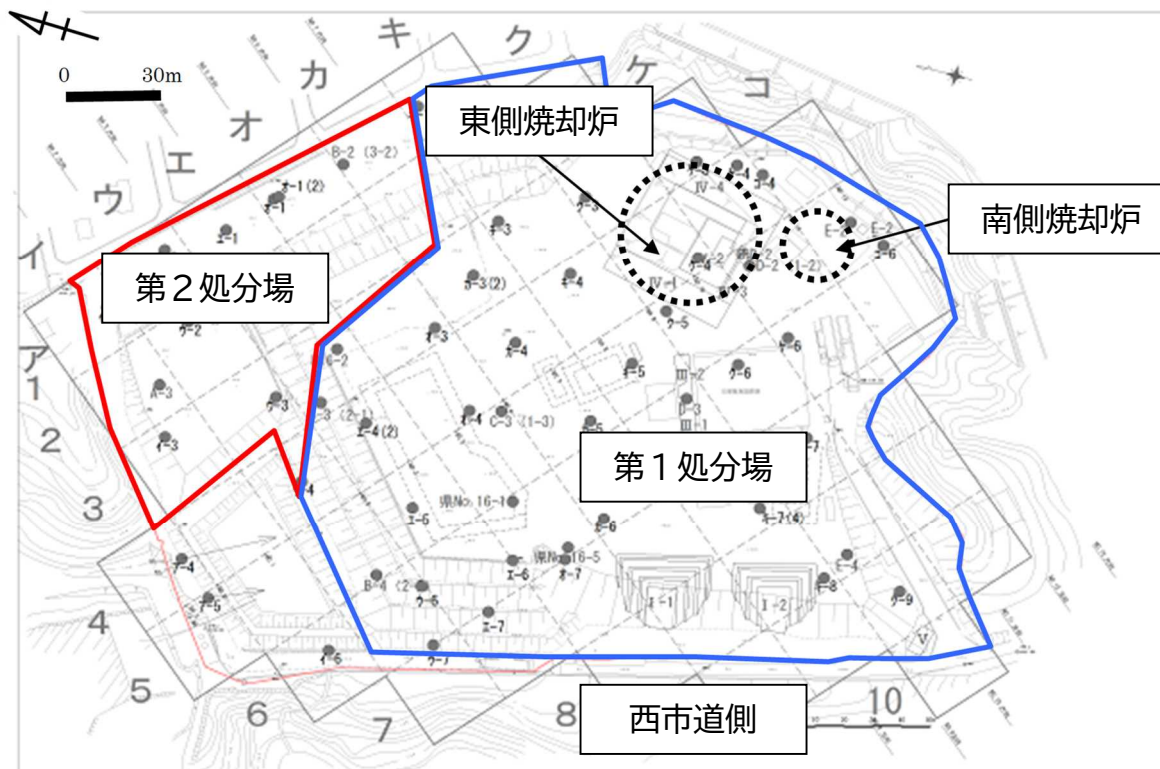
● 乾燥施設（2基）

設置場所	滋賀県栗東市小野7番地1
許可品目	無機性汚泥
施設規模	①10.8 m <sup>3</sup> /日 ②10.0 m <sup>3</sup> /日
設置期間	①平成3年9月7日（設置届受理）から平成11年11月25日 ②平成10年7月3日（設置許可）から平成14年11月18日（廃止届受理）まで

● 破碎施設（2基）

設置場所	滋賀県栗東市六地藏丸塚 70 番地 9
許可品目	ガラス陶磁器くず、がれき類
施設規模	①1,200t/日 ②350t/日
設置期間	昭和 59 年 10 月 30 日から平成 18 年 3 月 31 日まで

【施設概要位置図】



【年代別旧処分場の許可範囲】

NO.	①	②	③	④	⑤
地形図					
	昭和55年3月時(施設設置前)	昭和57年2月時(個人-後野産業林田施設設置前)	昭和60年6月時(処分場変更届)	昭和61年12月時(処分場変更届(建設中))	平成元年1月時(処分場変更許可(建設中))
空中写真					
	昭和47年5月11日	昭和57年10月27日	昭和60年4月28日	昭和62年9月20日	平成2年6月6日
NO.	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
地形図					
	平成元年10月時(処分場変更許可更新)	平成6年9月時(施設設置許可(第二処分場))	平成7年10月時(処分場変更届(建設中))	平成10年7月時(施設変更許可)	施設(改善命令以降)
空中写真					
	平成2年4月6日	平成7年10月18日	平成7年10月18日	平成10年5月21日	平成16年

【旧南側焼却炉および旧東側焼却炉（平成 22 年 7 月解体撤去済み）】





この間の旧RD社に係る産業廃棄物処理業等の許可の経緯は次のとおりである。

【産業廃棄物処理業等の許可の経緯】

年月日	収集運搬業	中間処理関係		最終処分関係	
		処分業（中間処理）	処理施設（中間処理）	処分業（埋立処分）	処理施設（最終処分）
昭和54年 (1979年) 12月26日				新規許可 (相手方：個人) 〔安定型埋立〕 がれき類	
昭和55年 (1980年) 3月1日					設置届受理（個人） 面積：9,781㎡ 容量：60,242㎡
					廃止届受理（個人） （法人化に伴うもの）
昭和57年 (1982年) 7月13日	新規許可 (佐野産業(株)) 廃プラスチック類 ゴムくず ガラス陶磁器くず がれき類			新規許可 (佐野産業(株)) 〔安定型埋立〕 廃プラスチック類 ゴムくず ガラス陶磁器くず がれき類	設置届受理 (佐野産業(株)) 面積：9,781㎡ 容量：30,712㎡
昭和59年 (1984年) 9月21日	変更許可 〔品目の追加〕 木くず（保管を含む）				
昭和59年 (1984年) 10月30日		変更許可 〔処分業（破碎）の追加〕 ガラス陶磁器くず がれき類	施設設置届の受理 〔破碎施設の追加〕 ガラス陶磁器くず がれき類		
昭和60年 (1985年) 6月7日					変更届受理 面積：23,386㎡ 容量：183,150㎡
昭和61年 (1986年) 4月21日	変更許可 〔品目の追加〕 (いずれも保管を 含む) 紙くず 繊維くず 金属くず				
昭和61年 (1986年) 9月17日	変更許可 〔品目の追加〕 (いずれも保管を 含む) 燃えがら 無機性汚泥				
昭和61年 (1986年) 12月5日		変更許可 〔処分業（焼却）の追加〕 木くず	施設設置届の受理 〔焼却施設の設置〕 木くず		
昭和63年 (1988年) 2月29日	変更許可 〔品目の追加〕 有機性汚泥				
昭和63年 (1988年) 4月21日		変更届受理 〔破碎施設の追加〕 がれき類	施設設置届の受理 〔破碎施設の追加〕 がれき類		

年月日	収集運搬業	中間処理関係		最終処分関係	
		処分業（中間処理）	処理施設（中間処理）	処分業（埋立処分）	処理施設（最終処分）
平成元年 (1989年) 1月17日	変更許可 〔品目の追加〕 廃油 動植物性残さ	変更許可 〔焼却品目の追加〕 汚泥 廃油 廃プラスチック類 紙くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず がれき類			
平成元年 (1989年) 7月14日	株式会社アール・ディエンジニアリングに社名変更				
平成元年 (1989年) 12月6日	廃棄物処理法改正に伴う 産業廃棄物処理業に係る許可 燃えがら（保管を含む） 汚泥（保管を含む） 廃油 廃プラスチック類 紙くず（保管を含む） 木くず（保管を含む） 繊維くず（保管を含む） 金属くず（保管を含む） 動植物性残さ ゴムくず ガラス陶磁器くず がれき類	〔破碎〕 ガラス陶磁器くず がれき類 〔焼却〕 汚泥 廃油 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず がれき類		廃棄物処理法改正に伴う 産業廃棄物処理業に係る許可 〔安定型埋立〕 廃プラスチック類 ゴムくず ガラス陶磁器くず、 がれき類	
平成2年 (1990年) 10月5日		変更許可 〔焼却品目の追加〕 金属くず（医療系廃棄物に限る） ガラス陶磁器くず（医療系廃棄物に限る）			
平成3年 (1991年) 9月7日	変更許可 〔品目の追加〕 廃酸 廃アルカリ	変更許可 〔乾燥の追加〕 無機性汚泥 〔焼却品目の追加〕 廃酸 廃アルカリ 〔焼却能力の拡大〕 汚泥 廃油 廃プラスチック類	施設設置届の受理 〔乾燥施設の設置〕 汚泥 〔焼却施設の追加〕 汚泥 廃油 廃プラスチック類		
平成5年 (1993年) 6月28日	特別管理産業廃棄物 新規許可 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 感染性廃棄物	特別管理産業廃棄物新規 許可 〔焼却〕 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 感染性廃棄物			
平成6年 (1994年) 9月29日				変更届受理 第2処分場の追加	第2処分場設置許可 面積:8,652㎡ 容量:59,550㎡

年月日	収集運搬業	中間処理関係		最終処分関係	
		処分業（中間処理）	処理施設（中間処理）	処分業（埋立処分）	処理施設（最終処分）
平成7年 (1995年) 4月27日					第2処分場 使用前検査完了
平成7年 (1995年) 10月31日			変更届受理 〔焼却施設の変更〕 木くず		
平成8年 (1996年) 2月5日	特別管理産業廃棄物 変更許可 〔下記対象品目に係 る有害物質の追加〕 汚泥 廃酸 廃アルカリ				
平成8年 (1996年) 5月22日	産業廃棄物（特別管理 産業廃棄物を除く）に 係る変更許可 〔13号廃棄物の追加〕				
平成8年 (1996年) 9月7日	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）の処理業に係る更新許可				
平成9年 (1997年) 12月16日	特別管理産業廃棄物 変更許可 〔下記対象品目に係 る有害物質の追加〕 廃油				
平成10年 (1998年) 2月27日			特定産業廃棄物焼却施設 の使用の届出の受理 木くず		
平成10年 (1998年) 5月27日				廃止届受理	
平成10年 (1998年) 6月28日	特別管理産業廃棄物 更新許可	特別管理産業廃棄物 更新許可			
平成10年 (1998年) 7月3日		変更許可 〔焼却施設の追加〕  〔乾燥施設の追加〕 汚泥	施設設置許可 〔焼却施設（ガス化溶融 炉）の設置〕  〔乾燥施設の設置〕 汚泥		変更許可 第1処分場 面積:35,384㎡ 容量:292,943㎡  第2処分場 面積:9,276㎡ 容量:122,437㎡
平成11年 (1999年) 11月25日			施設休止届受理 〔焼却施設の休止〕 汚泥 廃油 廃プラスチック類  〔乾燥施設の休止〕 汚泥		
平成13年 (2001年) 2月7日			施設廃止届の受理 〔焼却施設（ガス化溶融 炉）の廃止〕  〔乾燥施設の廃止〕 汚泥		

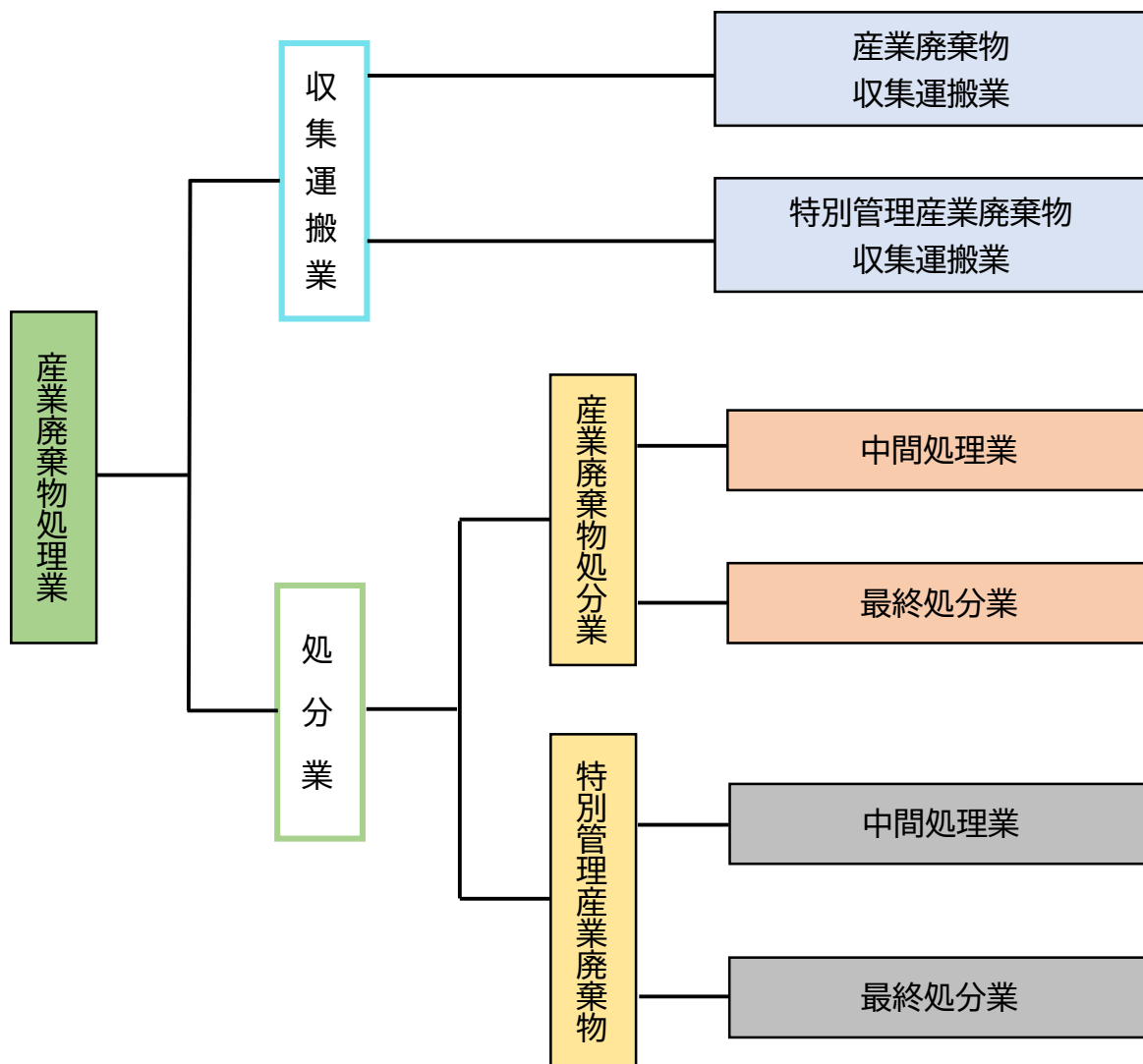


年月日	収集運搬業	中間処理関係		最終処分関係	
		処分業（中間処理）	処理施設（中間処理）	処分業（埋立処分）	処理施設（最終処分）
平成13年 (2001年) 9月7日	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）に係る更新許可（保管を除く行為のみ許可）	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）に係る更新許可（破碎のみ許可） ガラス陶磁器くず がれき類			
平成14年 (2002年) 11月18日			施設廃止届の受理 〔焼却施設の廃止〕 汚泥 廃油 廃プラスチック類  〔乾燥施設の廃止〕 汚泥  〔特定産業廃棄物焼却施設の廃止〕 木くず		
平成15年 (2003年) 11月10日					軽微変更 第1処分場 面積:38,429.46㎡ 容量:320,529m <sup>3</sup> 第2処分場 面積:10,111.47㎡ 容量:80,659m <sup>3</sup>
平成18年 (2006年) 3月16日	廃止届受理 〔産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）に係る廃止〕				
平成18年 (2006年) 3月31日		廃止届受理 〔産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）に係る廃止〕			

## 【コラム】産業廃棄物処理業および産業廃棄物処理施設に係る許可制度

### 1 産業廃棄物処理業に係る許可制度

廃棄物処理法上の産業廃棄物処理業に係る許可制度は、「収集運搬業」および廃棄物の「処分業」に大別され、「処分業」は脱水、焼却、破碎といった「中間処理業」および埋立処分および海洋投入処分の「最終処分業」に分けられる。また、これらの許可は、取扱う廃棄物が通常の「産業廃棄物」と爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する「特別管理産業廃棄物」でそれぞれ峻別されており、これらを図示すると次のようになる。（P.14 から P.17 の表では産業廃棄物と特別管理産業廃棄物をまとめて記載している。）



### 2 産業廃棄物処理施設に係る許可制度

廃棄物処理法では、1で記載した産業廃棄物処分業の許可とは別に、産業廃棄物処理施設（最終処分場・焼却施設等）を設置しようとするときは、施設設置に係る許可が必要となる。

（ただし、平成3年の法改正までは許可制ではなく届出制であった。）

【このコラムの内容は参考文献⑥による。】

### 3 旧処分場における不適正処分（概要）

#### (1) 不適正処分の概要

旧R D社は、産業廃棄物の処分業（埋立処分）の許可のほか、収集運搬業および処分業（中間処理：焼却・破碎・乾燥）ならびに特別管理産業廃棄物の収集運搬業および処分業（中間処理：焼却）の許可を取得し、それ以降、それらの許可品目を拡大しながら同一場所で事業を展開していた。

旧R D最終処分場で埋立てが許可されていた産業廃棄物は、有機物等が付着していないがれき類等（雨水等に触れても性状が変化しない廃棄物）のみであった。しかし旧R D社は、廃棄物処理法に定める産業廃棄物の処理基準に違反して、許可されていない廃棄物の埋立処分や処分場内を深掘りして許可容量を超える廃棄物を埋め立てる等の不適正処分を行った。

#### (2) 不適正処分の規模および時期

##### ア 許可容量の超過

県が平成19年（2007年）に行った旧処分場内12箇所のボーリング調査等の結果から、旧R D社は処分場許可時の底面より平均5m程度深くなっていることが判明し、埋め立てられていた廃棄物の総量は、許可容量約40万 $\text{m}^3$ に対して1.8倍の約72万 $\text{m}^3$ と推定される。

##### イ 許可品目外の埋立て

許可品目以外の埋立処分が行われた時期は、(ア)～(ウ)の違法埋立の状況などから概ね平成2年（1990年）から平成8年（1996年）までの間と推定される。

平成17年度（2005年度）、平成19年度（2007年度）および平成22年度（2010年度）の掘削調査において、ドラム缶、一斗缶および木くずが集中的に埋立てされていたほか、モーター類、家電電子部品などの埋立てが確認された。

平成19年度（2007年度）のボーリングコア調査の結果では、全体の90%が廃プラスチック類やコンクリート殻などの許可品目で占められ、残り10%は木くずおよび焼却灰などの許可品目外の廃棄物と推定した。

##### (ア) 西市道側平坦部のドラム缶等の埋立て（平成2年（1990年）～平成7年（1995年））

平成17年（2005年）9月および12月に県が旧R D社に掘削調査を実施させたところ、コールトール、塗料系廃棄物および燃えがらなどを内容物とするドラム缶105個、塗料系廃棄物などを内容物とする一斗缶69個、鉱物油（潤滑油）を内容物とするポリタンク1個および大量の木くずが見つかった。

県の許可関係書類および当時の航空写真等から推定される西市道側平坦部の埋立時期と、一部のドラム缶の内容物である研磨砥石の製造年から、この違法埋立の時期は平成2年から平成7年頃と推定される。

##### (イ) 西市道側法面のドラム缶等の埋立て（平成2年（1990年）頃～平成8年（1996年）頃）

平成20年（2008年）2月から3月に掘削調査を実施したところ、コールトール、鉱さい、燃えがらなどを内容物とするドラム缶47個等が見つかった。

埋立時期については、(ア)と同様に県の許可関係書類等による推定時期と当該ドラム缶と同時に掘り出した伝票、印刷物および新聞の日付からこの違法埋立の時期は平成2年頃から平成8年頃と推定される。

##### (ウ) 東側焼却炉周辺のドラム缶の埋立て（平成6年（1994年）4月～平成7年（1995年）8月）

平成20年（2008年）2月から3月に追加掘削調査を実施した結果、東側焼却炉のスロープ



の下からドラム缶 50 個、木くず置き場からドラム缶 17 個が集中して埋立てられており、全体で 95 個のドラム缶が見つかったほか、注射器や点滴用パック等の医療系廃棄物が見つかった。

また、東側焼却炉周辺において、平成 23 年（2011 年）3 月に掘削調査を実施した結果、ドラム缶 16 個が見つかった。ドラム缶の内容物は、半固形状のタール等であり、内容物を分析した結果、環境基準値内ではあるが、ベンゼンが検出された。

県の許可関係書類および当時の航空写真等から推定される埋立時期と、東側焼却炉の設置時期およびドラム缶と同時に掘り出した新聞や医療系廃棄物の製造年月日から、この違法埋立の時期は平成 6 年（1994 年）4 月から平成 7 年（1995 年）8 月までの間と推定される。

【違法に埋め立てられていたドラム缶および木くず】



ドラム缶



木くず

(3) 不適正処分された産業廃棄物の内容

平成 13 年 1 月から処分場内の不適正処分された産業廃棄物の状況について把握するため、ボーリングや掘削による埋立廃棄物とその周辺土壌有害物質調査を実施した。

また、県が旧 RD 社より徴収した最終処分量の実績によると、廃プラスチック類約 53,000 m<sup>3</sup>、ガラス陶磁器くず約 32,000 m<sup>3</sup>、ゴムくず約 300 m<sup>3</sup>、がれき類約 251,000 m<sup>3</sup>が埋め立てられたとされている。

この種類別埋立量は旧 RD 社の報告によるものであり、平成 19 年度の県の調査によると、不適正処分された産業廃棄物の量は許可容量約 40 万 m<sup>3</sup>の 1.8 倍の約 72 万 m<sup>3</sup>と推定される。

なお、詳細については廃棄物編を参照。

## 第2章 不適正処分および県の対応の経過 (処分場の設置から旧RD社の破産手続開始まで)

第2章については、平成20年度(2008年)2月にRD最終処分場問題行政対応検証委員会から知事に提出された報告書に記載された事実の経過とそれに対する同委員会からの評価をもとに記述しています。なお、事実の概要についてはアーカイブを作成する段階で加筆修正を行っていますが、行政対応検証委員会の評価については報告書の原文を引用しています。

なお、本委員会の詳細については第2部第6章に記載しています。

### 1 処分場の設置届出から硫化水素ガス発生前まで(昭和54年(1979年)11月12日～昭和57年(1982年)7月13日)

#### (1) 処分場の設置許可(昭和54年(1979年)～)

旧RD社元代表取締役(個人)は、昭和54年(1979年)11月に処分場(面積9,781㎡、容量60,242㎡)の設置届出を行い、県は、翌年3月にこれを受理した。また、佐野産業株式会社の設立に伴い、昭和57年(1982年)6月に法人としての産業廃棄物処理施設(最終処分場:面積9,781㎡、容量30,712㎡)の設置届出および個人としての産業廃棄物処理施設の廃止届出を行い、県は同年7月これを受理した。

産業廃棄物処理業については、昭和54年11月に個人としての産業廃棄物処理業(最終処分)の許可申請を行い、県は同年12月これを許可した。また、佐野産業株式会社の設立に伴い、昭和57年6月に産業廃棄物処理業(収集運搬・最終処分)の許可申請および個人としての産業廃棄物処理業の廃止届出を行い、県は同年7月に産業廃棄物処理業(収集運搬・最終処分)の許可を行い、個人としての産業廃棄物処理業の廃止届を受理した。なお、最終処分の許可品目は、工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、ガラスくずおよび陶磁器くず、ゴムくず、廃プラスチック類の4品目である。

#### 【行政対応検証委員会の評価】

当時の廃棄物処理法では、安定型産業廃棄物最終処分場については面積が3,000㎡を超えるものについて、事前の届出を義務づけていた。県は、届出のあった最終処分場の設置計画が総理府令・厚生省令で定める技術上の基準に適合していないと認める場合は、計画の変更を命ずることができたが、本件届出は、技術上の基準に適合しているものとして受理されている。

産業廃棄物処理業については許可制となっており、許可基準に適合していれば許可しなければならないいわゆる羈束(きそく)裁量とされていたが、本件許可申請は、廃棄物処理法に規定する欠格要件に該当せず、事業の用に供する施設および申請者の能力が厚生省令で定める技術上の基準を満たしているものとしてこれを許可している。また、地元自治会より同意書を取得していた。

以上の県の対応には、特段問題となるような点はなかったと考えられる。

#### (2) 処分場の拡張(昭和54年(1979年)～)

旧RD社は、前記の通り昭和54年(1979年)に処分場の設置を届け出て以降、平成10年(1998年)の産業廃棄物処理業(最終処分)の廃止までの間に、次のとおり処分場を拡張した。

ア 昭和60年(1985年)5月14日処分場の変更届出(面積:23,386㎡、容量:183,150㎡)

イ 平成6年(1994年)9月29日第2処分場の設置許可(面積:8,652㎡、容量:59,550㎡)

また、処分場における旧RD社の産業廃棄物の処理状況を把握するものとして、平成2年(1990年)から平成12年(2000年)までの間については、旧RD社から県に提出された産業廃棄物処理実績報告の記録が残っている。

【行政対応検証委員会の評価】

昭和54年からの処分場の設置、変更に係る届出・許可の際の許可容量については、特段問題となるべき点は見あたらない。(平成6年の第2処分場の設置許可については後記(5)を参照)なお、平成3年の廃棄物処理法の改正により、新たに産業廃棄物処理施設の使用前検査制度が設けられ、第2処分場については使用前検査を行っている。

処分場の残余容量の把握については、平成16年10月に一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める政令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)が改正されるまでは、処分場の設置者の義務ではなく、現存する書類からは県もRD社に対する指導監督上、処分場の残余容量を積極的に把握しようとしていた形跡は見受けられない。また、産業廃棄物処理業の更新許可の際においても、RD社が申告していた処分場の残余容量をそのまま受け入れていたようである。

RD社が提出した産業廃棄物処理実績報告書に記載されている産業廃棄物処理施設(埋立施設)の年間処理量は実埋立量ではないと思われるが、年間処理量に減容率を乗じたものを埋立量とするとしても、減容率の算出基準は一定ではなく、正確な埋立量を把握することは困難であったのかもしれない。しかし、一方で許可容量に比して年間処理量がやや多いのではないかという見方もできると思われる。

しかし、県は提出された産業廃棄物処理実績報告書について、内容を精査せず漫然と受理し、当該年度における処分場の残余容量の推計も行っていなかったようである。

なお、平成19年に県が行った追加調査の結果、処分場底面が当初計画から平均約5m掘削されており、産業廃棄物の推定埋立容量は、許可容量の約1.8倍の約72万m<sup>3</sup>であることが判明しているが、一般的に、最終処分場については、産業廃棄物の受入量が増加することは、すなわち売り上げの拡大につながることから、産業廃棄物処理業者は容量超過をしても処分量を増やしたいという意識が働きがちであるといわれる。したがって、RD社を指導監督する立場の県としては、産業廃棄物処理実績報告書の精査や、立入検査により把握できるその時々における処分場の現況、航空写真等の情報等を総合して超過埋立の兆候がないか監視をすべきであり、その点においては県の一連の対応は不十分であった。

(3) 同一場所での最終処分、中間処理、収集運搬の許可の保有(昭和61年(1986年)～)

旧RD社は、昭和55年(1980年)3月の最終処分場設置を皮切りに、昭和57年(1966年)7月に産業廃棄物処理業(収集運搬・最終処分)の許可を取得した後、昭和59年(1984年)10月には中間処理(破碎)、昭和61年(1986年)12月に中間処理(焼却)の許可を取得し、以降、4品目(コンクリートの破片、ガラスくずおよび陶磁器くず、ゴムくず、廃プラスチック類)以外の許可品目を拡大しながら、処分場と同一の場所で中間処理(破碎・焼却)を行う体制が続くことになった。

【行政対応検証委員会の評価】

本件処分場は安定型処分場であり、埋立処分できる許可品目は前記のとおり、工作物の除去



に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、ガラスくずおよび陶磁器くず、ゴムくず、廃プラスチック類の4品目である。しかし、同一の場所で、最終処分の許可品目以外の中間処理が行われると、本来安定4品目しか埋め立てられない最終処分場に許可品目以外の産業廃棄物が不適正処分される可能性は、作業中に紛れてしまったり、中間処理のため搬入した産業廃棄物の中間処理を行わず、違法に最終処分場に埋め立ててコストを浮かせるということも容易に想定されることから、その場所で最終処分のみしか行わない場合に比べて高くなると思われる。

同一の場所で最終処分と中間処理を行うことは、廃棄物処理法上は違法なものではなく、これらの許可をしたことは不適切とはいえないが、前記のような可能性を考慮した上でRD社に対する指導監督を行ってきたのかという点については、疑問を持たざるを得ない。

#### (4) 許可区域外での掘削・埋立て（平成3年（1991年）～平成4年（1992年））

平成3年（1991年）9月、県工業技術センターから、同センターと旧RD社間の土地で掘削が行われているとの連絡があり、旧RD社に確認すると信楽焼の陶土を採取していると回答があった。

同年11月、地元住民から先の掘削地で廃棄物を埋め立てているとの通報があった。旧RD社に確認すると、当該掘削地は許可区域内であると主張したが、計画図面より許可区域外であることが判明し、県は行為の中止を指導した。

同年12月、地元住民より、先の掘削地とは別の場所で掘削が行われているとの通報があり、県が立入りを行うと、北尾団地側に深さ約15mの規模で掘削工事が進められていることを確認した。旧RD社は「許可区域内における延長工事の一環であり、仮に一部が許可区域外にかかっていたとしても、産業廃棄物処理施設の軽微変更（処理能力の10%以内の変更）に当たり、変更届出も不要である」と主張し、これに対して県は正式に測量を実施して図面を作成し、提出するよう指導した。その後、地元住民からの通報により2度にわたり、当該掘削地において廃棄物が埋め立てられている事実を確認し、中止するよう指導を行った。また、同年12月に行った立入調査では、明らかに許可区域外と思われる部分に廃棄物を投棄していることや、廃プラスチックや廃溶剤が野積みされていることを確認した。

その後、測量の結果から、当該掘削地は全て許可区域外であることが判明し、県は旧RD社との協議の中で廃棄物の撤去と良質土での埋戻しを指導し、併せて文書指導も行うこととした。しかし、平成4年（1992年）1月には、地元住民より再度旧RD社が残土と称して廃プラスチックを混在して埋め戻しているとの通報があった。

県は、同年2月に旧RD社に対し文書指導を行い、4項目の改善を指導した。これに対して、旧RD社からは是正計画書が提出され、県はこれを受理し、旧RD社に通知した。

なお、この通知において、県は是正完了後の完了報告書の提出と県による完了検査の受検を指導しているが、現存する書類からは、完了報告書の提出および完了検査の実施の有無については不明である。

#### 【行政対応検証委員会の評価】

当時は、産業廃棄物最終処分場のような産業廃棄物処理施設の設置は届出制であり、処分場の規模の変更についても届出が必要であったが、変更の届出をしなかった者に対して発動できる行

政処分はなかったが、産業廃棄物処理業者が廃棄物処理法違反の行為をしたときは、同法第 14 条第 8 項において準用する同法第 7 条第 11 項の規定に基づき、事業停止命令を行うことが可能であり、また、本件事案においては、当初 RD 社は県の廃棄物の埋立ての中止を求めた口頭での指導に従っていないことも含め、行政処分も視野に入れた対応を検討すべきであったのではないかと。

また、この時期において、RD 社の違法行為に対して厳格な措置をとらず、また、区域外埋立てに対して廃棄物の撤去の確認のため、掘削を指導するなどの対応を行わなかったことが、後に許容量を大きく超える埋立てを許した遠因になったとも考えられる。

#### (5) 第 2 処分場の設置許可等（平成 6 年（1994 年）9 月 29 日）

旧 RD 社は、従来の処分場に隣接して新たな処分場（第 2 処分場）を設置することを計画し、平成 5 年（1993 年）9 月 3 日付けで産業廃棄物処理施設設置許可事前審査願および産業廃棄物処理業変更届を草津保健所に提出し、同所は当該書類を同年 9 月 9 日付けで県庁環境整備課に進達し、同課は同月 10 日付けでこれを収受した。

県は、申請書類の内容を事前審査の上、平成 6 年（1994 年）9 月 8 日付けで産業廃棄物処理施設設置許可申請書を正式に受付し、本件許可申請が廃棄物処理法第 15 条第 2 項各号に規定する許可の基準に適合しているものとして、同年 9 月 29 日付けで設置を許可するとともに、同日付けで産業廃棄物処理業変更届を受理した。

その後、平成 7 年（1995 年）4 月 21 日付けで旧 RD 社から産業廃棄物処理施設使用前検査申請書が提出され、同月 27 日に県は廃棄物処理法第 15 条第 3 項の規定による使用前検査を実施し、検査の結果、同法第 15 条第 2 項第 1 号の技術上の基準に適合しているとして、同日付けで産業廃棄物処理施設使用前検査結果通知書を草津保健所経由で旧 RD 社に交付した。

#### 【行政対応検証委員会の評価】

平成 3 年の廃棄物処理法の改正に伴い、平成 4 年 7 月から産業廃棄物処理施設の設置については、届出制から許可制に規制が強化されている。その許可基準は、総理府令・厚生省令で定める技術上の基準に適合していることおよび災害防止のための計画が定められていることである。

本件許可手続の過程においては、後記の平成 5 年頃からの産業廃棄物の不適正保管が継続しており、また、許可直前の平成 6 年 9 月には、RD 社が昭和 60 年頃からの産業廃棄物の収集運搬に関し、収集運搬業の許可を持たない業務委託先の車両を自社の収集運搬車両として、当該業務委託先の従業員を自社従業員として収集運搬業の許可を受け、廃棄物処理法に違反する再委託を行っていたことが判明している。

県は、当初、この違法な再委託の状況が是正されるまでは、第 2 処分場の設置許可申請の正式受付を見送る方針であったようであるが、是正に約 4 ヶ月と時間を要すること等から RD 社が県に対して要請していたとおり、是正の確約書の提出をもって第 2 処分場の許可申請を受付し、許可することに方針転換をしている。なお、確約書に係る是正の完了を県が確認したかどうかは、現存する書類からは不明である。

当時の産業廃棄物処理施設の設置の許可基準には、平成 12 年に廃棄物処理法の改正がなされるまでは、産業廃棄物処理業の許可基準のいわゆる「おそれ条項」のような産業廃棄物処理施設の設置者の適格性を審査する許可基準は存在せず、また、産業廃棄物処理施設の設置許可は許可

基準に適合している場合は、必ず許可しなければならないいわゆる<sup>きそく</sup>羈束裁量であると考えられていたことから、前記の RD 社の違反行為や、過去の廃棄物処理法違反の経緯を理由として、第 2 処分場の設置を不許可とすることは難しいと考えられ、設置を許可したことはやむを得なかったと思われる。

また、収集運搬業の再委託については、昭和 60 年頃から長期にわたっていたことを勘案し、業務停止命令を別途検討するべきであった。

(6) 旧 RD 社から発生したばい煙・ばいじん（平成 6 年（1994 年）～平成 7 年（1995 年））

平成 6 年（1994 年）頃から平成 7 年（1995 年）頃にかけて、旧 RD 社の焼却施設から発生したばい煙、ばい塵に対して住民からの苦情が頻発した。

ア 平成 6 年 7 月 13 日、地元住民より旧 RD 社の焼却施設から黒煙が出ているとの苦情があり、県は同日旧 RD 社に立入りを行い、指導を行うとともに顛末書の提出を求めた。同年 9 月 27 日に旧 RD 社から顛末書が提出された。

イ 平成 6 年 10 月 17 日、県工業技術センターより、悪臭とばい塵の飛散が多いとの連絡があった。県は同月 19 日に旧 RD 社に立ち入り、焼却施設の更新を含め、焼却物が完全燃焼するような対策を講じ、報告するよう指導した。同年 11 月 9 日、旧 RD 社から報告があった。

ウ 平成 7 年 5 月 10 日、地元住民より、ばい塵飛散の苦情があり、県は同日苦情主の元へ出向き、現場確認を行うとともに、原因と思われる旧 RD 社に立入りを行った。旧 RD 社によると「特に焼却施設に異常はない」とのことであったが、調査の上、原因があれば対策を報告するよう指導した。同月 19 日、旧 RD 社から原因と改善策についての報告書が提出された。

エ 平成 7 年 6 月 5 日、地元住民から、ばい塵飛散の再苦情があり、県は同日苦情主の元へ出向き現場確認を行った結果、ばい塵ではなく焼却灰の飛散である可能性が判明した。その後、旧 RD 社に立入りを行い焼却灰の飛散した原因を調査し、その結果を報告するよう指導した。同月 19 日、旧 RD 社から報告書が提出された。

オ 平成 7 年 7 月 14 日、地元住民から、ばい塵飛散の苦情があり、県は同日、現場確認を行うとともに、旧 RD 社に立入りを行い、焼却施設等全体の徹底的な見直しや報告書の提出等を指導した。同年 9 月 13 日、旧 RD 社から報告書が提出された。

【行政対応検証委員会の評価】

ばい煙・ばい塵に対する苦情に対しては、県は、苦情の都度、現地確認および RD 社に対する立入りを行い、原因の究明と改善策の実施を指導するなど、個別的には対応を行っているが、短期間に繰り返し苦情が発生したことを重視し、廃棄物処理法第 18 条の規定に基づく報告の徴収等により、産業廃棄物処理施設の技術上の基準、維持管理基準および産業廃棄物処理基準違反についても検討し、必要であれば、改善命令等の行政処分を発動するなど、より積極的に法に基づく監督権限の行使を検討すべきであった。

また、ばい煙・ばい塵の事案に限らず、苦情に対する対応に際し、その原因を積極的に究明しようとする姿勢が県には欠けていたように思われるが、積極的な原因究明を行うことが、別の違法行為の早期発見に繋がることもあり、結果として問題の早期是正につながるという姿勢で対応すべきであったのではないかと。



#### 【コラム】ばい煙・ばいじんによる近隣住民への被害

平成6年頃からの旧RD社の焼却施設から発生したばい煙、ばい塵による被害は、産業廃棄物処理を考える会（団体の概要は後述）において、地元住民からの証言という形でまとめられており、その記述内容を引用して紹介する。

やがて、平成5年くらいから処分場が広がってきて、6年の暮れから7年にかけてテレビが映らなくなってきました。産廃処分場は、団地と5メートルくらいの道路をへだてて接するという状態になってきました。

平成7年（1995）7月には、真っ黒なベタツとしたものがおちてきました。油っぽいものでした。樹の葉は真っ黒になるし、窓や網戸、洗濯干場、洗濯物も真っ黒です。部屋の中を歩いても足のうらが黒くなりました。

滋賀県や栗東町に言いにいきました。団地まで調べに来ましたが、「これは煤煙だ」と言うだけで、なにもしないで帰りましたし、その後も何の変化もありませんでした。

（中略）

雨ふりや曇りの日になると何か特別のものを燃やすようなので、黒いものが落ちてくるのがひどくなります。小さいつぶは毎日ふってきました。ほこりは毎日のことで。煙もひどいです。昨年（平成10年）の夏にも、とくにひどいがありました。

【このコラムの内容は参考文献⑦による。】

#### (7) 産業廃棄物の不適正保管（平成7年（1995年）5月～平成8年（1996年）9月）

旧RD社は、平成5年（1993年）頃から産業廃棄物の不適正保管を行っており、県の口頭による指導にもかかわらず、改善は行われなかった。

平成6年（1994年）には、旧RD社は、木くず約6,000 m<sup>3</sup>を処分場内に仮置きするとともに、第2処分場の設置許可を得ることを前提として産業廃棄物を受け入れており、その受け入れた産業廃棄物が山積みされていた。これらの不適正保管に対し、旧RD社は同年9月30日に顛末書を提出し、併せて同年12月までに木くずを処理し、山積みの産業廃棄物約20,000 m<sup>3</sup>についてはリサイクルのための選別後、残る10,000 m<sup>3</sup>を第2処分場で処分するとの改善計画を提出したが、是正は行われなかった。

平成7年（1995年）になり、産業廃棄物の排出事業者から旧RD社の廃棄物の山積状態について指摘があり、県は改めて指導を行った。不適正保管の産業廃棄物は、木くず約5,000 m<sup>3</sup>、廃プラスチック約3,000 m<sup>3</sup>、残土系廃棄物約100,000 m<sup>3</sup>であり、同年5月24日に旧RD社から同年8月までに、木くずおよび廃プラスチックは全量処理し、残土系廃棄物はその半分を処理するとの是正計画が提出された。県は、今回の是正計画を実施しない場合は行政処分も考えている旨を旧RD社に伝え、本件是正計画を受理し、旧RD社は同年5月から8月までの間、各月末現在の是正計画の実施状況を県に報告した。

同年9月13日、旧RD社から本件是正計画の完了報告があり、県は同月25日に現地確認を行い是正を確認した。併せて、旧RD社から残りの残土系廃棄物についての処理計画が提出された。

その後、県は平成8年（1996年）5月頃まで継続して指導を行ったが、残り50%の残土系廃棄物

の不適正保管は改善されず、また、同年4月30日および5月15日には、不適正保管との関係は必ずしも明らかではないが、廃プラスチック集積場所で火災が発生した。

【行政対応検証委員会の評価】

現存する書類からは、平成5年から平成6年にかけての一連の不適正保管の内容およびそれに対する県の対応は必ずしも明らかではないが、平成7年になって排出事業者の指摘を受けたことにより再度の指導を開始するまで、口頭による指導を行っても不適正保管が改善されない状態を事実上放置していたことは不適切であった。

また、平成7年からの指導も含め、旧厚生省通知『産業廃棄物に関する立入検査及び指導の強化について』（平成2年4月24日付衛産第30号）においては「措置すべき事項を指示する場合は文書により行うこと」とされており、本件事案については指導は文書で行うことが適切であった。また、職員ヒアリングによると、時期は特定できないが、立入検査に関して事前通告して行う場合もあったとの証言があった。同通知では、立入検査は原則抜き打ちで行うこととされており、RD社へ事前通告して行われた立入検査については、不正や違法行為の発見に全く支障がなかったとはいえないと考えられる。

平成7年8月末に木くずおよび廃プラスチックならびに残土系廃棄物50%の是正完了後、残土系廃棄物の残り50%の是正は進まなかったが、県は同年11月末から約3ヶ月RD社への立入りを行わず、状況の把握を怠っていた。その後、平成8年5月まで残りの是正が進まなかったが、県は、平成8年9月にRD社の産業廃棄物処理業の許可の更新時期を迎えることから、それまで是正の猶予を認めるような対応をしているが、本件不適正保管事案は平成5年から継続している事案であり、平成6年頃には県の担当者がRD社の管理運営能力に疑問を呈していたことや、本件不適正保管事案以外の過去の廃棄物処理法違反に対する指導の経緯等も踏まえ、是正が早期になされないのであれば、産業廃棄物処分基準違反の処分として、同法第19条の3に基づく改善命令または産業廃棄物処理業者に対する業務停止命令の発動を検討すべきであり、一連の県の対応は不適切であった。

2回の火災発生に関しては、RD社から報告書の提出はあったものの、報告書で第三者に委託したとされる原因究明について、その後報告があったかどうかは明らかではないが、処分場からの火災発生という事態にも係わらず、口頭での指導に留めていたが、火災発生の原因の究明と再発防止策について、廃棄物処理法第18条の規定による報告の徴収を行い、また、維持管理基準違反に当たるとして改善命令の発動を検討するなど、法に基づく監督権限の行使を検討すべきであった。

(8) 産業廃棄物処理業の更新許可（平成8年（1996年）9月7日）

旧RD社は、平成8年（1996年）9月6日に産業廃棄物処理業の許可期限が到来することから、同年8月21日に産業廃棄物処理業許可更新事前審査願を草津保健所に提出した。草津保健所は同月22日に当該事前審査願を県庁環境整備課に進達し、同課は同日これを収受した。その後、環境整備課において、申請書類の内容を事前審査するとともに、同年8月30日には許可更新に伴う立入検査が行われ、その結果、更新を認めることとする方針とされた。なお、同日の立入検査時においては、前記の産業廃棄物の不適正保管について、山積み状態は解消されていた。

同年9月4日付けで正式に産業廃棄物処理業許可申請書が受付され、県は廃棄物処理法第14条

第3項各号の許可基準に適合しているものとして、平成9年(1997年)9月7日に更新許可をした。

【行政対応検証委員会の評価】

県は、廃棄物処理法に規定する産業廃棄物処理業の許可基準に適合しているものとして、更新許可を行っているが、前記のとおり、平成5年頃から平成8年までの長期におよぶ産業廃棄物の不適正保管事案があったこと、県の是正指導に対してもRD社が真摯に対応したとは言い難いこと、それ以前に許可区域外の掘削・埋立ての廃棄物処理法違反を疑われる行為や、ばい煙・ばい塵の苦情等により県の指導を受けている経緯があること、平成6年頃には、県の担当者がRD社の管理運営能力に疑問を呈していたこと等から、更新許可の審査に当たっては、同法第7条第3項第4号ホの「その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」という欠格要件、いわゆる「おそれ条項」の適用による不許可処分を検討すべきであった。この「おそれ条項」の適用の可否については、旧厚生省通知『産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可事務取扱要領について』（平成5年2月25日付衛産第20号）で示されており、その中には廃棄物処理法等の法令に係る違反を繰り返し、行政庁の指導等が累積している場合であって、その資質および社会的信用の面から適切な業務運営を当初から期待できないことが明らかである場合は、不許可処分をすることができるとしている。

なお、この「おそれ条項」の適用に際しては、同通知では、旧厚生省との事前協議を求めており、また、当時は廃棄物処理業の許可は国の機関委任事務であったことから、必ずしも県の意向だけで不許可処分ができるものではないと考えられるが、少なくとも「おそれ条項」の適用を視野に入れた旧厚生省との協議を行う必要があったのではないかと。

(9) 改善命令および産業廃棄物処理施設の変更許可等（平成10年6月2日～7月3日）

ア 改善命令の発動等

平成10年6月2日、県は、旧RD社に対して許可区域を越えて産業廃棄物が処分され、法面が計画勾配を超え、産業廃棄物の飛散、流出の危険があり、産業廃棄物処理施設の維持管理基準違反にあたるとして、廃棄物処理法第15条の3に基づき、維持管理基準に適合するように改善を行うこと、同月8日までに是正計画書を提出し、承認を得ることを内容とする改善命令を行った。同日、旧RD社は産業廃棄物の超過分の一部を外部へ搬出すること、法面勾配の是正を行うこと等を内容とする是正計画書を提出した。

さらに県は、同日付で、産業廃棄物処理施設の変更許可を受けずに埋立面積および容量を超過したことは遺憾であるとして、改善計画書の提出を求める文書指導を行った。

平成10年11月11日、県が栗東町（当時）と共にRD社に立入りを行った際に、第2処分場を30m×50m×深さ20mにわたり、掘削していた（深掘り）ことが判明し、県は産業廃棄物で埋め戻さないように指示した。その後、当初の是正計画にはなかったこの掘削について、旧RD社から当初是正計画の変更という形で申し入れがあり、県はこの是正計画の変更を認めることとしたが、同年12月1日には旧RD社より、県の指導に反して深掘箇所産業廃棄物を投入していたこと、先の当初是正計画の変更の申し入れに係る報告書は虚偽の内容であったこと等の報告があった。

この一連の行為に対し、県は同年12月16日に『産業廃棄物処理施設の改善について』と題した文書を旧RD社に送付し改善を指導するとともに、今後不誠実な行為があった場合には、産業

廃棄物処理業の許可取消しを含む行政処分を行う旨を伝え、これに対し同月 21 日には旧 RD 社から誓約書が提出された。

また、同月 17 日、県は深掘箇所産業廃棄物の搬出および掘削の確認を、同月 25 日には栗東町立会のもと、深掘箇所の良土による埋め戻しを確認した。

#### イ 産業廃棄物処理施設の変更許可等

RD 社は、平成 10 年 6 月 3 日付けで第 1 処分場および第 2 処分場の面積および容量拡大に係る産業廃棄物処理施設変更許可事前審査願を、同月 4 日付けでガス化溶融炉の新規設置に係る産業廃棄物処理施設設置許可事前審査願をそれぞれ草津県事務所に提出した。同事務所は、同日これらの事前審査願を県庁環境整備課に進達し、同課は同日これらを収受した。

その後、環境整備課において事前審査を行った後、同月 12 日付けで正式にこれらの許可申請書が受付され、県はそれぞれ廃棄物処理法第 15 条第 2 項各号の許可基準に適合しているものとして、平成 10 年 7 月 3 日に第 1 処分場および第 2 処分場については変更許可を、ガス化溶融炉については設置の許可を行った。

なお、変更許可後の第 1 処分場の面積は 35,384 m<sup>2</sup> (変更前 23,386 m<sup>2</sup>)、容量は 292,943 m<sup>3</sup> (変更前 183,150 m<sup>3</sup>)、第 2 処分場の面積は 9,276 m<sup>2</sup> (変更前 8,652 m<sup>2</sup>)、容量は 122,437 m<sup>3</sup> (変更前 59,550 m<sup>3</sup>) の増加となり、変更前に比べると合計では面積で 12,622 m<sup>2</sup>、容量で 172,680 m<sup>3</sup> の増加となっている。

#### 【行政対応検証委員会の評価】

廃棄物処理法第 15 条の 3 は、「都道府県知事は、(中略) 期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。」と規定するが、本件改善命令には是正計画書を提出し、県の承認を得る期限は定められているものの、改善の履行期限については定められておらず、適正な改善命令の履行を担保することができないため、その点は不適切であった。

また、前年度である平成 9 年度の書類が全く残っていないため、本件改善命令に至る経緯については不明であるが、RD 社が提出した是正計画は、許可容量を超過した産業廃棄物の一部を搬出し、残りの産業廃棄物は平成 10 年 5 月 27 日に埋立てを廃止している第 1 処分場および第 2 処分場の規模拡大の変更許可により対応するというもので、事実上、変更許可とセットとなった是正計画である。また、是正計画が改善命令と同日に提出されていることから、事前に県と是正計画の内容についてすり合わせていることが推定される。

このような、違法行為の追認とも受け取れる是正内容となった理由として、県は、許可容量を超過した産業廃棄物の全量を処分場外へ搬出させることも検討したが、地元自治会と RD 社との間で車両台数の制限があるため、容量超過分の全量を処分場外へ搬出するには約 9 年半を要し、周辺生活環境への影響が懸念されることや、防災上の観点から重大な支障を及ぼす可能性があることから、RD 社に場外搬出をできるだけ行わせた上で、産業廃棄物の飛散流出を防ぐため、処分のための容量の増加を変更許可したと説明している。

しかし、産業廃棄物の処分場外への搬出に約 9 年半を要することによる周辺生活環境への影響を考慮して、このような是正計画を認めることは本末転倒であり、むしろ許可容量をはるかに超えた産業廃棄物が処分場内に存在することによる周辺生活環境の影響を重視し、地元住民の理解と協力を得て、許可容量を超過した産業廃棄物の全量撤去を前提とした是正計画を策定させることが必要



であったのではないと思われる。

仮に、許可容量超過分の産業廃棄物について全量撤去を行わせたり、本件改善命令の履行中に RD 社が深掘りを行い、産業廃棄物を埋立てしていた事実から、他にも同様のケースがあるのではないかと RD 社を追及し、調査を行っていけば、最終的に許可容量の 1.8 倍の産業廃棄物が埋め立てられていたという処分場の全貌がこの時点で明らかになっていた可能性もあり、同社の責任をうやむやにするかのような変更許可を行ったことおよび変更許可とセットになった是正計画を受理したことは、ともに失当であったといわざるを得ない。

また、変更許可を受けずに処分場の規模の拡大を行ったことおよび改善命令発動後の RD 社の不誠実な行為に際しても、県は依然として文書指導に留めているが、処分場の規模の無許可変更は明確な廃棄物処理法に違反する行為であり、また、是正計画の変更に関し虚偽報告を行ったことについては、改善命令に従わなかったものと解することも可能であることから、これらを理由として RD 社に対して業務停止命令を発動するなど、毅然とした対応をとるべきであった。

なお、処分場の変更許可と同時に、RD 最終処分場問題が大きく取り上げられる端緒となったガス化溶融炉の設置許可が行われている。RD 社が、ガス化溶融炉設置許可の事前審査願を県に提出した直後の平成 10 年 6 月 17 日には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 85 号）が施行される予定となっていた。

この改正法においては、「住民の環境意識への高まりや環境負荷増大のおそれに対する不安の下で、廃棄物処理施設設置をめぐる地域紛争が多発している状況を踏まえ、地元住民等の意向が適切に反映され、個々の施設が地域ごとの生活環境の保全に十分配慮されたものとなるよう、施設の設置許可手続の見直し」（旧厚生省通知『廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について』（平成 10 年 5 月 7 日付生衛発 780 号））が行われており、具体的には産業廃棄物処理施設の設置許可の申請に際しての環境影響評価書の添付、許可申請書等の告示および縦覧、利害関係者の意見書の提出等が新たに手続に盛り込まれた。ただし、平成 10 年 6 月 16 日以前に許可申請があったものについては、これらの新たな手続は適用されず、旧法の手続によるものとされていた。

ガス化溶融炉の設置許可の申請が正式受付されたのは、同月 12 日付けであることから改正法の規定は適用されず、許可申請を受理することに問題はなかったが、当時、ガス化溶融炉はほとんど稼働実績がなかったことや、RD 社の一連の過去の経緯から地元住民の間に不安・不信があったこと等を考慮すると、前記の改正法の趣旨を十分に踏まえて、改正法による産業廃棄物処理施設の設置手続によることを行政指導する等の慎重な対応が必要であったと思われる。

## 2 硫化水素ガス発生から 4 項目の改善命令前まで（平成 11 年（1999 年）10 月 11 日～平成 13 年（2001 年）12 月 25 日）

### (1) ガス化溶融炉の導入と公害調停（平成 11 年（1999 年）12 月～平成 12 年（2000 年）12 月）

旧 RD 社は、平成 10 年（1998 年）6 月 12 日付けで第一処分場の廃棄物埋立箇所上にガス化溶融炉を設置しようとする産業廃棄物処理施設設置許可申請を県に提出し、県は同年 7 月 3 日に許可を行った。

周辺住民等からは、旧 RD 社に対する不信感や新技術であったガス化溶融炉に対する不安等から、平成 11 年（1999 年）12 月頃から翌年 12 月頃まで、ガス化溶融炉の試運転中止の指導や業者を交えた合同説明会開催等の要望・要請が県に多数寄せられた。

また、旧RD社は平成11年(1999年)11月1日、公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)に基づき、滋賀県公害審査会に対し、周辺住民を相手方とし「ガス化溶融炉システムおよび申請人の業務内容の点検、調査等についての然るべき協定の締結」を請求事項とした調停を申し立てた。これに対して、住民側も平成12年(2000年)4月3日、同審査会に対して旧RD社を相手方にした調停を申し立てた。その後、旧RD社申立ての調停については9回、住民側申立ての調停については8回の調停期日を重ね、その中で同年11月には調停委員会から中間合意案が提示されたが、結果的にはともに調停申請の取下げという形で不調に終わっている。

#### 【コラム】ガス化溶融炉をめぐる公害調停

ガス化溶融炉をめぐる公害調停については、前述の旧処分場と住民運動について記述された書籍でも触れられており、同書では中間合意案に対する住民の当時の意見が記述されていることから、以下に引用する。

二〇〇〇年秋ごろ、RDは翌年二月にガス化溶融炉を動かす準備をしているという噂がもっぱらであった。それはガス化溶融炉自体をきれいに化粧し、最後の仕上げに入ったと見えたためである。しかしそれよりも確からしいのは、公害調停においてそうした気配がみられたことである。

そのことがはっきりと出てきたのは、十一月二十七日の第六回「公害調停」の日に、調停委員会から提案された「中間合意案」であった。要約すると次のようである。

「RD、調停委員会、合同対策委員会、滋賀県、栗東町が協議会に参加し、埋立て廃棄物の調査、地下水の調査を行ない(原文ママ)、対策を検討する。全員一致で決める。費用はRDが負担。中間合意案が成立した後自粛している営業を再開する。」

これは、いよいよ自粛を解き、ガス化溶融炉の稼働に向かうものであると考えられた。

(中略)

第一回の「調停」は二〇〇〇年一月に行われ、双方から聞き取りがなされた。以後住民側はガス化溶融炉については調停で話し合わないとして出席を拒否してきた。そして四月一日、今後は住民四十七名が「何を焼却し、埋め立てをしたかの管理伝票の提出、処分場内に存在する有害物質の調査の実施、今後の有害物質の管理・除去についての計画など明らかにすること」を求めて、弁護士一名を代理人として「公害調停」を申請した。(中略)

その後「少なくともRD社はきちんと法に従った手続き、許可を取って操業しているし、故意に違法操業を行う意思はまったくない」として、「可能な限りRD社の責任と費用負担でもって解決に当り、回復措置を取りたいと考えている。その意味で早期の方針の策定を願っている」との「準備書面」を十一月二十日に提出した。しかし処分場内に見えているドラム缶をはじめ多くの「違法な」廃棄物の処理についての資料はまったく出されなかった。

そして十一月二十七日に「中間合意案」が提出されたのであった。住民側は、十二月の第七回調停でこの案は受け入れられないという「意見書」を提出した。その理由は、

「RDは加害者であり、住民は被害者である。行政は監督指導責任者である。加害者と被害者が同じテーブルに着くためには、加害者は今までの加害の実態、原因(埋立物の種類、量、時期、場所など)を明らかにし、住民に謝罪すべきである。実態が明らかになっていないのに対策が立てられるはずがない。このような現状で同席することは、RDの今までの態度を認めることにもなり、住民の今日までの努力は水泡に帰するであろう」というものであった。

【このコラムの内容は参考文献⑨による。】

一方、住民から県に対しては、ガス化溶融炉に関して平成 11 年 12 月 24 日に産業廃棄物合同対策委員会（小野自治会、赤坂自治会、栗東ニューハイツ自治会、日吉が丘自治会、北尾自治会、中浮気団地自治会、考える会で結成。以下「合対」という。）から滋賀県知事に対し提出された要求書が提出されている。

#### 要求書

##### <要求事項>

栗東市小野地先に於いて、(株)RDエンジニアリングが建設中の「ガス化溶融炉」の件に関し、下記の3項目を要求致します。

- (1) 滋賀県主催において、(株)RDエンジニアリング、産業廃棄物処理問題合同対策委員会、栗東町を交えた合同説明会を開催し、安全性、事故の責任追及及び補償問題、危険性などの十分な説明と討議を行うこと。
- (2) (株)RDエンジニアリングによる「ガス化溶融炉」新設の許認可に至る経過及び全て環境資料の開示及び提出。
- (3) 上記項目を速やかに行い、住民が安全を納得しない限り「ガス化溶融炉」の試運転及び運転を許さないことを(株)RDエンジニアリングに命ずること。

※要求書には合対参加自治会の各会長から滋賀県環境整備課長あての要求書が添付されていた。

このほか、平成 12 年 1 月 10 日には考える会からガス化溶融炉を硫化水素ガスが発生する処分場に建てることの安全性や事故があった際の住民への健康被害や地下水汚染への対応について質問が提出されているが、県は廃棄物処理法に基づいて審査し、適法な施設であるとして許可したという旨の回答をした。

住民のガス化溶融炉の試運転に対する不安が高まる中で、県は、ガス化溶融炉の稼働の前提となる使用前検査への対応として、新たに滋賀県廃棄物処理施設の使用前検査に係る取扱い要綱を制定し、一定期間の試運転により施設の性能を確認した後に稼働を認めるか判断することとした。また、平成 11 年 10 月および平成 12 年 1 月の硫化水素ガス発生を受けて、硫化水素問題についての理解が得られた上でガス化溶融炉の使用前検査、試運転に当たっていくという方針を打ち出し、事実上、住民の理解が得られない限りは使用前検査を行わないこととした。

結局、ガス化溶融炉は概ね完成したものの、一連の硫化水素問題を受けて旧RD社が営業を自粛する状況の中、平成 13 年（2001 年）2 月 7 日に旧RD社からガス化溶融炉を廃止する旨の産業廃棄物処理施設軽微変更届が提出され、ガス化溶融炉は稼働することなく、解体撤去された。

#### 【行政対応検証委員会の評価】

ガス化溶融炉について、県は、産業廃棄物処理施設の設置許可は適正に行われたとしながらも、硫化水素問題による住民の RD 社への不信、ガス化溶融炉への不安の高まりを受けて、新たに要綱を制定したり、事実上、住民の理解が得られない限りは稼働の前提となる使用前検査を行わない方針とするなど、住民に配慮した一定の対応は行っていると思われる。

しかし、使用前検査時に理解を得ることを前提とすることで、今回の住民からの要望に対する回答等において、具体的な個々の質問にすべて回答されていない場合もあり、十分な説明に欠けていたと思われる点も見受けられ、その点は反省すべきであった。

(2) 硫化水素ガス発生後の対策（平成 11 年（1999 年）10 月～平成 13 年（2001 年）12 月）

平成 11 年（1999 年）10 月 11 日、住民から警察署および消防署に「有毒ガスが発生している」との通報があり、県は翌 12 日に、栗東町および消防署の立会のうえで現地確認調査を行い、処分場東側の排水溝で 50ppm を超える硫化水素ガスを確認した。

県は、住民団体から硫化水素の発生原因を突き止めるなどの緊急申入れを受け、同月 28 日には、住民と共同して処分場内の廃棄物サンプリング調査を行い、旧 RD 社に対しては、硫化水素ガスの発生原因が究明されるまでは、改善命令に係る是正工事を中止するよう要請した。また、硫化水素ガスの発生原因の究明と対策のため、同年 11 月 27 日に栗東町小野地先産業廃棄物最終処分場硫化水素調査委員会を設置し、同委員会からの助言を受けながら、同年 12 月 21 日から平成 12 年（2000 年）6 月にかけて配水管周辺の準備調査、処分場内 2 か所でのボーリング調査、ガス抜き管敷設のためのメッシュ調査およびガス抜き作業等を実施させた。同委員会は、平成 13 年（2001 年）5 月 16 日まで 8 回にわたり開催され、硫化水素の発生以降実施された廃棄物掘削調査や地下水調査等の結果をもとに、同年 6 月に報告書がとりまとめられた。

硫化水素調査委員会の調査および硫化水素ガス発生対策

1 調査目的

硫化水素およびメタンガスの発生原因を究明し、かつ発生防止対策を講ずるための基礎資料を得ること。

2 調査内容

(1) 排水管内ガス調査

- ・[平成 11 年 12 月] 12 地点（全長 130m、10m 毎）
- ・硫化水素、メタン、酸素

(2) 表層ガス調査

- ・[平成 11 年 12 月] 30 地点、[平成 12 年 1 月]（追加調査）20 地点、[平成 12 年 1 月]（硫化水素高濃度地点絞り込み調査）29 地点、[平成 12 年 6～7 月]69 地点
- ※平成 11 年 12 月および平成 12 年 6～7 月は削孔に溜まった浸透水の水質も測定した。
- ・温度、硫化水素、メタン、酸素

(3) ボーリング調査

平成 11 年 12 月の表層ガス調査と平成 12 年 1 月の表層ガス調査の追加調査で硫化水素が高濃度で検出された 2 地点でボーリング調査を実施した。

ア 廃棄物観察

- ・[平成 11 年 12 月] 2 地点、[平成 12 年 7～8 月] 1 地点

イ 孔内ガス測定

- ・[平成 11 年 12 月] 2 地点、[平成 12 年 7～8 月] 1 地点
- ・硫化水素、メタン、酸素

ウ 孔内温度測定

- ・[平成 11 年 12 月] 2 地点、[平成 12 年 7～8 月] 1 地点

(4) 浸透水調査

- ・[平成 12 年 1 月] 2 地点、[平成 12 年 7～8 月] 1 地点



- ・ 6項目（水素イオン濃度（pH）、電気伝導度（EC）、全有機体炭素（TOC）、生物化学的酸素要求量（BOD）、硫化物イオン（S<sup>2-</sup>）、硫酸イオン（SO<sub>4</sub><sup>2-</sup>））

### 3 調査結果

#### (1) 排水管内ガス調査

- ・ メタン：4地点検出、硫化水素検出：1地点検出（26.0ppm）、酸素：空気組成に近い

#### (2) 表層ガス調査

[平成11年12月]

- ・ 温度：調査エリアの中心から西側の斜面にかけて高かった。（最高64.1℃）
- ・ 酸素：温度の高い区域と酸素濃度の高い区域は大まかに重なっている
- ・ メタン：ほぼ全域で検出され、最高78%で検出された。
- ・ 硫化水素：南側の平地で高く、最高124ppm（No.2地点）で検出された。

[平成12年1月]（追加調査）

- ・ 硫化水素：前年12月に硫化水素が最高濃度で検出された地点（No.2地点）の南西側を中心に調査を実施したが、高濃度で検出された地点はなかった（最高47ppm）。なお、同月にメタンが58%で検出された地点の5m西側（No.1地点）で硫化水素が109ppmで検出された。
- ・ メタン：前年12月に硫化水素が最高濃度で検出された地点の南西側を中心に調査を実施したが、高濃度で検出された地点はなかった（最高8%）。なお、同月にメタンが58%で検出された地点の5m西側でメタンが65%で検出された。

[平成12年1月]（硫化水素高濃度地点絞り込み調査）

- ・ 硫化水素：以下の「(3) ボーリング調査」において、No.1地点の孔内で高濃度の硫化水素が検出されたことから、その周辺で調査を実施し、高濃度地点の絞り込みを行ったところ、No.1地点の南西側の地点で硫化水素が最高820ppmで検出され、その約20m四方の範囲では100ppm以上で検出された。

[平成12年6～7月]

- ・ 温度：処分場西側の斜面に近い地点で高い値を示し、最高73.3℃（I-9地点）であった。
- ・ 硫化水素：平成12年1月までに実施していない処分場の西側で調査を実施したところ、硫化水素が1,120ppmの高濃度で検出された。このことから、この地点（K-9地点）周辺における硫化水素の分布を把握するため、近傍の7地点で追加調査を行ったところ、この地点の6m西側の地点（K-9-5地点）で硫化水素が最高22,000ppmで検出された。なお、近傍の7地点間の濃度差は顕著であった。
- ・ メタン：処分場南西側で高い濃度を示し、最高76%（M-8地点）で検出された。

#### (3) ボーリング調査

平成11年12月の表層ガス調査で硫化水素が124ppmで検出された地点（No.2地点）と平成12年1月の表層ガス調査の追加調査で硫化水素が109ppmで検出された地点（No.1地点）でボーリング調査を実施した。また、平成12年7月の表層ガス調査で硫化水素が22,000ppmで検出された地点（No.3地点）でボーリング調査を実施した。

#### ア 廃棄物観察

No.1 地点で確認された廃棄物は、コンクリート、プラスチック類、ガラス、磁器、金属、布、紙、木片であった。No.1 地点の GL-4m 付近では油分の付着がみられた。No.2 地点で確認された廃棄物は、コンクリート、プラスチック類、磁器、レンガ、ゴム、金属、木片であった。No.3 地点で確認された廃棄物は、アスファルト、レンガ、コンクリート、ビニール、合成繊維、プラスチック類、ゴム、発泡スチロール、木片、金属、紙であった。

#### イ 孔内ガス測定

- ・硫化水素：No.1 地点では、GL-6～10m の深度で高濃度の硫化水素が検出され、GL-9m で最高濃度 15,200ppm を示した。No.2 地点では、GL-9～13.5m の深度で硫化水素が検出されたが、GL-13.5m で最高濃度 19.5ppm を示した。No.3 地点では、GL-2m の深度で 15,000ppm と高濃度の硫化水素が検出されたが、他の深度では 0～74ppm であった。
- ・メタン：No.1 地点では、全深度でメタンが検出され、GL-12.0m で最高濃度 84% を示した。No.2 地点では、3 深度でメタンが検出されたが数%程度であった。No.3 地点では、全深度でメタンが検出されたが、十数～数%と比較的低濃度であった。

#### ウ 孔内温度測定

- ・No.1 地点では、全深度で 25℃以上であり、最高温度は 39.6℃であった。No.2 地点では、全深度で 25℃以上であり、最高温度は 32.6℃であった。No.3 地点では全深度で 30℃以上であり、最大 50.5℃であった。

#### (4) 浸透水調査

[平成 12 年 1 月]

- ・No.1 地点：水素イオン濃度 (pH)：7.0、電気伝導度 (EC)：376mS/m、生物化学的酸素要求量 (BOD)：15mg/L
- ・No.2 地点：水素イオン濃度 (pH)：7.5、電気伝導度 (EC)：289mS/m、生物化学的酸素要求量 (BOD)：7.7mg/L
- ・No.3 地点：水素イオン濃度 (pH)：8.1、電気伝導度 (EC)：407mS/m、生物化学的酸素要求量 (BOD)：18mg/L

#### 4 硫化水素調査委員会の結論または調査報告後に県がRD社に命じた対策

##### (1) 第3回硫化水素調査委員会（平成12年2月）の結論に基づき指導した対策

地中の硫化水素が安全な濃度に低下するまで、処分場内の高濃度区域にガス抜き管を敷設させ、ガスの除去処理を実施するよう指導した。

平成12年2月に旧RD社から硫化水素の実施計画が提出され、平成12年3月から硫化水素ガス処理対策装置が稼働した。この装置は、孔内ガス調査で15,200ppmの硫化水素が検出されたNo.1地点（孔底GL-18.5m）の浸透水観測井戸および表層ガス調査で820ppmの硫化水素が検出された地点に新たに設置された吸引井戸（孔底GL-16.0m）からガスを吸引し、2%の酢酸亜鉛溶液に硫化水素を吸収させ処理するものであった。

##### (2) 硫化水素発生原因調査報告書の提出（平成13年6月）後に指導した対策

硫化水素発生原因はほぼ解明されたと考えられるものの、その抜本的な対策は着手されていないことに加え、浸透水の水質が維持管理の技術上の基準に適合していないこと、浸透水が地下水に漏洩している可能性が大きく周縁地下水の水質悪化のおそれが極めて高い

こと、硫化水素等の悪臭が発散するおそれがあるにもかかわらず、生活環境の保全上必要な措置が講じられていないことから、平成13年12月に改善命令を発出した。改善命令の内容および旧RD社が実施した対策については、第1部第2章(3)「4項目の改善命令から旧RD社の破産まで」を参照。

一方、県では、旧RD社に対し、埋立品目を確認するため、これまでの埋立処分実績等について平成12年(2000年)1月21日に廃棄物処理法第18条に基づく報告徴収を行い、また、平成13年(2001年)1月からは高濃度区域のケーシングによる廃棄物調査やボーリングによる地下水等の調査を実施した。

県の住民対応については、その主なものとして、硫化水素ガス発生の翌月に知事が処分場を視察し住民代表と面談するとともに、翌年2月の住民集会に参加した。また、個々の住民協議とは別に、県町共催で住民説明会が、平成12年(2000年)2月から平成13年(2001年)7月にかけて3回開催された。

このような経緯を経て、県は、平成13年(2001年)8月29日に対策試案を、また10月11日には対策案を提示し、12月26日に旧RD社に対して改善命令を発した。

#### 【行政対応検証委員会の評価】

##### 1 県の調査等への対応

平成11年10月の硫化水素ガス発生直後、上記概要のとおり、県は原因者であるRD社をして、種々の発生原因調査を行わせるとともに、自らも、ケーシングやボーリング調査を行った。また、安定型処分場から硫化水素ガスが発生するという全国的にも例がないことから、県は栗東町小野地先産業廃棄物最終処分場硫化水素調査委員会を設置し、その発生原因の究明やその対策に努めてきた。

また、県の住民対応では、調査の実施においては住民に説明や協議を行うとともに、県町共催の住民説明会が開催され、さらに、RD社へ改善命令を発する際には、対策試案や対策案を事前に示し住民と協議しており、硫化水素ガス発生後の調査や住民説明については、周辺住民の不安の解消に向けて一定の対応がなされていた。

住民ヒアリングでは、硫化水素ガス発生の確認以前に、処分場の臭いを「近くの工場の臭いや」、「どこの処分場でも臭いはする」などの県職員の問題発言があったとされる発言があったが、ガスが発生していたのか、またその対応がなされたのか、そのような発言の真偽は記録が確認されず、不明であったが、少なくとも、住民と県とのこのようなやり取りについては、住民からの苦情や情報があった場合は、職員個々がその場で対応するだけでなく、その都度その経過および内容をできるだけ詳しく記録、整理し、県が組織として対応すべきであったと考えられ、この観点から、県の当時の住民対応については、不十分ではないか。

##### 2 業者への対応

硫化水素ガス発生後、県は直ちにRD社に対し、廃棄物処理法第18条に基づく報告の徴収を行うとともに、処分場内の是正工事の中止や処分業の自粛要請、また、硫化水素ガス発生原因の究明と対策についての文書指導を行い、メッシュ調査やガス抜き作業等を実施させてきた。

これらの一連の経過を見る限り、業者への指導については順次進められ、一定の対応がなさ

れていた。

県は、当時全国的にも例を見ない硫化水素ガス発生という事態を受けて、「原因者である RD 社の責任において是正させる」ことを前提に、一つひとつの問題の解決に取り組む基本姿勢で臨んできたが、すべての住民要望を直ちに解決することは困難であると考えられるものの、このような住民要望を十分把握し、整理検討したうえ、その内容をしっかり知らせるとともに、適切な対策等を講じながら、問題を解決していく努力が不十分ではなかったのか。

#### 【コラム】硫化水素ガスの発生と産業廃棄物処理を考える会の活動

平成 11 年 10 月には、栗東町で「産業廃棄物処理を考える会※」（以下「考える会」と言う。）が発会された。この会の作成した冊子での硫化水素に係る記述を以下引用する。

一九九九年十月九日の町民集会兼「産業廃棄物処理を考える会」（以下「考える会」）の発会式では、日本農村医学研究所客員研究員関口鉄夫氏の講演を準備した。前日からきていた関口氏は住民といっしょに RD 処分場を見に行った。そのとき、処分場から北尾団地の住宅地に向いた排水管を通して卵の腐ったような臭いがでているのを嗅いで、「これは硫化水素である。猛毒なのですぐなんとかしないといけない」と住民に伝えて、いつから臭っているのかと尋ねた。

（中略）

十一日、強くなってきた臭いに危険を感じた住民は、湖南消防署、草津警察署に連絡をした。多くの住民が硫化水素の臭いがきつい排水管の場に集まってきていた。到着した警察署生活安全課の人は「くさい」と言ってその場を離れ、消防署の隊員が検知器を排水管に差し込んだ。

そして「硫化水素は検知しない。こういう廃棄物処理場ではメタンが出やすいのだが」と取り囲んでいた住民や RD エンジニアリング（以下 RD）処分場幹部に話した。それを聞いた RD 幹部は「メタンだから心配ない」とふれて回った。

（中略）

翌十二日午前、北尾団地住民および考える会メンバー約五十人で、滋賀県環境整備課（二〇〇〇年度より廃棄物対策課と名称変更のため以下は新名称を使う）に押し掛けた。硫化水素の危険性と不安を訴え、ただちに対策をとることを求め、午前中かかって「午後三時に現地調査すること」を約束させた。その足で消防署へ行き、ここでは玄関に立ったままの交渉で「本日再度調査すること」にさせた。

三時、現地では強い臭いが流れてきた。硫化水素ガスは、消防署の検知器で五十 ppm の濃度をふりきる高い値を示した。

※考える会の活動の詳細は第 7 章参照

【このコラムの内容は参考文献⑨による。】



### 【コラム】硫化水素ガスの人体への影響について

平成 11 年の硫化水素ガスの発生に関して、ヒトが硫化水素ガスに曝露したときの影響については次のとおりである。

硫化水素ガス濃度 (ppm)	影響
0.03	臭いの感知の限界度
50	不快臭となる
50～100	気道刺激、結膜炎
100～200	嗅覚麻痺
200～300	1 時間曝露で亜急性中毒
600	1 時間曝露で致命的中毒
1,000～2,000	即死

【このコラムの内容は参考文献⑩による。】

### (3) 硫化水素調査委員会における対応（平成 11 年（1999 年）11 月～平成 13 年（2001 年）5 月）

県は硫化水素ガスの発生原因の究明と対策の策定を行うにあたり、専門家の立場から適切なアドバイスを得るため、平成 11 年（1999 年）11 月 27 日に学識経験者 3 名による栗東町小野地先産業廃棄物最終処分場硫化水素調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置した。

その委員には、廃棄物全般に精通され、県環境審議会の廃棄物部会長や旧厚生省の生活環境審議会の委員を務めた識者などを選任し、委員長は委員の互選により決定された。

調査委員会は、同年 11 月 27 日から平成 13 年（2001 年）5 月 16 日まで 8 回にわたり非公開で開催されたが、その会議終了後、地元住民等に検討結果など概要が説明されている。

#### 【行政対応検証委員会の評価】

調査委員会は、硫化水素ガスの原因の究明とその対策を検討するために設置されたものであり、委員は、硫化水素問題などの専門的知識を有する学識経験者から選任されており、調査委員会の設置目的に照らして、委員選任に問題は見当たらない。

調査委員会については、①委員会の意思形成に支障が生じるおそれがある。②公正かつ円滑な議事運営に支障を生じるおそれがあり、自由な意見または情報の交換が妨げられる可能性が高いことから、非公開として会議が運営された。そのため、このことを補完する意味から、当時の「附属機関等の会議の公開に関する指針」（平成 11 年 12 月 7 日決定）に基づき、県は、委員会終了後、速やかに報道機関および地元代表に会議資料の公開や検討結果の公表、概要の説明を実施している。しかし、調査委員会は、硫化水素ガスの発生原因究明のため、科学的、専門的な見地から、事実解明がなされるものと考えられ、非公開事由とされる委員会の意思形成や自由な意見や情報の交換に与える影響は少ないと考えられる。

また、住民不信を招かないよう、その理解を得るためには、議論の過程から透明性を高めることが必要であり、調査委員会の公開は必要であったのではないかと考えられる。

#### (4) 経堂池に係る問題（平成12年（2000年）4月～6月）

旧処分場の下流に位置する経堂池に関して、平成12年（2000年）4月14日付けで、地元自治会から県に対して、透明度、水素イオン濃度（pH）、化学的酸素要求量（COD）および浮遊物質量（SS）に関する対策や硫化水素発生原因調査作業による汚水流入対策の要望がなされた。さらに、同年6月2日付けで、経堂池の水を抜いたうえ池の底のヘドロを除去するとともに、処分場からの流入地下水を防ぐための防護壁の設置の要望がなされた。

なお、旧処分場からの排水が周辺的生活環境に与える影響を調査するため、栗東町が平成11年度（1999年）から平成15年度（2003年）に底質調査、水質調査、水稻調査および生物調査を行った。

##### 実施した調査

###### 1 経堂池の底泥及び水質調査

調査目的：産業廃棄物安定型最終処分場の排水が流入する経堂池の底質について、公害の未然防止のため底質調査を実施。

調査月日：平成11年9月8日と11月17日

調査概要：ダイオキシン類、重金属、揮発性有機塩素化合物、農薬などの有害物質など29項目の調査を実施した。

調査結果：いずれの試験項目も異常は認められなかった。

###### 2 小野地域水質調査

調査目的：記載なし

調査月日：平成12年（2000年）3月3日～3月22日

調査概要：6地点で試料を採取し、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、溶存酸素量（DO）および電気伝導度（EC）を分析した。

調査結果：全ての地点で化学的酸素要求量（COD）が農業用水基準（要望値）を超過し、水素イオン濃度（pH）および電気伝導度（EC）は一部地点で農業用水基準（要望値）を超過した。

###### 3 経堂池・三ツ池水質調査

調査目的：産業廃棄物安定型最終処分場の排水が流入する経堂池の水質について、公害の未然防止のため、および三ツ池については、農業用水の適否を調べるため水質調査を実施。

調査月日：平成15年2月7日

調査概要：ダイオキシン類、環境基準項目、生活環境項目の水質検査を実施した。

調査結果：経堂池で全窒素が、全ての地点で化学的酸素要求量が農業用水基準を超過した。

###### 4 水稻生育及び玄米含有物質調査

調査目的：旧RD最終処分場の排水が流入する経堂池の用水による水稻栽培により、水稻の生育と玄米中の有害物質の有無による汚染状況を調査することを目的とした。

調査月日：平成12年6月20日と10月13日

調査概要：経堂池からの用水とする水田と、三ツ池からの用水とする水田で耕作者、水田面積、肥料などを同じくした状態にて稲の生育と玄米の含有物質につき比較調査を実施

した。

調査結果：水稲生育、玄米含有物質いずれも異常は認められない。

#### 5 経堂池水生底生生物調査（1回目）

調査目的：RDエンジニアリング（株）最終処分場およびその周辺地域から表流水および排水などが流入する経堂池の底質中に生存する小動物を採取・同定し、種類・個体数等を測定し、その結果から経堂池の水質、自然状況などの推定を実施。

調査月日：平成12年11月23日～平成13年3月31日

調査概要：経堂池の底質中に生存する小動物を採取して種類・個体数等を測定し、その結果から経堂池の水質、自然状態の調査を実施した。

調査結果：上流の2地点では中・下流域3地点とは底生生物環境が異なる環境にあると判断された。これらの上流部の池底質、あるいは水中に生物相の変遷を引き起こす、何らかの要因が作用している可能性があると思われる。

#### 6 経堂池水生底生生物調査（2回目）

調査目的：経堂池の底質中に生存する小動物を採取・同定し、種類・個体数等を測定し、その結果から経堂池の水質、自然状況などの推定を実施。

調査月日：平成13年9月21日～平成14年3月31日

調査概要：経堂池の底質中に生存する小動物を採取して種類・個体数等を測定し、その結果から経堂池の水質、自然状態の調査を実施した。

調査結果：①池の底質に含まれる人工物の量が、池が外部から受ける影響の度合いの指標になりうる可能性が示された。

②経堂池上流の2地点では、中・下流域3地点とは底生生物環境が異なる状態にあると推定された。これらの地点の池底質、あるいは水中に生物相に影響を与える何らかの要因が作用している可能性が高いことが改めて確認された。

③この影響は、池の水位が高い状態ほど顕著化する可能性が高いと推定された。

#### 【行政対応検証委員会の評価】

地元自治会から経堂池の浄化対策等について、県に要望があったが、経堂池の水質については、栗東町による経堂池や処分場周辺の水質調査や、県がRD社の破産後に実施した調査においても、いずれも環境基準を満たしていることから、県がRD最終処分場問題の対策として、経堂池の浄化対策等を実施することは困難と考えられる。

#### (5) 地下水および掘削委託調査に係る対応（平成12年（2000年）12月～平成13年（2001年）5月）

硫化水素問題の原因究明等については、調査委員会からの助言を得て旧RD社に調査を実施させてきたが、平成12年（2000年）7月13日に硫化水素ガス発生に係る処分場の実態解明と有害物質の除去など適正な処理に関して県議会で請願書が採択され、県が予備費により委託調査を実施することとなった。

調査は、埋め立てられた廃棄物の分布状況および処分場に起因する地下水への影響等を把握するための地下水等調査業務、硫化水素ガスの発生原因を究明するための最終処分場掘削調査業務をい

ずれも同じ調査会社に委託して実施した。

この調査について、次の2点について分析の方法が不適切である旨住民から指摘があり、平成15年（2003年）には複数の住民が連名で滋賀県監査委員に対して住民監査請求を提出している。

ア 揮発性有機化合物の調査にあたり前処理で「風乾」が行われ、その後さらに「乾燥」が行われているが、このような前処理を行った場合には揮発性有機化合物は検体に残らないため、分析結果が実態を表さない。

イ ダイオキシンについては「公定法」という国が定めた検査方法があるが、これに基づいて検査が行われておらず、実態を表していない。

この住民監査請求は、地方自治法第242条に規定された請求の期限を超過していたため却下されることとなったものの、同年の県議会においては、琵琶湖環境部長が、調査に関する周辺住民への説明について、県の説明責任として配慮に欠けていた旨の答弁をしたほか、行政対応検証委員会でも適切さを欠いていたと判断されている。

**【行政対応検証委員会の評価】**

この調査については、県は、硫化水素問題の実態解明にあたり、本来 RD 社を指導し、経費を負担させて対応させるのを原則としていたが、住民の不安解消のため、県議会で請願書が採択され、自ら積極的に地下水調査や掘削調査に緊急に対応した。

処分場の掘削調査について、硫化水素ガスの発生原因を究明するための廃棄物の分析として行われたものであり、発生原因の究明という目的は概ね達成されたと思われる。しかしながら、当時このような事例がなかったため、分析において、分析試料の前処理の方法が、熱風乾燥後に揮発性有機化合物を測るという独自手法で行われており、公定法である JIS の規定によらず、とりわけ揮発性有機化合物等に係る当該分析結果は廃棄物中の含有実態を正確に表していないものと住民から抗議を受け、指摘されたもので、このことについては、県議会においても謝罪されており、適切さを欠くものと認められる。

また、住民ヒアリングで、前記の2つの調査業務の成果物が重複していると指摘されたが、仕様書と成果物を照らし合わせたところ、成果物には参考に添付され重複しているが、両調査に係る分析経費面で重複して計上していないことが認められた。

**(6) 埋設ドラム缶の情報に対する対応（平成13年（2001年）2月）**

平成12年（2000年）頃、住民団体から旧 RD 社の元従業員に聴き取った内容として、処分場内に大量のドラム缶や医療系廃棄物、汚泥、焼却灰等が埋め立てられたとの情報が県に寄せられた。

また、県が実施するケーシング調査にあわせ、住民団体から平成13年（2001年）2月1日付けで、埋設場所や証言者の発言テープ、弁護士立会のもと作成した調書を提出する旨の文書が提出されたが、県が証言内容を直接確認することが必要であったことや、具体的な埋立箇所がはっきり特定されないことから、当時、結局ドラム缶の調査は実施されず、平成17年（2005年）6月の改善命令の履行期限後に行われた。

**【行政対応検証委員会の評価】**

県は、RD 社に掘削を指導するためには、元従業員の証言内容を県が直接確認することが必要であるとし、その確認ができないうちは、ドラム缶の調査を RD 社に指導し、実施させることは



できないとしていた。これは、当時は廃棄物処理法に基づく立入検査権限の行使として掘削調査を県自ら行うことができるという解釈が国から示されていなかったこともあって、ドラム缶の調査のための掘削の実施は RD 社に対する行政指導という形にならざるを得ず、そのためには県が直接ドラム缶の埋設情報を確認する必要があるという考え方であったと思われる。

しかし、ドラム缶は安定型品目である金属くずであるものの、RD 社に許可された品目ではなく、それを処分場に埋立てすることは廃棄物処理法違反の疑いが濃厚な行為であるとともに、環境省通知『行政処分の指針について』（平成 13 年 5 月 15 日付け環廃産 260 号）によると、産業廃棄物処理業の取消処分相当の行為と考えられる。また、ドラム缶の内容物によっては、生活環境保全上の支障が生じるおそれもあると考えられる。

平成 13 年 12 月に発動された改善命令の工事完了後の平成 17 年 9 月に県は RD 社に調査の実施を指導し、RD 社が掘削を行った結果、住民団体からの情報提供どおりの場所からドラム缶が発見されていることから、県は当時、産業廃棄物処理業の許可権者として、また、生活環境保全上の支障の発生を未然に防止するという観点からも、元従業員からの直接聴取にこだわらず、RD 社や許可関係書類から判明している役員および従業員に対する廃棄物処理法第 18 条に基づく報告の徴収や任意の照会等により、県としての情報の評価、確認を行うべきであったのではないか。

#### (7) 産業廃棄物処分業等の更新許可（平成 13 年（2001 年）9 月 7 日）

旧 RD 社は、硫化水素ガス発生後、県の自粛要請に応じ平成 12 年（2000 年）1 月 25 日から処分場の所在する小野事業所での産業廃棄物処分業を自粛していたが、産業廃棄物収集運搬業および六地蔵事業所での産業廃棄物処分業（中間処理：破砕）については事業を行っていた。そのような状況の下、産業廃棄物収集運搬業および産業廃棄物処分業（中間処理）の許可の更新時期が到来したため、旧 RD 社は、自粛中の小野事業所における中間処理については許可の更新を断念し、産業廃棄物収集運搬業および六地蔵事業所での産業廃棄物処分業について、平成 13 年（2001 年）8 月 27 日に産業廃棄物処理業許可事前指導願を湖南地域振興局に提出した。同振興局は同日付けで県庁廃棄物対策課に当該事前審査願を進達し、同課は同日付けでこれを収受した。

県は、産業廃棄物収集運搬業については、同年 9 月 4 日付けで産業廃棄物収集運搬業許可申請書を正式受付し、当該許可申請が廃棄物処理法第 14 条第 3 項各号に規定する許可の基準に適合しているものとして、同月 7 日付けで更新を許可した。一方、産業廃棄物処分業については、同年 8 月 31 日、旧 RD 社の立会のもとに、許可更新に伴う現地調査を実施し、その結果、申請内容と整合しているとして、同年 9 月 4 日付けで産業廃棄物処理業許可申請書を正式受付し、当該許可申請が廃棄物処理法第 14 条第 6 項各号に規定する許可の基準に適合しているものとして、同月 7 日付けで更新を許可した。

#### 【行政対応検証委員会の評価】

廃棄物処理法第 14 条第 3 項第 1 号および第 6 項第 1 号は、産業廃棄物収集運搬業および産業廃棄物処分業の許可の基準として、「その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること」と規定し、この規定を受け、廃棄物処理法施行規則第 10 条および第 10 条の 5 は申請者の能力に係る基準として「産業廃棄物の収集又は運搬（処分）を的確に、かつ、経理的基礎を有す

ること」と規定している。

この経理的基礎の有無の判断については、必ずしも明確な基準があったわけではないと思われるが、旧厚生省通知『産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務の取扱いについて』（平成 12 年 9 月 29 日付衛産第 79 号）においては、この経理的基礎について「事業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有すると判断されるためには、利益が計上できていること又は自己資本比率が3割を超えていることが望ましいものと考えられる。財政状態については、少なくとも債務超過の状態でないことが相当である」としており、また、環境省通知『行政処分の指針について』（前掲）においては、産業廃棄物処理業の許可の取消要件の中で「債務超過に陥っている法人等については、経理的基礎を有しないものと判断して差し支えないこと」としている。

本件許可申請においては、添付書類として RD 社の平成 10 年度から平成 12 年度（9 月決算）の 3 年分の決算書類が添付されているが、直前期である平成 12 年 9 月期においては約 2 億円の債務超過となっていた。したがって前記各通知に照らし、経理的基礎を有しないものと判断することも可能であったと思われるが、現存する許可関係書類には経理的基礎の有無についてどのように検討し、判断をしたのかについての記載はない。許可に当たっては、硫化水素ガス発生後の状況や、その後の改善命令の発動までも視野に入れ、原因者である RD 社に費用負担をさせるという観点もあったものと思われるが、許可をするという判断を行うのであれば、少なくとも旧厚生省通知にあるように、金融機関等からの融資の状況を証明する書類や中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出させるなど、経理的基礎を有するという確認を慎重に行うべきであり、その点について本件許可申請の審査は不適切であった。

#### (8) 事業の全部停止命令（平成 13 年（2001 年）9 月 25 日）

旧 RD 社が処分場隣接地に兵庫県尼崎市の事業場から受託した放射性廃棄物の埋立処分を行ったという情報があり、当該事業所からの事情聴取結果に基づき、平成 12 年 6 月 22 日、旧 RD 社に掘削を行わせたところ、許可区域外に産業廃棄物（チタン酸カリウムの焼成に際して使用された廃トレー）が発見された。調査の結果、当該廃棄物は、平成 5 年（1993 年）11 月から平成 7 年（1995 年）5 月までに 11 回にわたり約 100 t の埋立処分を行ったことが判明したため、平成 12 年（2000 年）9 月 13 日、県は埋立廃棄物を撤去のうえ適正処理するよう文書指導し、旧 RD 社は同年 10 月 13 日に撤去作業に着手した。

放射線量測定の結果は問題なかったが、当該行為に対して、処分場の規模変更届出義務に違反したとして、県は、平成 13 年（2001 年）9 月 25 日に、廃棄物処理法に基づく事業の全部停止命令（30 日間：同年 10 月 25 日から 11 月 23 日まで）を発動した。

なお、県は併せて、同日、小野事業所において、許可期限を残す特別管理産業廃棄物処分業（平成 15 年（2003 年）6 月 27 日まで有効）について、社会的に混乱を生ずるおそれがあるため、廃止届を提出するよう文書指導を行った。また、県の指導により、平成 12 年（2000 年）1 月から、旧 RD 社は当面硫化水素ガスの濃度が低下するまで周辺住民への不安を少なくするため、産業廃棄物処分業（中間処理業）の自粛を実施していた。

#### 【行政対応検証委員会の評価】

県は、平成 13 年 9 月 25 日付けで、処分場の規模を隣接地まで変更したにもかかわらず、変更届をしなかったことにより、処分場の規模変更届出義務に違反したとして、廃棄物処理法第 14 条の 3 第 1 項および第 14 条の 6 に基づく事業の全部停止命令を発動したが、この処分については、『行政処分の指針について』（前掲）の第 2 第 3 項(3)「処分内容の決定」に基づきなされており、適正であった。

併せて、平成 12 年 1 月以降、RD 社により特別管理産業廃棄物処分業も含め、産業廃棄物処分業許可の自粛がなされてきたが、平成 15 年 6 月 27 日まで有効の特別管理産業廃棄物処分業の許可の廃止届の提出を求める文書指導が同年 9 月 25 日になされているが、遅くとも産業廃棄物処分業（中間処理）の許可の更新時期の 9 月 7 日の際には行われる必要があったのではないか。

### 3 4 項目の改善命令から旧 RD 社の破産まで（平成 13 年（2001 年）12 月 26 日～平成 18 年（2006 年）6 月 8 日）

#### (1) 4 項目の改善命令（平成 13 年（2001 年）12 月 26 日）

県は、平成 13 年（2001 年）12 月 26 日、処分場内から発生した硫化水素ガスに対する抜本的な対策が講じられていないことや同年 1 月に実施した周縁地下水、浸透水調査結果により、水質が維持管理基準に適合していないこと、また平成 10 年度（2008 年度）に判明した第 2 処分場内の深掘りによる地下水汚染の可能性が高いことなどから、4 項目の改善命令を発動した。

#### 改善命令の内容および理由

##### 1 命令の内容

- (1) 周縁地下水汚染防止のための措置として、平成 10 年に施設設置計画上の深さを超えて掘削が行われた地点において、当該地点の必要な範囲について、掘削により廃棄物を移動したうえで、浸透水の流出防止対策を実施すること。
- (2) 生活環境の保全上必要な措置として水処理施設を設置し、処分場内の汚濁水および浸透水の水処理を行うこと。
- (3) 住宅が近接する北尾地区側法面の法すそを 20m 以上後退させるなど、処分場外への悪臭の発散防止のための対策を実施すること。
- (4) 上記の対策を実施するに先立って、あらかじめ沈砂池を設置し、汚濁水の処理を行うこと。

##### 2 命令理由

- (1) 処分場浸透水の水質（鉛および化学的酸素要求量）が維持管理の技術上の基準に適合していないにもかかわらず、生活環境の保全上必要な措置が講じられていない。
- (2) 平成 10 年に施設設置計画上の深さを超えて掘削が行われた地点において、処分場浸透水が地下水に漏出している可能性が大きく、周縁地下水の水質悪化のおそれが極めて高いにもかかわらず、生活環境の保全上必要な措置が講じられていない。
- (3) 処分場外へ硫化水素等の悪臭が発散するおそれがあるにもかかわらず、防止のために必要な措置が講じられていない。

この命令に対して、旧 RD 社は、平成 14 年（2002 年）2 月 23 日、環境省に対し、改善命令(1)を実施することは、浸透水質を悪化させるおそれ大きいこと等から現実的とは言えないとして、原処分の変更を求める審査請求の申立てを行ったが、平成 16 年（2004 年）1 月 29 日付けで棄却されている。

同年6月28日に、旧RD社から(2)水処理施設の設置および(4)沈砂池設置に関して、改善命令の履行期限延長願いが出され、県は同年6月30日付けで同年11月30日までの期限の変更承認を認めた。これらの工事は同年8月6日に着工され、11月に本体工事が完了した。

(3)法面の後退工事については、平成15年(2003年)11月5日に事前調査を実施し、同年12月4日に着工し、翌年3月10日に完了した。この工事の実施にあたっては、平成16年(2004年)2月20日に知事が現場視察を行ったほか、北尾団地、上向、小野、栗東ニューハイツ各自治会および合対との懇談を行った。懇談の中では、住民から廃棄物の現在の高さ等から考えると処分場の許可容量を超えている可能性があるとの指摘があったが、知事は許可範囲内で埋立を行っているはずであり、まずは安全対策が重要であると回答している。

平成17年(2005年)3月31日、旧RD社から(1)深掘是正工事に関して改善命令の履行期限延長願いが出され、県は同日付けで同年6月30日までの期限の変更承認を認めた。(1)の工事については、平成16年11月25日に着手され、薬液注入工事が翌年3月8日から開始され、同年4月27日に終了し、その後5月6日に埋戻工事が開始され、6月30日に完了した。

#### 【工事の内容等】

#### 1 浸透水の流出防止対策工事(平成16年9月24日に旧RD社から提出された改善計画に基づく)

##### (1) 工事内容

- ・施設設置計画上の深さを超えて掘削が行われた箇所の浸透水流出を防止する工事を行う。
- ・切土した部分および盛土した部分については、法面整形を行ったうえで覆土する。
- ・前回是正工事を行った部分まで掘削し、上面に遮水工にて浸透水流出を防止する。

##### (2) 施工方法

###### ア 仮設土工

重機・工事車両等の進入路、ストックヤードの設置をバックホウ0.7m<sup>3</sup>級、DT10tを使用し掘削、積込み、押し土、敷均し作業を行い施工する。

###### イ 切土

(イ) 完了後、改善箇所の上部よりバックホウ0.7m<sup>3</sup>級で掘削し積込みDT10tで盛土箇所に運搬を行いバックホウ0.7m<sup>3</sup>級にて盛土作業を行う。(上部より下部に下がっていく。)

###### ウ 埋戻し

バックホウ0.7m<sup>3</sup>級でDT10tに積込み運搬、押し土した廃棄物を下部よりバックホウ0.7m<sup>3</sup>級・31Pブルドーザーで、盛土、転圧、整形作業を行い上部まで仕上げる。(下部より上部に上がっていく。)

###### エ 覆土

DT10tで運搬およびストックした表土を庁張等に従い、(株)よりバックホウ0.7m<sup>3</sup>級にて盛土し十分に転圧を行い、法面整形作業を行い株まで仕上げる。なお、バックホウ0.7m<sup>3</sup>級に法面仕上げバケットを取り付け、転圧しながら法面を仕上げる。

###### オ 遮水工

保護材：粘土等の土質(透水係数 $10^{-6}$ m/s以下)を使用する。

遮水材：遮水シート(塩ビシート、厚み1.5mm以上)を使用する。

計画深さまでバックホウ0.7m<sup>3</sup>級により掘削、床付け作業を行い地山部分はゴミなどを

削り保護材が密着するように仕上げ、保護材を数回に分け敷均しおよび転圧を行い、品質上問題が出ないように締め固めて、50cm以上に仕上げる。また、強度が得られないと思われる場合には、地盤改良を行い強度確保に努力する。敷均し上面に遮水シートを敷き、遮水シートの防護のために保護材を50cm以上敷き均し作業を仕上げる。

保護材は空隙などがないように施工する。

カ 仮設工

仮設水路を設置し周辺地域に汚濁水が流れないように設置する。掘削箇所の湧水および流入水は、水中ポンプにて沈砂池に流し込む。

キ その他

覆土等はセットバック工事同様に行い、最終仕上げで種子の吹き付けを行う。

2 沈砂池および水処理施設の設置（平成14年1月31日に旧RD社から提出された改善計画に基づく）

(1) 工事内容

ア 沈砂池

- ・汚濁対策として既存沈砂池に加え、新たな沈砂池を設ける。
- ・新設沈砂池は、将来的に既存沈砂池の容量に相当する規模の拡大を行い、統合する予定。

イ 水処理施設

- ・生活環境保全上必要な水質を確保するため水処理施設を設け、処分場に関する浸透水、地下水、廃棄物と直接接触する汚濁水を処理する。

(2) 水処理の計画

ア 沈砂池

処分場に沈砂池を設け、工事に伴って流出する土砂等を貯留する土砂等を貯留および調整する能力を持たせるものとする。沈砂池の容量については、年間土砂流出量を1haあたり300m<sup>3</sup>とし、想定工事区域2.5ha分の土砂流出量750m<sup>3</sup>を貯留できるよう、余裕を見て800m<sup>3</sup>とする。

さらに、平地や窪み部に堰や土塁を設け沈砂池内に土砂や表面流出水が流入しないよう施工する。表面流出水は堤内貯留し、浸透水として処理する。

イ 水処理施設

(ア) 計画水量

浸透水量および汚濁水量 83.7 m<sup>3</sup>/日

地下水量 21.3 m<sup>3</sup>/日

(イ) 水質計画

改善命令に示された水質項目について、以下のように計画する。

水質項目	原水	計画処理水	安定処分場維持管理基準
COD	70	40以下	40
鉛(Pb)	0.012	0.01以下	0.01
ダイオキシン類	3.8	1以下	1(県指定値)

単位：mg/l ダイオキシン類はpg-TEQ/l



ダイオキシン類は管理基準に定めがないため、県の指定値を採用

### 3 北尾側法面の後退工事（平成 16 年 9 月 24 日に旧 R D 社から提出された改善計画に基づく）

#### (1) 工事内容

- ・ 処分場の北尾団地側法面を 20m 後退させる。
- ・ 北尾団地北川法面角地については、一段低くし風のとおりがよくなるようにする。
- ・ 20m 後退する際に生じた平地については、道路面より 50cm 以上掘削し土砂を入れる。
- ・ 20m 後退する際に発生する廃棄物約 24,000 m<sup>3</sup>を敷地内に移動する。

#### (2) 悪臭対策

##### ア 工事期間中の対策

吸着剤等を使用する。硫化水素については、ガス吸引処理等により対処する。

##### イ 工事完了後の対策

北尾団地側の後退後の法面は、50cm の覆土をしたうえで植栽を行う。また、20m 後退により生じた平地についても植栽を行う。

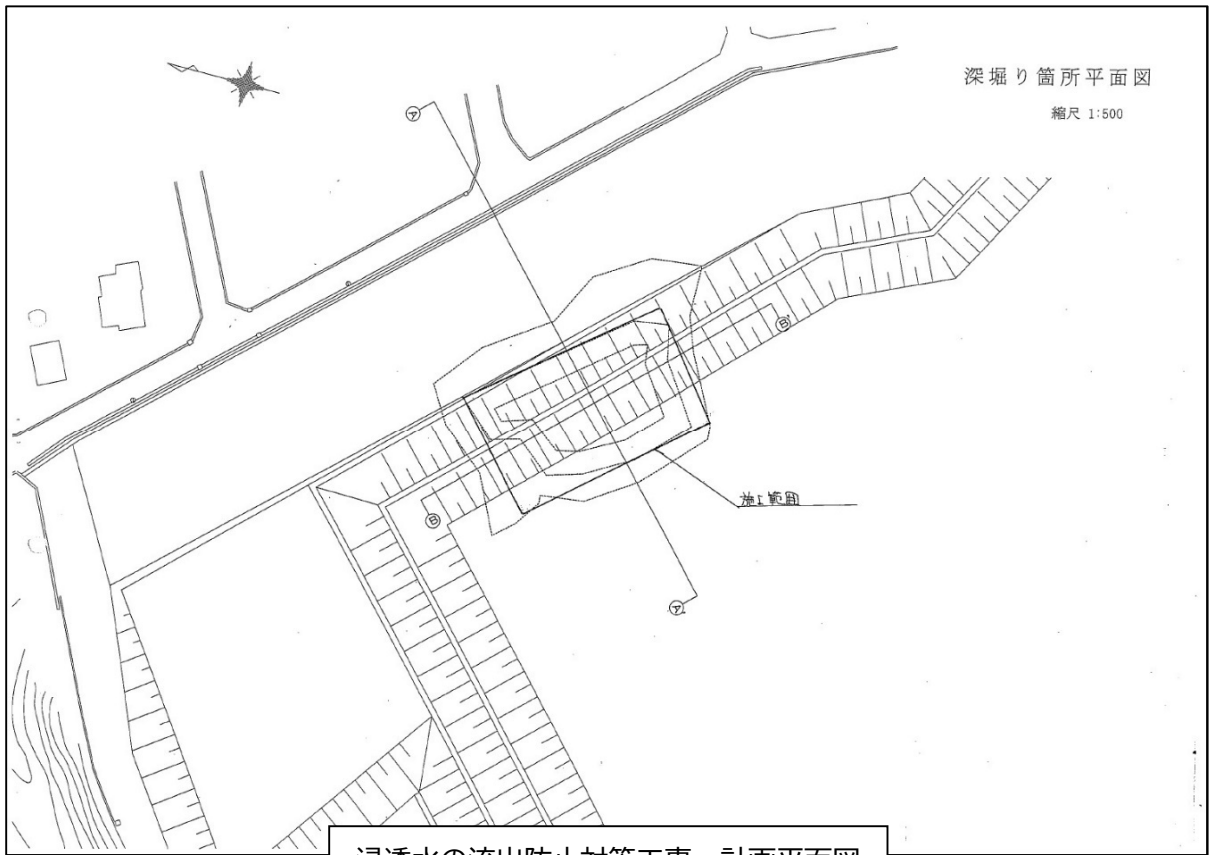
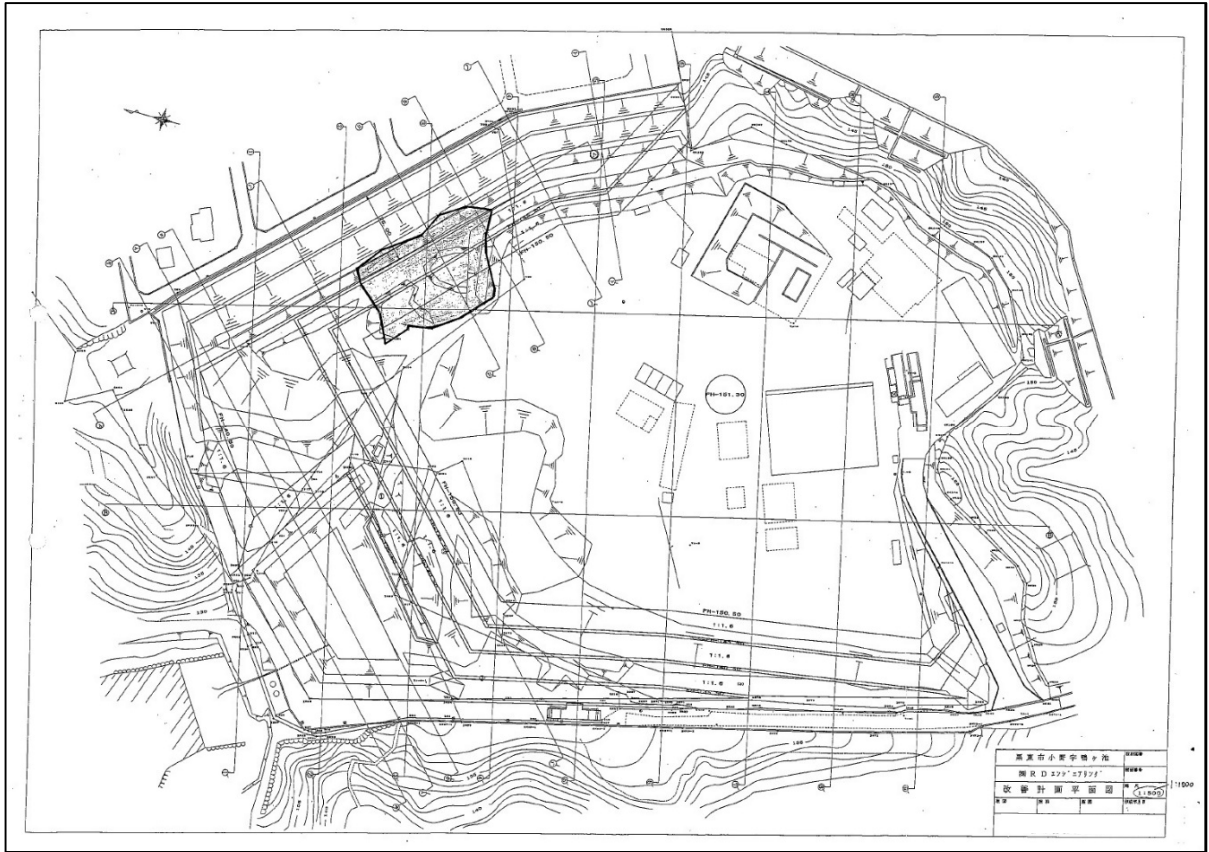
#### (3) 濁水対策

できる限り降雨の少ない時期に工事を行う。降雨により濁水が発生した場合は、沈砂池と水処理施設の計画に基づき処理を行う。

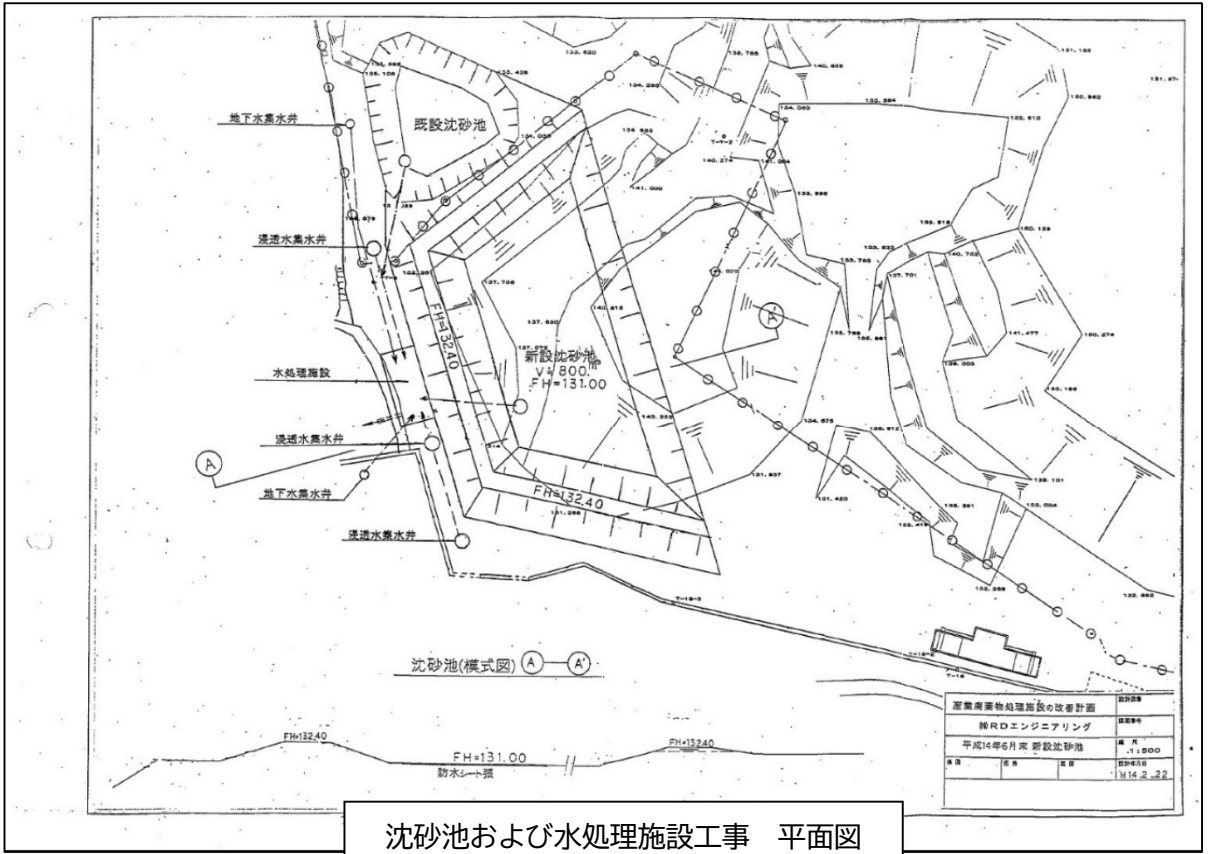
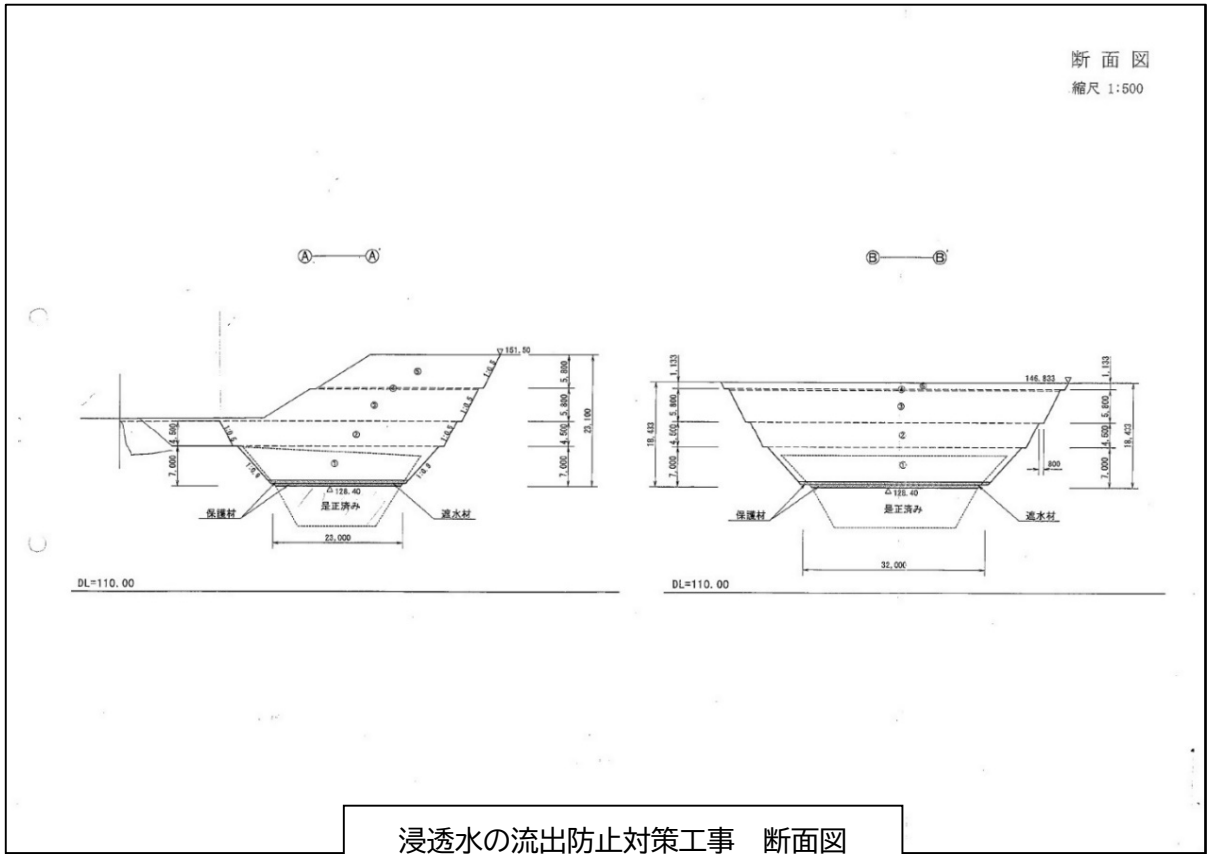
#### (4) その他の対策

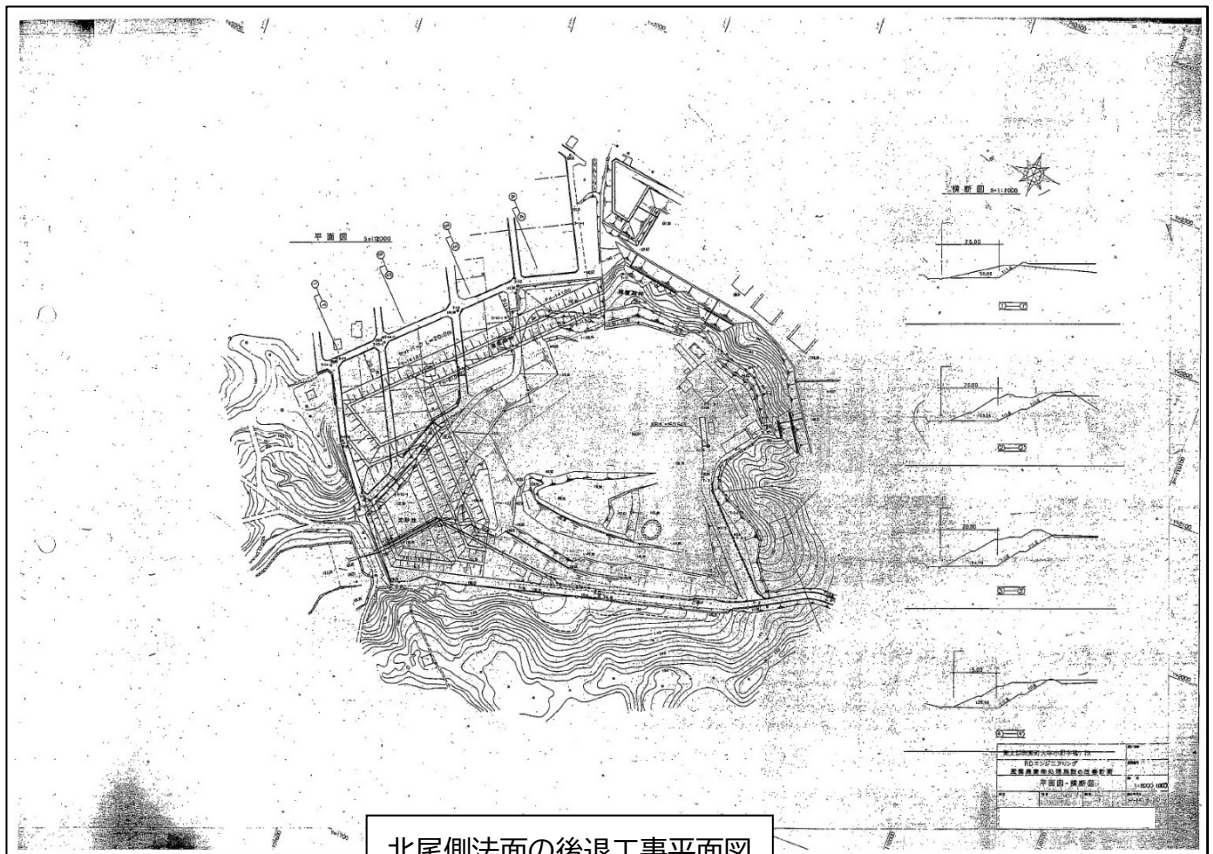
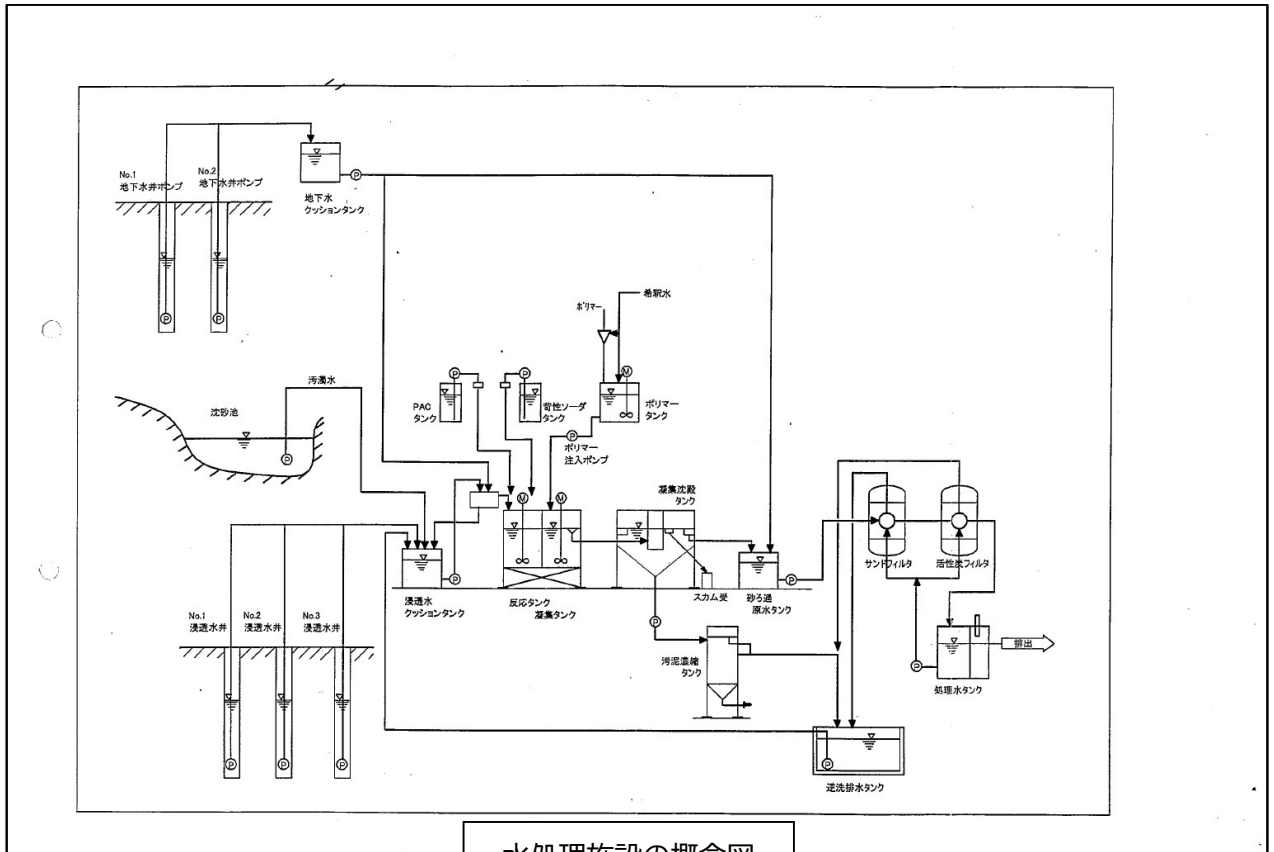
ア 工事中の安全衛生上の対策として、周囲に万能塀を設置する。

イ 硫化水素が検知された排水管は撤去する。



浸透水の流出防止対策工事 計画平面図







#### 知事の後退工事視察および自治会との懇談

このうち、深掘是正工事にかかる埋戻工事については、住民が平成 17 年（2005 年）3 月 23 日に県監査委員事務局に住民監査請求を提出するとともに、同年 5 月 9 日に「処分場から掘り出した廃棄物を現行法施行令に定める基準に違反すると知りながら同処分場に埋め戻させた」として知事を刑事告発したが、平成 19 年（2007 年）4 月 18 日付けで不起訴となっている。

また、このときに旧 RD 社が設置した水処理施設は、処理後の水の放流先について地元住民の同意が得られなかったことから、稼働することはなかった。

#### 【行政対応検証委員会の評価】

平成 13 年 12 月の改善命令は、処分場外への硫化水素等の悪臭が発散の防止のための必要な措置が講じられておらず、浸透水の水質が維持管理の技術上の基準に適合せず、さらに、深掘箇所からの浸透水が地下水に漏出している可能性が大きく周縁地下水の水質悪化のおそれが極めて高いにもかかわらず、生活環境の保全上必要な措置が講じられていないために支障があるとするものであるが、産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた事実は確認されていないことから、県が改善命令を発したのは、不適切ではなかった。

しかしながら、RD 社に命じた水処理施設が完成し、その試運転が平成 15 年 2 月に行われたものの、処理水の放流先をめぐって RD 社と関係自治会との調整が難航し、処分場内の汚濁水および浸透水の改善のため水処理が必要なのに、現実的に水処理施設の本格稼働が行われない状況が続いた。この点については、改善命令の履行責任は一義的に RD 社にあるものの、その実効性の確保や命令の発動が県と地元との協議を踏まえて行われている点からして、県としても、栗東市の協力を得るなどして、地元に対し理解と協力を得るための説明の努力が必要であったのではないか。



なお、履行期限の延長については、平成 14 年に住民団体や栗東市からそれぞれ県への迅速な解決の要請があったり、県自らも知事をはじめ早期の問題解決を目指していたが、地元住民との調整に日時を要したことや、また工事範囲の拡大や追加工事の発生等の事情により、RD 社から改善命令の履行期限の延長願いが出され、県がそれを承認したのはやむを得ないと考えられる。

さらに、深堀穴改善工事の埋戻しについて、住民団体は、セメントを注入したうえ、掘り出した石膏ボード等をそのまま埋め戻したのは違法と主張したが、その後、知事告発では不起訴処分に終わっており、不適正とはいえない。

## (2) 高アルカリ物質の流出等に対する対応（平成 14 年（2002 年）6 月～12 月）

周辺住民から寄せられた処分場から高アルカリの排水が流されているとの情報により、平成 14 年（2002 年）5 月 24 日に処分場内の 6 か所から採水し、分析した結果、1 か所の排水管から pH11.4 の高アルカリの排水が確認された。このため、県は、同年 6 月 18 日、水処理施設設置工事施工計画や強アルカリ原因調査案について住民への事前説明を行うとともに、旧 RD 社に対し、原因の特定と原因物の除去を目的とした調査を行うように指導した。調査は 8 月 6 日から 10 月 31 日まで行われ、セメント系廃棄物が高アルカリの原因物質と考えられ、約 1,650 m<sup>3</sup>を撤去させることとした。

また、県は、同年 11 月 26 日、住民団体に高アルカリ調査結果等の説明を行った。住民団体からは 12 月 27 日に、高アルカリ排水原因調査についての今後の県の対応等についての要望書が提出された。

### 【行政対応検証委員会の評価】

県は、平成 14 年 8 月 6 日から、RD 社に高アルカリ排水原因の調査および改善命令の沈砂池工事に合わせた原因物の撤去を実施させた。実施にあたっては、事前に原因調査案の説明を行うとともに、撤去後は、その結果を住民団体に説明していることから、一連の高アルカリ排水に対する対応は、概ね妥当であった。しかしながら、原因物の除去後の是正効果については、平成 15 年度から処分場周縁地下水等モニタリング調査を実施して確認しているが、pH 値は全体的に見ると下降傾向にあるものの、依然として比較的高い 9.0 を超える数値を示している。

県は、平成 14 年 12 月 27 日付けの住民団体からの「RD 産廃処分場における強アルカリ排水原因調査についての要望書」に対して、「今後、徐々に pH 値は低下していくものと考えている。浸透水の pH 値が低下するまでの間、周辺環境に与える影響を極力排除するために、水処理施設によって適切に処理を行わせていく」と回答しているが、水処理施設が本格稼働していない状況にあっては、住民の理解は得られないこととなり、それにかわる対策が必要かどうかを含め、対応を検討をする必要があった。

## (3) 旧 RD 社への措置命令（平成 18 年（2006 年）4 月 12 日）

旧 RD 社の元従業員からドラム缶埋設証言が住民団体等になされ、住民不安が広がっていたことから、県は、平成 13 年度（2001 年度）の改善命令を履行した旧 RD 社に対し、西市道側付近でドラム缶調査を行うよう指導した。その結果、平成 17 年（2005 年）9 月 30 日、圧縮または破損したドラム缶 5 個が発見されたため、同年 12 月 16 日～22 日、範囲を拡大して旧 RD 社に追加掘削調査を実施させたところ、さらに破損し潰れたドラム缶 100 個、一斗缶 69 個、油状内容物の入ったポリタンク 1 個等を掘り出した。

### 【コラム】ドラム缶の埋立てに係る元社員の証言

産業廃棄物処理を考える会が発行した証言集においては、ドラム缶を埋め立てた旧R D社元社員への聞き取り調査を実施しており、その記述内容を引用して紹介する。

道路（町道）の右っ側、この辺まで埋めてあるわ。道路より下になっているな。10年近く前、おれがここへもっていったのは200～300本あるわ。大阪の港なんかからもってきた廃油や、これが流れ出したら大変やで。ドラム缶に入れたまま。缶が腐ってきたらもういつ出てくるかわからない。つぶれて穴の開いたやつもようけある。

（中略）

しみ出たやつもあった。中は油が多かった。白いものもあった。塗料ではなかった。臭いはなにもかも混じったようなものすごい臭いだった。シンナーのような臭いもする。シンナーが入っていたかどうかはわからない。これが漏れたら大変なことになる。ドラム缶の内側は油で守られているかもしれない。つぶれた汁が、どこへいつているのかそれは分らん。

【このコラムの内容は参考文献⑧による。】

このため、県は、平成18年（2006年）2月20日に、違法埋立ての時期や状況を確認するために、旧R D社に廃棄物処理法第18条に基づく報告徴収を求め、同年3月6日に文書回答を得た。

県は、ドラム缶等の違法埋立てが見つかったことに対し、同年4月12日、旧R D社に①見つかったドラム缶、一斗缶、ポリタンクおよび木くずの除去および適正処理を6月30日（一部9月30日）までに行うこと、②当該ドラム缶等により汚染された土壌および廃棄物等に対し、生活環境の保全上の支障が生じないように9月30日までに対策を講じること、を求めた措置命令を発令した。

措置命令の内容および理由

#### 1 措置対象の場所

滋賀県栗東市小野7番地1ほか33筆に設置された産業廃棄物最終処分場

#### 2 措置事項

- (1) 上記1の場所から埋立廃棄物等が飛散流出しないよう措置を講じること。
- (2) 上記1の場所の埋立廃棄物で汚染された浸透水により周辺地下水が汚染されるおそれを防止する措置を講じること。
- (3) 上記1の場所において発生している高濃度の硫化水素ガス等について、悪臭発生等を防止する措置を講じること。
- (4) 上記1の場所における使用が廃止された焼却炉から、残存および付着している燃え殻およびばいじんが飛散流出するおそれを防止する措置を講じること。

#### 3 命令を行う理由

- (1) 産業廃棄物の埋立処分を行った上記1の場所において、法面が一部覆土されておらず、また急勾配になっており、法面の崩壊等により埋立廃棄物が飛散流出するおそれがある。また、処分場内に覆土が実施されていない区域があり、表面浸食等により埋立廃棄物が飛散流出するおそれがある。このことについては、法第12条に定める産業廃棄物処理基準に適合しておらず、周辺生活環境保全上の支障を生じさせるおそれがあるため。
- (2) 上記1の場所において行った産業廃棄物の埋立処分について、安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物が埋立てならびに混入していることは、法第12条に定める産業廃棄物処理基準

に適合しておらず、浸透水の汚染が認められる。また、汚染された浸透水が周辺地下水に汚染を生じさせるなどの周辺生活環境保全上の支障を生じさせるおそれがあるため。

- (3) 産業廃棄物の埋立処分を行った上記1の場所において、硫化水素ガス等の高濃度の発生が認められ、悪臭による支障が生じるおそれがあることについては、法第12条に定める産業廃棄物処理基準に適合しておらず、周辺環境保全上の支障が生じるおそれがあるため。
- (4) 上記1の場所における使用が廃止された焼却炉について、一部損壊して完全に密閉されておらず、また今後のさらなる老朽化等により、残存、付着している燃え殻およびばいじんが飛散流出するおそれがあることについては、法第12条に定める産業廃棄物処理基準に適合しておらず、周辺生活環境保全上の支障を生じさせるおそれがあるため。

なお、この措置命令は履行されないまま、同年6月8日、京都地方裁判所で旧RD社の破産手続の開始が決定された。

**【行政対応検証委員会の評価】**

RD社が安定型最終処分場で本来埋立処分できない産業廃棄物のドラム缶および木くずを埋設処分した行為は、廃棄物処理法第14条第12項に違反しており、また、当該産業廃棄物の漏出等により、周辺土壌や廃棄物等からは油汚染や土壌環境基準値を超えたダイオキシン類等が認められ、県が周辺住民に生活環境保全上の支障が生じないように、RD社および代表者佐野正あてに出した、同法第19条の5に基づく措置命令は、不適切ではなかった。

### 第3章 県の対応の経過 (旧RD社の破産手続開始から一次対策工事の実施合意まで)

#### 1 旧RD最終処分場問題対策委員会（平成18年（2006年）12月～平成20年（2008年）3月）

##### (1) 対策委員会の概要

県は、旧処分場から発生する諸問題については、原因者である旧RD社に是正させるとの基本姿勢で、改善命令等を発してきたが、旧RD社が経営破綻した厳しい事態を受け、廃棄物処理法の主旨に基づき対応策を検討するため、学識経験者、地域住民の代表、栗東市職員で構成し県を事務局とする「RD最終処分場問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）」を設置した。

##### 【対策委員会の概要】

目 的	旧RD最終処分場における環境汚染問題および違法に埋められたドラム缶問題等について、対応策を調査検討する。
設置時期	平成18年（2006年）12月から平成20年（2008年）3月まで（15回開催） ※ 平成20年（2008年）4月に委員会報告（答申）を知事に提出
組 織	委員18名（地域住民の代表5名、学識経験者12名、栗東市職員1名） ※ オブザーバーとして、環境省近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課、（財）産業廃棄物処理事業振興財団が参加

##### 【委員名簿】 ※職名は当時のもの

役職	氏名	分野	職名	部会員
	池田 こみち	環 境 計 画	(株)環境総合研究所常務取締役副所長	
	乾沢 亮	栗 東 市	栗東市環境経済部長	
	江種 伸之	土 壌 ・ 地 下 水	和歌山大学システム工学部准教授	○
委員長	岡村 周一	行 政 法	京都大学大学院法学研究科教授	
	尾崎 博明	廃 棄 物 処 理	大阪産業大学工学部教授	○
	梶山 正三	環 境 保 全	弁護士	
	勝見 武	地 盤 工 学	京都大学大学院地球環境学堂准教授	○
副委員長	木村 利兵衛	住 民 代 表	(栗東市推薦)	
	島田 幸司	環 境 経 済	立命館大学経済学部教授	
	清水 芳久	環境衛生工学	京都大学大学院工学研究科附属 流域圏総合環境質研究センター教授	○
	高橋 宗治郎	産 業 経 済	滋賀県経済団体連合会会長	
	竹口 正敏	住 民 代 表	(栗東市推薦)	
	田村 隆光	住 民 代 表	(栗東市推薦)	
	當座 洋子	住 民 代 表	(栗東市推薦)	
	早川 洋行	社 会 学	滋賀大学教育学部教授	
副委員長	樋口 壯太郎	環 境 工 学	福岡大学大学院工学研究科教授	○
	山田 宏治	住 民 代 表	(栗東市推薦)	
	横山 卓雄	地 質 学	同志社大学理工学研究所名誉教授	○

(参考)

- ・委員総数 18 名〔内訳〕 (1) 栗東市長が推薦する住民 5 人  
(2) 学識経験者 12 人  
(3) 栗東市長が推薦する市職員 1 人
- ・専門部会 6 名 (学識経験者の中から委員長が指名する理工学的事項の専門的な知識を有する者)



第 3 回対策委員会 (滋賀県庁で開催)



第 11 回対策委員会 (栗東市立中央公民館で開催)

対策委員会は、平成 18 年 (2006 年) 12 月～平成 20 年 (2008 年) 3 月に 15 回開催され、県および栗東市が行ってきた各種調査結果に基づき旧処分場の現状評価を実施し、生活環境保全上の支障の考え方や支障の除去等に関する対応策を検討した。これと並行して対策委員会の検討内容の理工学的事項について専門的な検討を行うため、対策委員会に専門部会を設置した。同部会は、平成 19 年 (2007 年) 3 月～11 月に 7 回開催され、旧処分場の現状評価や対応策について技術的で専門的な検討を行った上で、その検討結果をその都度対策委員会に報告している。

対策委員会および専門部会は公開により行い、延べ 271 人の傍聴があった。その中でも、第 11 回対策委員会は栗東市立中央公民館大ホールで開催され、住民 115 人が同回で実施された意見聴取に参加した。

支障の除去等に関する対応策については、廃棄物を全量撤去し残った土砂を場内に埋め戻す工法 (A-2 案) と有害な廃棄物のみ撤去し処分場周囲の遮水および地下水・浸透水の揚水による浄化を行う工法 (D 案) のいずれかを支持する委員が大多数であったが、最終的に委員の多数決により 18 名の委員のうち 8 名が推奨した A-2 案を推奨案として答申した。

## (2) 答申の概要

平成 20 年 (2008 年) 4 月 9 日、RD 最終処分場問題対策委員会委員会報告 (答申) が、岡村周一委員長から知事に提出された。その主な内容は次のとおりであった。

### 【答申の主な内容】

#### 1 処分場の現状把握

廃棄物の埋立ての状況、地質等の状況、浸透水の状況、地下水の状況、ガス・地温の状況、焼却炉内の状況



## 2 生活環境保全上の支障またはその生じるおそれ

- ・ 社会生活を送るうえでの支障のおそれについて
- ・ 処分場西市道側法面の崩壊による支障のおそれについて
- ・ 廃棄物の飛散・流出による支障のおそれについて
- ・ 汚染地下水の拡散による支障のおそれについて
- ・ 処分場内の有害ガス生成による支障のおそれについて
- ・ ダイオキシン類を含む焼却灰の飛散による支障のおそれについて

## 3 旧処分場における支障の除去等の基本方針

ア 地域住民との連携を強化し、互いの合意と納得が得られるようにして問題解決に当たることとをすべての対策の大原則とする。

イ 旧処分場からの生活環境保全上の支障またはそのおそれ（以下「支障等」という。）を除去するため、効果的で合理的かつ経済的にも優れた対策工を実施し、RD最終処分場問題を早期に解決する。

ウ 旧処分場からの支障等を除去するための対策工は、廃棄物処理法に基き事業者等に措置命令を発し当該事業者等にその是正が見込めない時に、滋賀県が代執行事業として実施する。

エ 対策工は、支障等の除去または支障等の素因の除去、対策工の成果確認のためのモニタリングおよび対策工実施による二次被害防止のための影響監視とする。

オ 対策工の実施にあたっては、周辺住民の生活環境を保全するための措置を講じる。

カ 対策事業は、周辺住民の生活環境を保全するまでに時間を要するため、現在生じている支障の状況を踏まえて、緊急的な対策、恒久的な対策に分けて実施する。

キ 対策工の終期は、法令上の「安定型最終処分場廃止基準を満足する状態」を目標とし、対策工の実施後に支障等が認められず、かつ、将来においても支障等を生じないことが確認できる時期を原則とする。

ク 対策工は処分場の廃棄物の種類、性状のみならず地域状況や地理的条件に十分配慮して支障等の除去の実行性や確実性を担保するとともに、産廃特措法ならびに廃棄物処理法に定める支援を受けることが、対策工の計画的で円滑な実施につながる。

## 4 対策工法について

旧処分場において適用可能な対策工法として、A案～E案の7案を取りまとめた。

このうち、A-1案・A-2案が廃棄物の全量撤去、B-1案・B-2案・C案・D案・E案が現位置での浄化・一部掘削撤去とする案であった。

## 5 旧処分場において実施されるべき対策工について

対策工実施の基本方針を踏まえ、対策工7案について慎重な議論および審議を行った結果、第14回委員会において委員長を除く出席者11名の過半数である7名の委員がA-2案を支持したため、A-2案をもって本委員会の推奨すべき案とした。

※ 第14回委員会を欠席していた委員も含め、各案の支持状況は次のとおりであった。

A-2案8名、D案7名、E案1名、A-2案またはB-2案1名、推奨案なし1名

※ A-2案は、廃棄物全量撤去+埋戻し（処理土再利用）+焼却炉の解体撤去を内容とする案であり、D案は、原位置での浄化処理（B-1案・B-2案・C案のいずれか）+有害な物質の掘削除去を内容とする案であった。

これに対し県は平成20年（2008年）5月15日の滋賀県議会において、対策委員会の報告書にとりまとめられている「旧RD最終処分場における支障の除去等の基本方針」に基づき、当該推奨案と異なるD案（原位置浄化）を対策の基本とする案を基本に実施計画案を策定することを公表した。

このとき県は、対策委員会推奨案であるA-2案の課題として、他に効果的で合理的かつ経済的な対策案（D案）があるため代執行事業になり得ないこと、廃棄物の搬出車両による交通渋滞や騒音振動による周辺地域への影響が大きいこと、廃棄物の受け入れ先の確保といった支障除去の実効性や確実性に劣ることを挙げている。また、いずれの方法を採ったとしても、対策工を代執行事業として実施するにあたっては県単独で費用を負担することが難しく、産廃特措法に基づく国の財政支援が必要であったが、A-2案は産廃特措法が失効する平成24年度末までに事業を完了させることができないことも要因の一つとして考えられる。

#### 【コラム】廃棄物処理法における代執行事業

対策委員会の答申における基本方針において、支障除去のための対策工は廃棄物処理法に基づき事業者措置命令を発し、事業者等がその是正が見込めない時に、滋賀県が代執行事業として実施するとされている。

廃棄物処理法第19条の8において、支障の除去等の措置を命ぜられた者が措置を講じないとき等に、都道府県知事は自らその支障の全部または一部を講ずることができる旨規定されている。

また、同法第19条の5において、措置命令は法に定める基準に適合しない廃棄物の処分等を行った者に対し必要な限度において支障の除去等の措置を命ずることができる旨規定されている。

つまり、行政代執行として実施できるのは、第19条の5に基づき命じた支障の除去等の措置なのだが、ここでいう「必要な限度」の解釈は、「経済的にも技術的にも最も合理的な手段」を選択して措置を講ずるように命ずるべきとされている。一例として、浸出液により水質汚染が生じている場合には、遮蔽工事や浸出液処理施設によつての支障発生を防止できるときは、まずその措置を講ずるように命ずるべきで、これらの方法によつて支障の発生を防止できないときに初めて処分された廃棄物の撤去を命ずるべきと示されている。（行政処分の指針について（通知）（平成17年8月12日環産産発第050812003号）より）

県がA-2案について、他に効果的で合理的かつ経済的な対策案があるため代執行事業になり得ないと判断したのはこのような国の通知を参考にしたものと考えられる。

## 2 「原位置浄化策」の提示から予算計上見送りに至るまで（平成20年（2008年）5月～平成21年（2009年）2月）

### (1) 「原位置浄化策」の提示

県は、平成20年（2008年）5月11日、栗東市立中央公民館大ホールにおいて「RD最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）にかかる住民との意見交換会」を開催した。この会には108名

が参加し、県からは知事が出席した。

その後、県は5月15日に次のとおり実施計画策定（対策工選定）の基本方針を公表した。

【実施計画策定（対策工選定）の基本方針（概要）】

● 問題解決に向けた対策工選定の基本的な考え方

- (1) 旧処分場から周辺への生活環境保全上の支障またはそのおそれを除去する対策を確実に着実に実施し、RD問題を1日も早く解決する。
- (2) 対策委員会の報告書では、「RD最終処分場における支障の除去等の基本方針」を取りまとめており、当該基本方針をもとに、県として実施すべき対策工を選定し決定する。

● 県としての対策工の選定

(1) 対策工の概要

案	内 容	工期	トータルコスト
A-1案	全量撤去（良質土埋戻）	16年	408億円
A-2案	全量撤去（処理土再利用）	13年	243億円
B-1案	全周遮水壁+覆土（土質系）	3年	45億円
B-2案	全周遮水壁+覆土（シート系）	3年	52億円
C案	バリア井戸+覆土（シート系）	2年	36億円
D案	B-1、B-2、C案のいずれか+有害物質掘削除去		
E案	下流部遮水壁+粘土層修復+覆土（土質系）	4年	89億円

※ なお、全ての案について焼却炉撤去または焼却灰除去の対策工がある。

(2) 対策工の選定

次の各案比較の結果、D案（B-1ベース）を基本に実施計画案を策定することとする。

（各案比較） ○：可 △：課題有り ×：不可

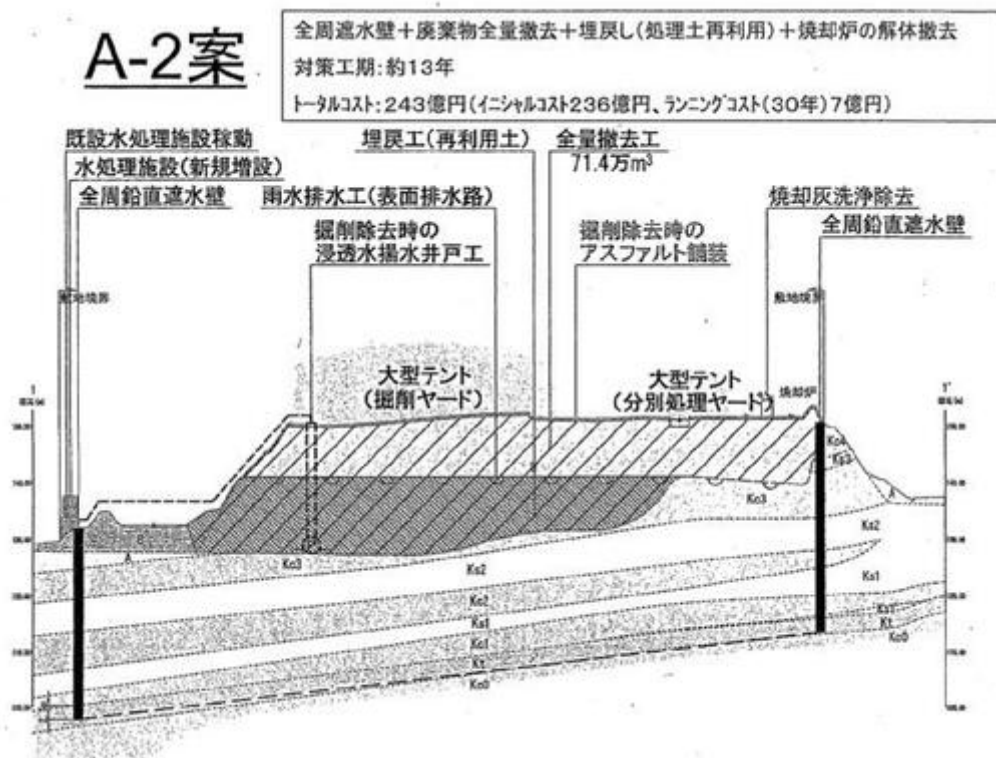
区 分	A-2案	D案 (B-1)	D案 (B-2)	E案
住民同意	○	△	△	○
効果的合理的経済的	×	○	○	×
措置命令・代執行事業	×	○	○	×
対策工の構成	○	○	○	○
周辺影響	×	△	△	×
緊急対策・恒久対策	○	○	○	○
廃止基準のクリアー	○	△	×	△
実行性等の確保、支援	×	○	○	×

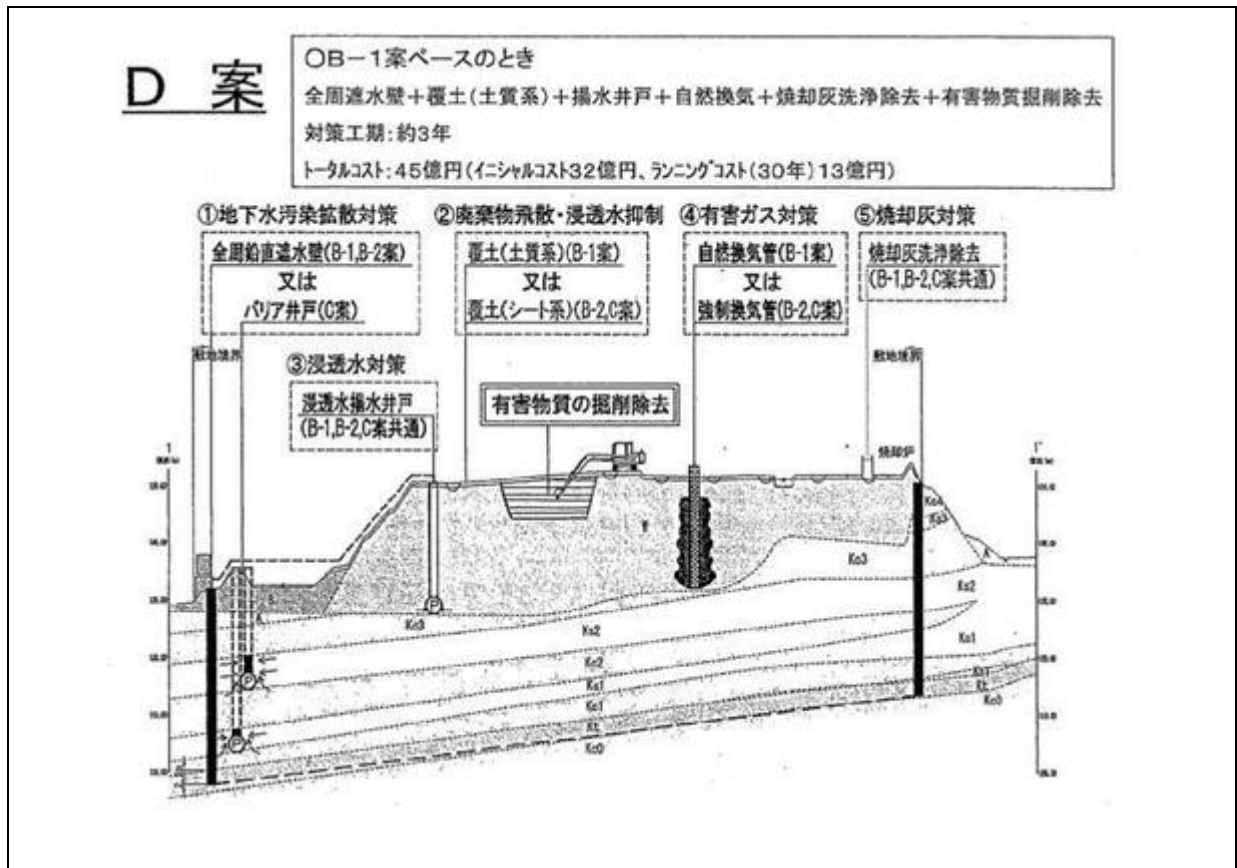
なお、具体的なA-2案の課題は次のとおり。

○ 他に、効果的で合理的、かつ経済的な対策案が有る。従って、代執行事業になり得ない。

- 周辺地域に与える影響が著しい。
  - ・ 廃棄物の搬出車両（約 50 台／日）の交通渋滞、騒音、振動、排気ガス
  - ・ 廃棄物掘削に係る悪臭の発生
- 支障除去の実行性や確実性に劣る。
  - ・ 廃棄物の受入先の確保
  - ・ 掘削ヤードにおける大型テントの設置（基礎の支持力、強風対策等）
  - ・ 大型テント内の作業環境の確保

（参考）A-2案およびD案のイメージ図





意見交換会では、当時の県(知事)の対策に不安を抱く住民も多く、次のような意見が出た。(意見の一部を掲載する。)

- ・知事として、不適正処理された廃棄物について封じ込めるのではなく全量撤去することを言明されたい。
- ・飲み水は栗東市だけでなく野洲、守山の住民も利用している。地下水が琵琶湖に入ることも考えられるため、近畿一円の方が関心を持っており、正しい、安心できる解決を求める。
- ・対策工法のうち、D案はあいまいであり、特に有害物の撤去について明確ではない。また安定化までの期間が不明確であり、永久に監視を続けなければならないとする学者もあり、有害物が残ることで将来に禍根が残る。A-2案をベースとする全量撤去の対策工を選定してほしい。
- ・安定型品目以外の廃棄物を安定型処分場にそのまま放置すれば、行政で決めたことを自ら犯すことになる。
- ・特措法が平成24年度(2012年度)で失効することは問題であり、特措法の延長や新たな法律を作る運動が必要である。

## (2) 県と住民のやりとり(説明会の実施等)

県は、平成20年(2008年)5月28日から10月29日までに、周辺7自治会(赤坂・小野・上向・北尾団地・中浮気団地・日吉ヶ丘・栗東ニューハイツ)および合同対策委員会への説明会を行った。

回	時期	内容
1巡目	5月28日～ 6月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原位置浄化策(D案)の説明</li> <li>・ 原位置浄化策(D案)を選定した理由説明</li> </ul>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見交換</li> </ul>
2巡目	8月6日～ 9月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1巡目の住民説明会における技術的な意見や質問に対する説明</li> <li>・ 意見交換</li> </ul>
3巡目	10月8日～ 10月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ よりよい原位置浄化策（4本柱：「有害物除去」、「対策工事期間中の周辺生活環境への配慮」、「モニタリングと監視委員会」、「処分場土地の県有地化検討」）の説明</li> <li>・ 有害物全量撤去案（A2案）および粘土層修復案（E案）が実施できない理由の説明</li> <li>・ よりよい原位置浄化策に対する同意要請</li> </ul>

原位置浄化策（D案）に対して、周辺住民から次のような厳しい意見が寄せられた。

- ・ D案は基本方針の「地域住民との連携強化、合意と納得」の大原則にはずれているのではないか。
- ・ 県はD案ありきである。住民無視である。
- ・ 基本方針8項目に照らした各案比較表は県に都合のいい○△×である。
- ・ 早期に対策してほしいというベクトルは合っているが結論ありきである県のやり方が間違っている。
- ・ 全量撤去してほしい。そのためなら13年間我慢する。
- ・ 住民としては一体何があるのかわからないという思いが非常に強い。
- ・ 有害なものがいつまでも残るのは不安である。
- ・ 県と住民がどこの有害物をどう取るかを議論して最終決定できるような歩み寄りの方法しかないと思う。
- ・ 全量撤去はできないと言うが、ちゃんと指導しなかった県が悪い。報いである。

このような自治会からの意見を受け、県は対策工事の安全を確保するため、①有害物の除去、②対策工実施中の周辺環境への配慮、③処分場のモニタリングの実施、④処分場敷地の県有地化の4つの観点を盛り込んだ「よりよい原位置浄化策」を作成し、周辺自治会に対し同意を要請した。

### (3) 予算計上見送り

平成21年（2009年）1月16日、栗東市長から知事に対し、次の事項について早急に回答するよう文書により要望があり、県は1月21日付けで文書により回答した。

#### 【栗東市の要望事項と県からの回答】

○周辺7自治会の合意と納得を得るための行動計画を示されたい。

→現時点ではすべての自治会から同意をいただいているわけではありませんが、今後とも引き続き、自治会の協力を得て同意いただけるよう努力します。貴市の協力がいただけますようお願いします。

また自治会とは、双方協議の上、覚書を締結します。また、対策工や詳細設計に関する説明会等を開催します

○ 全量撤去案（A2）・粘土層修復案は廃掃法及び産廃特措法の適用が受けられないとする理由並びに対策工として採用出来ない理由を明確に説明されたい。

→廃棄物の不適正処分等により生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去（以下「支障

の除去等」という。)を行う必要があると認められるときは、県は、廃棄物処理法に基づいて、事業者等に是正を求める措置命令を発出し、是正措置が講じられる見込みがない場合は、事業者等が行う是正措置の全部または一部を代執行事業として行い、あわせて、産廃特措法に基づく財政支援が受けられます。

この県が事業者等に命じる措置命令は、支障の程度および状況に応じその支障を除去し、または、発生を防止するために必要であり、かつ経済的にも技術的にも最も合理的な手段を選択して措置を講じるよう命じなくてはならないとされています。

全量撤去案や粘土層修復案の手法についても産廃特措法に基づく支障の除去等の方法のひとつとして認められているものですが、RD処分場の事例においては、経済的、技術的な観点から県が考えております「よりよい原位置浄化策」が最も合理的な手段と判断されます。

各対策案ごとの採用できない理由は次のとおりです。

- ① 全量撤去案(A2)は、掘削ヤードにおける大型テントの設置や有害廃棄物の分別など技術的に大変難しい課題があり、加えて、工事中の悪臭や廃棄物の飛散など周辺環境に与える影響は大きく、経費的にも、原位置浄化策にくらべて多額となることは明らかです。さらに、廃棄物処理法に基づく措置命令を発する場合の妥当性を欠くなどの制度的な課題があります。
  - ② 粘土層修復案ですが、修復箇所をしっかりと特定するためには、掘削廃棄物の仮置き場を設置して廃棄物を全量掘削する必要があることから、全量撤去案(A2)と同様に、技術的、制度的な課題や周辺環境に与える大きな課題があります。また、仮に、全量掘削しない方法を採用する場合は、特に、地下水汚染の拡散防止について対策工の成果を確認できる担保が無く、対策工施工後に地下水汚染が残った場合、これを修復することが大変難しいと判断しています。経費的には、RD最終処分場問題対策委員会のE案では、90億円の経費が試算されているところです。さらに、廃棄物処理法に基づく措置命令を発する場合の妥当性を欠くなどの制度的な課題があります。
- 処分場の全容解明に係る詳細設計の範囲と内容について具体的に示されたい。
- 本年度予算計上している詳細設計は、県が考えております「よりよい原位置浄化策」に必要な遮水壁、水処理施設、浸透水揚水井戸および自然換気管などの施設整備に関する詳細な設計を業務委託しようとするものです。この業務委託が完了しますと、具体的な対策工事に着手することができることとなります。なお、昨年度に実施した設計では、対策工の概略数量を以下のとおりとしております。
- ①遮水壁：最大深さ40m、延長960m
  - ②揚水井戸：10本
  - ③自然換気管：25本

また、住民の皆さんは、RD社によるドラム缶を始めとする違法な埋立に起因する有害物を大変心配されています。県としましては、このようなご心配を解消していくため詳細設計において、ドラム缶等の有害物の調査を実施します。

この有害物調査は、処分場全体の高密度電気探査や、未調査区域を中心とした10本程度のケーシング掘削調査を考えております。有害物調査も含め、詳細設計では、住民の皆さん

のご意見をしっかりと調査に反映していくよう十分に配慮して実施します。

○ 有害物質の定義とその除去方法について具体的に示されたい。

→有害物の定義は、産廃特措法の基本方針に有害産業廃棄物として規定されております。

有害産業廃棄物の定義ですが、特別管理産業廃棄物に該当する廃油、廃酸・廃アルカリ、廃PCB等、感染性産業廃棄物、廃石綿、石綿等、および特別管理産業廃棄物に相当するヒ素、水銀、ダイオキシン類などの24項目の有害物質が判定基準を超えて、溶出または含有する汚泥、ばいじん等が該当します。このような廃棄物がかたまってみつかった場合は、除去します。

処分場内の有害物除去は、平成17年度の西市道側平坦部における掘削調査に引き続き、昨年2月に実施しました掘削調査により、あわせて240本を超えるドラム缶の除去を行いました。この違法な埋立は、本来は焼却炉で処分すべき廃油・廃酸や汚泥などを違法に埋立処分していたことが元従業員の証言などで明らかになっています。

このような有害物の除去対策としまして次のような3点の対策を考えており、1点目は、処分場を粘性土で覆土し、雨水を浸透させて汚染浸透水や地下水を水処理施設で処理し、有害物を除去する方法です。2点目は、詳細設計での高密度電気探査や、ケーシング掘削調査等を行い、かたまっている有害物が確認できた場合は、その範囲を特定した上で撤去を基本として対処することです。

さらに、対策工事の完了後は、水処理施設を稼働させるため、設置した処分場内の複数の揚水井戸を利用して水質の改善状況を分析・比較検討することとしておりますが、併せて有害物の存在を調査し、必要に応じてこれらの効果的な除去を図ります。分析・比較検討は、住民の皆さんにも協力いただき監視委員会を設置し、この委員会で検討していただくことが最も適切と判断しています。

○ 処分場取得の時期と範囲、及び跡地活用について明確に示されたい。

→処分場土地の県有地化については、関係者や関係機関の協力を得て課題の解決を図り、対策工事の完了後において、速やかに県有地化を図ります。

跡地活用については、公益性があり、地域住民の皆さんに歓迎される活用を貴市と十分に協議します。

○ 処分場の安定化までのプロセスとスケジュールを示されたい。

→処分場を安定化し、処分場土地の再利用を行っていくためには、廃棄物処理法に定める廃止基準をクリアする必要があります。この廃止基準では、大きくは13項目の基準が定められており、RD処分場においては、特に、地下水質の基準、浸透水の水質要件、処分場の地中温度要件およびガスの発生要件などを基準に適合させていく必要があります。

このため、廃棄物層に雨水を浸透させ浸透水や地下水を水処理施設で浄化していくことや、自然換気管を設置し、空気を流入させることにより有機物の分解を進め、嫌気分解によるガスの発生を防止していくことが必要となります。また、有害物を直接取り除き地下水等の汚染源を取り除くことも、処分場の早期安定化に繋がるものと考えています。

このような対策を対策工実施時やそれ以後のモニタリング監視時に監視委員会のご意見をもとに適切に講じることにより、処分場の安定化を図ります。

安定化に必要な期間は、燃え殻等が埋設されている管理型処分場の場合で平均18年であり、最大でも35年という調査結果（「最終処分場維持管理積立金に係る維持管理費用算定

ガイドライン」による。) がありますが、1日も早く安定化が図れるよう努めます

○ 遮水壁の安全性の確保と緊急時の対応について具体的に示されたい。

→ソイルセメント遮水壁は、地下水汚染の拡散を防ぐために設置するもので、このため処分場の全周に設置する必要があると考えています。遮水壁の耐震性、耐久性および遮水性については次のとおりです。

① 耐震性については、遮水壁は土中の構造物であり、壁の両側から土圧と水圧によって押しえられており、地上構造物に比べて地震時には破壊されにくいこと、また、遮水壁の材料等、配合を考慮することにより、地盤の動きに合わせて動くことによって損傷を受けにくくすることが可能と考えています。

② 耐久性については、ソイルセメントは30年以上の実績があり、また、調査によりソイルセメントの強度が築造後27年間経過してもなお上昇することが確認されており、このことから、通常のコンクリート構造物と同程度の50年程度の耐久性があると評価されています。

③ 遮水性ですが、期間の経過とともに、ひび割れ等が生じるリスクは高くなりますが、処分場内の水位を周辺よりも下げ、浸透水等の流向を周辺から処分場内にするによって、有害物質の流出を防止できるものと考えています。

したがって、遮水壁が破損した場合でも、有害物質が流出することはないものと考えております。また、モニタリング等により破損が疑われる状況が確認されれば、ただちに高密度電気探査や地下水追跡調査、ボーリング調査等によって破損箇所を特定したうえで、地盤改良等により破損箇所の修復を行います。

④ ソイルセメント遮水壁を施工するにあたっては、詳細設計において、現地土を試験し適合する材料の配合設計を行い、確実な施工管理を行うことによって安全性を十分に確保します。

○ 産廃特措法の延長についての県の考え方を明らかにされたい。

→RD処分場問題は平成11年からの大変長期間におよぶ深刻な問題であり、1日も早く対策工を着実に実施することが県の使命と考えており、産廃特措法の期限内に事業が終了できるよう、現行法の期限に合わせて事業スケジュールを組むことが県の責任と考えています。

なお、昨年11月に国に対して期限延長の要望を行いました。この要望は、住民の皆さんとの話し合いに要する期間を確保することや、対策工実施に当たり不測の事態による遅延の心配がありますことから、延長の要望を行ったものです。今後、仮に、産廃特措法が延長されたとしても、現在県が考えております支障除去等の事業内容が変更されるものでないと理解しています。

同年1月28日、栗東市議会においては、対策工（よりよい原位置浄化策）を産廃特措法に規定する実施計画策定の基本としていくことについて、総合的見地からやむを得ないと判断する旨の議決がなされた。なお、この議決には付帯決議が付された。（全文は○ページ）

一方、県は、よりよい原位置浄化策に関する説明会を行い、11月4日付けで周辺7自治会に同意要請の文書を送付したが、「よりよい原位置浄化策」に同意したのは1自治会のみであった。

このように、栗東市の同意は得たが、地元自治会の同意の状況が大変厳しかったことから、現時点で対策工を実施することは難しいと判断し、合意と納得に向け地元とさらに話し合いを尽くすこ

ととして、対策工の平成 21 年度（2009 年度）当初予算計上を見送った。

なお、抜本対策の着手までにはある程度の時間が必要と考えられるが、その間の放置できない生活環境保全上の支障またはそのおそれについて、平成 21 年度（2009 年度）に緊急対策を実施することとし、同年度当初予算には緊急対策工事、事業者責任追及、処分場施設管理および周辺環境影響調査に要する費用を計上した。

#### (4) 情報公開請求への決定に対する訴訟

平成 21 年 2 月に旧処分場周辺地域に居住する住民から、旧 R D 社元従業員から県が聴き取り調査を行った内容に関し情報公開請求が提出された。これに対し県は、旧 R D 社元従業員への聞き取り調査に関する書類のうち「当該職務に関する不適正処分に係る記述部分」については、公にすることで県の事務に支障を及ぼすとして非公開とした（以下「一部公開決定」という。）

このとき県は、旧 R D 社元従業員から証言、供述を得つつ、措置命令を発出できるか検討していたところであり、不適正処分に係る記述について、この時点で公開すると以降の供述を得ることが困難になるおそれがあったことから非公開としたのだが、この決定に対し情報公開請求を行った住民は、一部公開決定を不服として異議申立てをしたため、県は情報公開審査会に諮問をした。

その後、県は旧 R D 社元代表取締役の刑事確定記録を調査した結果措置命令の対象が決まり、非公開とした事由が消滅したことから、地元自治会から証言を公開してほしいと強く要請があったことを理由に、一部公開決定の 8 か月後に非公開とした部分を新たに公開した。また、一部公開決定への諮問については、非公開とした箇所を新たに公開したことにより訴えの利益が無くなったとして、同審査会への諮問を取り下げたうえで異議申立てを却下した。そのため、住民は平成 21 年 2 月に県が一部公開決定を行ったことおよび 8 か月間非公開部分を公開しなかったこと等を違法として、大津地方裁判所（以下「大津地裁」という。）に訴訟を提起した。

この訴訟について大津地裁は、県の説明には不合理な点がないこと等を理由に、平成 23 年 9 月 20 日に住民の請求を棄却している。

#### (5) 対策委員会委員との訴訟

対策委員会の一部の委員は、事務局の対策委員会の運営方法に疑義を呈しており、委員会の審議の場において疑義を呈することがあった。委員会の委員の 1 名は、この対策委員会を事例として取り上げ、行政の専門家でない学識経験者や一般住民が政策決定過程に関わる際の問題点を明確化すること等に関する論文を執筆し、平成 21 年 7 月に滋賀大学環境総合研究センターが発行する学術研究誌で発表した。この論文においては、対策委員会における三つの事件として委員長の選任、会議の日程調整、A-2 案を支持する委員に対する技術的質問に係る連絡の不備が指摘されている。

この論文を受けて県は、滋賀大学に対し、論文に記述された 3 つの問題点は事実と異なるため検証をしてほしい旨の文書を提出したほか、委員本人に抗議文を送付し、その概要を県のホームページに掲載したところ、委員は県から大学に対する検証の依頼等により学問の自由や名誉等を侵害されたこと等を違法であるとして、平成 22 年（2010 年）2 月 17 日に大津地裁に訴訟を提起した。

大津地裁は翌年 1 月 25 日に、学問の自由や名誉等を侵害されたとの委員の主張は採用できないとして請求を棄却したが、委員は大阪高等裁判所（以下「大阪高裁」という。）に控訴した。同年 9 月 8 日の高裁判決においては、地裁判決は相当として委員の控訴を棄却したが、一方で、委員が名



誉感情を害されたであろうことは容易に推認できるものであるとも判示している。(ただし、国家賠償法上の違法性については認めなかった。)

### 3 緊急対策工事の実施と恒久対策に向けた話し合い（平成 21 年（2009 年）2 月～平成 22 年（2010 年）8 月）

#### (1) 緊急対策工事の実施

県は、平成 21 年（2009 年）4 月 30 日に RD 最終処分場問題に関する周辺自治会長会議を、5 月 29 日には RD 最終処分場問題についての周辺自治会合同説明会を開催し、これまでの経過と平成 21 年度（2009 年度）予算の概要を説明するとともに今後の地元協議の進め方について意見交換を行った。その際、県は中立的な第三者を交えた協議の場の設置を提案したが、対策委員会が推奨する対策工法（A-2 案）とは異なる工法を取ろうとしている中で、第三者を交えた協議の場を設置しても同じような結果になるという意見が多く、合意には至らなかった。

その後、老朽化した焼却施設の倒壊によるダイオキシン類の飛散防止等を目的とした緊急対策工事の実施に向け、県は 9 月 4 日に赤坂自治会、小野自治会、上向自治会、中浮気団地自治会、日吉ヶ丘自治会および栗東ニューハイツ自治会によって構成された RD 問題周辺自治会連絡会（以下「周辺自治会連絡会」という。）との話し合いを、11 月 2 日および同月 24 日には周辺自治会連絡会説明会を開催して説明および意見交換を行った。説明会では、比較的処分場に近傍の自治会を中心に解体工事中のダイオキシン類の飛散流出を懸念する意見があり、過去に焼却炉から発生したばい塵による被害があったことを理由として挙げる住民もいた。また、廃棄物の飛散防止を目的とした覆土については、恒久対策でないにもかかわらず覆土をすることで、今後県が廃棄物の掘削をしなくなるのではないかとの声も上がった。最終的に焼却炉の撤去については住民も同意したが、覆土を実施することについて合意に至らなかったため、結果として、緊急対策工事では実施しなかった。（後述の二次対策工事で覆土は実施されることとなった。）

このような話し合いを経て、県は、平成 22 年（2010 年）1 月 28 日に焼却炉の解体撤去工事に、同年 2 月 16 日に既設水処理施設修繕工および下水道への接続工事等に、同月 17 日に仮設シート工等の工事に着手した。なお、詳細は工事編に記載している。

#### ア 焼却施設撤去

老朽化した焼却施設の倒壊によるダイオキシン類の飛散を防止するため、焼却施設（2 基）の撤去を行った。（平成 22 年（2010 年）1 月 28 日～7 月 23 日）



南側焼却炉解体撤去前



南側焼却炉解体撤去後



## イ 水処理施設修繕工

汚染地下水拡散の軽減を図るため、汚染浸透水等の浄化ができるように既存水処理施設の修繕を行った。(平成22年(2010年)2月16日～6月22日)

## ウ その他緊急対策工事

仮設シート工、室内仮置廃棄物保管対策工、水路補修工、環境改善工を行った。(平成22年(2010年)2月17日～8月10日)

## (2) 恒久対策に向けた話し合い

周辺自治会と県は、緊急対策工事の実施に向けた準備や話し合いとともに、恒久対策に向けた話し合いを行ってきた。

周辺自治会連絡会は、平成21年(2009年)5月27日に恒久対策として有害物の除去を求める旨の「RD安定型産業廃棄物最終処分場の対策工(有害廃棄物の除去)についての要望」を県に提出し、11月24日には有害物の除去を基本として将来にわたり安全で安心できる対策工の実施を求める旨の「RD安定型最終処分場の対策工実施への基本要望」を取りまとめて県に提出した。(「基本要望」は県HPに掲載している。URLは巻末資料2(10)ページに掲載。)

県は、恒久対策について検討し、住民と話し合うとともに環境省および産業廃棄物処理事業振興財団と相談して助言を受けてきており、11月22日には田島一成環境副大臣(当時)が来県して現地視察および地元住民との意見交換会を行った。意見交換会においては、地元住民から旧処分場への法的な規制に係る質問や有害物の除去に係る要望があったほか、副大臣からは産廃特措法の期限をどの程度の延長することが必要であるか等について発言があった。

その後、県は「環境省からの助言等を踏まえたRD事案に関する今後の県の対応について」(以下このページでは『県の対応』という。全文は巻末資料2(3)に掲載)を取りまとめ、平成22年(2010年)1月23日に開催した話し合い(環境省も出席)で周辺自治会に説明した。

ここでは、有害物(特別管理産業廃棄物相当)をできる限り除去することを盛り込んだ対策工法を最終決定するための最後の調査として詳細な有害物調査等を行うこと、学識者による有害物調査検討委員会を設置すること、なお残存すると考えられる有害物は浸透水等を揚水処理し浄化することを考えること、有害物調査の結果や有害物調査検討委員会からの助言を踏まえて周辺自治会と話し合い、県としての対策工法を最終決定すること等を盛り込んでいた。

県は、周辺7自治会に対し3月までに「県の対応」に同意するよう求め、3月の時点で同意したのは2自治会にとどまったため、4月からは「RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い」と題した周辺自治会代表者との話し合いの場を設け、話し合いを継続することとなった。「話し合い」概ね月1回程度開催されており、出席者からは有害物の調査方法が適切であるか等の意見が度々出たものの、6月には、北尾団地自治会が同意して県と「RD最終処分場問題の解決に向けた今後の対応に関する確認書」を締結するとともに、周辺自治会連絡会が有害物調査に係る予算執行に同意した。8月には周辺自治会連絡会も同意し、県と「RD事案の解決に向けての覚書」を締結した。(確認書および覚書は県HPに掲載している。URLは巻末資料2(10)に掲載。)

#### 4 旧RD最終処分場有害物調査検討委員会（平成22年（2010年）10月～平成24年（2012年）9月）

県は、有害物調査について周辺自治会の同意を得たことを受けて、有害物調査および対策工基本方針の検討にあたり、理工学的事項について専門的な意見を反映させるため、「旧RD最終処分場有害物調査検討委員会（以下「有害物調査検討委員会」という。）」を設置した。

有害物調査検討委員会は、平成22年（2010年）10月から平成24年（2012年）9月までの間に8回開催され、廃棄物および地下水等の調査の実施ならびに調査結果の評価、支障の除去等に係る効果的かつ合理的な対策工基本方針の検討等について助言を受けた。

その後、有害物調査として、平成22年（2010年）10月から平成23年（2011年）12月にかけて一次調査を、平成24年（2012年）1月から9月にかけて二次調査を実施した。（有害物調査の内容については、廃棄物編第2章に記載している。）

##### 【委員会の委員】

氏名（五十音順）	専門分野	所属等（委員会設置時点）
大嶺 聖	地盤工学	九州大学大学院 准教授
小野 雄策	廃棄物処理処分工学	日本工業大学 教授
梶山 正三	環境科学	弁護士、理学博士
大東 憲二	環境地盤工学、地下水工学	大同大学 教授
樋口 壯太郎	廃棄物工学	福岡大学大学院 教授

※ 氏名五十音順

##### 【委員会の開催状況】

回数	年月日	内容
第1回	平成22年10月30日	・委嘱状交付 ・委員会設置要綱、委員長等選出について ・既存データおよび調査計画案の説明 ・調査計画案に対する周辺住民意見聴取
第2回	平成23年1月23日	・有害物調査（一次調査案）について ・追加分析実施にあたっての考え方について ・議事内容に関する周辺自治会からの質疑
第3回	平成23年3月20日	・有害物調査（一次調査）について ・今後のスケジュールについて ・議事内容に関する周辺自治会からの質疑
第4回	平成23年6月19日	・一次調査結果について ・対策工の基本的な考え方について ・議事内容に関する周辺自治会からの質疑
第5回	平成23年8月23日	・一次調査の評価（案）について ・対策工の基本的な考え方（案）について
第6回	平成24年2月12日	・一次調査結果の評価について ・周辺地下水調査について
第7回	平成24年6月17日	・二次調査結果について ・二次対策工（案）について
第8回	平成24年9月12日	・二次対策工（案）について

有害物調査検討委員会では、「環境省からの助言等を踏まえたRD事案に関する今後の県の対応について」で定義された有害物である特別管理産業廃棄物に加え、土壤環境基準超過物ならびに一次対策工事で掘削除去の対象としたドラム缶、一斗缶およびドラム缶等から廃有機溶剤等の液状廃棄物が浸潤した廃棄物や土砂等（液状廃棄物浸潤土砂等）をまとめて有害物と定義した。

## 5 一次対策工事に係る合意と実施（平成 22 年（2010 年）7 月～平成 24 年（2012 年）10 月）

### (1) 一次対策工事に係る話し合いと合意

県と周辺自治会は、「環境省からの助言等を踏まえた RD 事案に関する今後の県の対応について」への同意後も、有害物調査の具体的方法等の話し合い、環境省や学識経験者を招いての意見交換や講演等を行ってきた。また、対策工の基本的な考え方についても有害物調査検討委員会での議論を踏まえて話し合った。有害物調査および対策工への県と周辺自治会の合意形成は長期にわたり、平成 22 年 7 月に県が有害物調査および対策工の今後のスケジュールについて説明してからも、有害物調査等に関する議論のため月 1 回程度の頻度で話し合いが開催され、見直し後のスケジュールが発表されるまでに約 1 年かかった。県は、少しでも早く対策工に着手すること、産廃特措法が失効する平成 24 年度末までに対策工の実施計画を作成し特措法に基づく財政支援を受けることを目指していたこともあり、平成 23 年（2011 年）6 月に発表された見直し後のスケジュールでは、平成 24 年度末までに第一段階の対策工事を完了させ、平成 25 年度以降に第二段階工事を実施するという 2 段階に分けた対策工を実施することを提案した。

この見直し後のスケジュールに対し、県と周辺自治会は調査の詳細等については引き続き議論が必要な点はあるものの、概ね見直し後のスケジュールに基づいて調査と対策工を実施することで合意した。

これらの話し合いを経て、旧処分場における支障等の除去対策は一次対策工事とそれ以降の対策工事に区分し、一次対策工事においてはこれまでの調査で確認されたドラム缶や医療系廃棄物、特別管理産業廃棄物等の掘削除去を行うこととなり、平成 23 年（2011 年）11 月 14 日、周辺 6 自治会と県が「RD 最終処分場問題解決に向けた一次対策工事の実施にあたっての協定書」を、北尾団地自治会と県が「旧 RD 最終処分場一次対策工事に関する確認書」を締結した。（協定書は 90 ページ、確認書は 91 ページに掲載。）

#### 【コラム】産廃特措法とは

平成 15 年（2003 年）6 月、平成 10 年（2008 年）6 月以前に行われた不法投棄等による生活環境保全上の支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、10 年間の時限立法として産廃特措法が制定された。環境省が平成 13 年に実施した調査では、全国で約 1,300 万<sup>m</sup>の廃棄物が不法投棄されたまま放置されていたのだが、このうち平成 10 年 6 月以前に不法投棄された廃棄物は、約 1,100 万<sup>m</sup>と大半を占めていた。また、国内最大級の不法投棄である青森・岩手県境における不法投棄事件では不法投棄された 82 万<sup>m</sup>の産業廃棄物の排出者の大半が首都圏の事業者であったこと、この原状回復の行政代執行を行うべき青森・岩手両県だけでは処理費用を負担しきれない等の理由により、都道府県等に対する財政的な支援を行う必要が高まってきており、こうした社会背景をもとに、都道府県等が自ら支障の除去等の事業を行う場合に必要な経費について国庫補助及び地方債の起債特例等の特別な措置を講ずることを目的として、産廃特措法は制定された。

この法律は、都道府県等が同法に基づく実施計画を策定し、環境大臣の同意を受けて実施する行政代執行事業（特定支障除去等事業）に対し、平成 25 年（2013 年）3 月 31 日までの間、国が支援措置を講ずるものであった。その後、都道府県等が同日までに特定支障除去等事業を完了させることが困難な事案があること、本事案を含め新たに都道府県等が支援対象とすることを希望

している事案があることから、都道府県等が行う特定支障除去等事業を迅速かつ着実に完了させるため、平成 24 年（2012 年）に改正され、支援期間が平成 35 年（2023 年）3 月 31 日までに延長された。

【このコラムの内容は参考文献⑩による。】

## (2) 産廃特措法に基づく特定支障除去等事業実施計画の策定

対策工に要する費用を確保するため、県は産廃特措法に基づく産廃特措法に基づく国の財政支援を受けて対策を行うこととし、一次対策に係る実施計画を策定した。実施計画では、旧 RD 社による不適正処分の経緯および様態を整理したうえで、生活環境保全上の支障の除去等事業を実施する必要があることを示し、地元自治会との話し合いの中で固めた対策工法についてまとめられている。また、実施計画策定にあたって住民の意見等が反映されるための措置についても定めており、一次対策工事の実施にあたっての協定書等を取り交わしたことに加え、今後も引き続き周辺自治会との話し合いや、栗東市との意見交換を行うとともに、会議の公開やモニタリング結果等の情報の公開を行うことにより、自治会住民等の理解と協力の増進に努めることを明記している。

策定された計画は、平成 24 年（2012 年）6 月 7 日付けで環境大臣の同意を受けたことで、県による対策事業に要する費用の大部分について国の財政支援（事業費の 90%の起債が認められ、その元利償還金の 50%が特別交付税として措置される）を受けられることとなった。

実施計画の策定にあたり、栗東市から平成 23 年（2011 年）12 月 5 日付けで次の意見が提出された。

### 【栗東市の意見】

- ① 対策工実施については、RD 問題周辺自治会連絡会との協定書および北尾団地自治会との確認書を遵守すると共に、粉塵の飛散・悪臭・騒音防止等の周辺環境対策ならびに有害ガス等に対する安全対策を十分に講じること。
- ② 住民の不安解消のため、引き続き周辺自治会の合意と納得のもと、有害物除去及び地下水汚染の拡散防止等の恒久対策を早急且つ確実に実施すること。
- ③ 旧 RD 最終処分場跡地を早期に県有地化し、住民の安全・安心の確保に努めること。

実施計画は平成 25 年（2013 年）に二次対策工事を追加する形で変更（同年 3 月 26 日付け環境大臣同意）し、さらに平成 29 年（2017 年）に当初想定できなかった事由（大型の鋼材等、施工上支障となる廃棄物の出土）への対策等のため変更（同年 11 月 29 日付け環境大臣同意）している。

## (3) 一次対策工事の実施

平成 24 年（2012 年）8 月から平成 25 年（2013 年）3 月にかけて、生活環境保全上の支障またはその生じるおそれ（以下「支障等」という。）のうち、地下水の汚染拡散のおそれの一部を除去するために、支障等の原因となっている廃棄物および当該廃棄物により汚染された土砂であって一次調査の時点で東側焼却炉付近に存在することが確認できたものの掘削除去ならびに地下水汚染拡散軽減措置として既設水処理施設を活用した浸透水揚水処理を行うための井戸の設置等を実施した。

なお、詳細は工事編第 3 章に記載している。

完了



着工前



## 第4章 県の対応の経過（二次対策工事の実施合意以降）

### 1 二次対策工事に係る合意と実施

#### (1) 二次対策工事に係る話し合いと合意

周辺自治会と県では、一次対策工事への合意以降も、調査や二次対策について有害物調査検討委員会での議論を踏まえて話し合いを続けてきた。

一次対策工事への合意以降 13 回の話し合いを経て、平成 24 年（2012 年）10 月 3 日、県と周辺 5 自治会（赤坂・小野・上向・日吉が丘・栗東ニューハイツ）は、旧 RD 最終処分場における支障等の除去のため基本方針に基づいて二次対策工事を実施すること、その具体的方法については引き続き話し合うこと等を定めた「RD 最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たっての協定書」を締結した。（全文は 122 ページに掲載。以下「二次対策工事協定書」という。）

二次対策工事協定書の締結にあたっての話し合いにおいては、対策工事の検討当初から廃棄物の全量撤去を望んでいた周辺自治会が最終的には県の提案する「有害物等の掘削除去」という方針に同意するという事になった。しかし周辺自治会からは、今回の対策工事では廃棄物を残置することで水処理がいつまで続くかわからず、地下水の汚染を止められるといった期待される成果がないときには全体を掘削する旨を協定書に入れてほしいとの意見があった。これを受け、協定書では二次対策工事完了後 5 年を目途に対策工の有効性を確認し、有効でないと確認されたときは、県が調査を行った上で、一次対策工事または二次対策工事において掘削しなかった部分の掘削を含めて必要な追加対策を検討し実施することが明記された。

同日、県と北尾団地自治会は、北尾団地自治会が基本方針に基づく旧 RD 最終処分場の二次対策工事の実施に同意するとともに、県が同自治会から提出された「旧 RD 最終処分場二次対策工事について」およびこれに対する県の回答の内容を尊重して一日も早い問題解決に努める旨の「旧 RD 最終処分場二次対策工事に関する確認書」を締結し、これにより二次対策工事が実施されることとなった。

なお、中浮気団地自治会は、平成 24 年 9 月の話し合いにおいて、対策工への基本要求への県の対応が不十分であり、二次対策により将来の安心が十分に確保されていないとして、二次対策工事に同意しないことを決定した。当時の議事録からは中浮気団地自治会が具体的にどのような点が不十分と考えたのかは定かではないが、少なくとも基本要求のうち「不法投棄廃棄物（約 31 万 m<sup>3</sup>）を掘削撤去すること」や「不適切に処理された許可品目以外の廃棄物を掘削撤去すること」については、県の提案する対策工では達成されるものではなかった。

基本要求での要求事項	県の対策工における方針
許可容量超過分の約 31 万 m <sup>3</sup> を掘削撤去すること	生活環境保全上の支障の除去を目的としており、 <u>許可容量や許可品目に対策内容は影響されない。</u>
不適切に処理された許可品目以外の廃棄物を掘削撤去すること	約 26 万 m <sup>3</sup> を掘削し、有害物を含む約 6 万 m <sup>3</sup> を場外に搬出する。

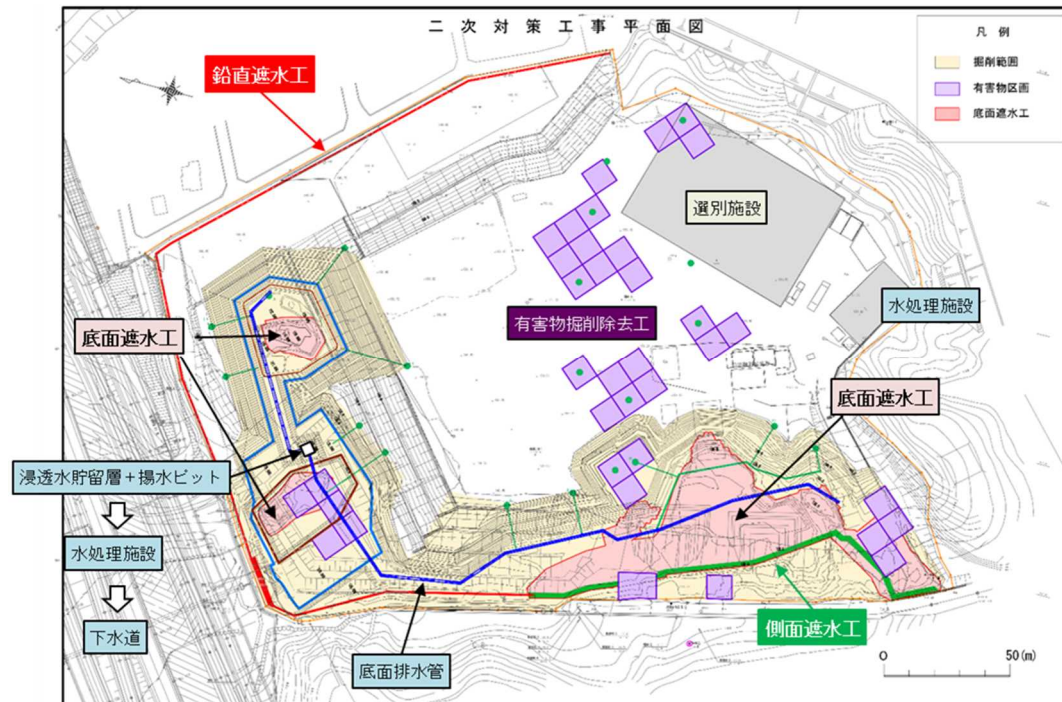
#### (2) 二次対策工事の実施

二次対策工事では、次の図のア～カの内容を実施した。なお、詳細は工事編に記載している。

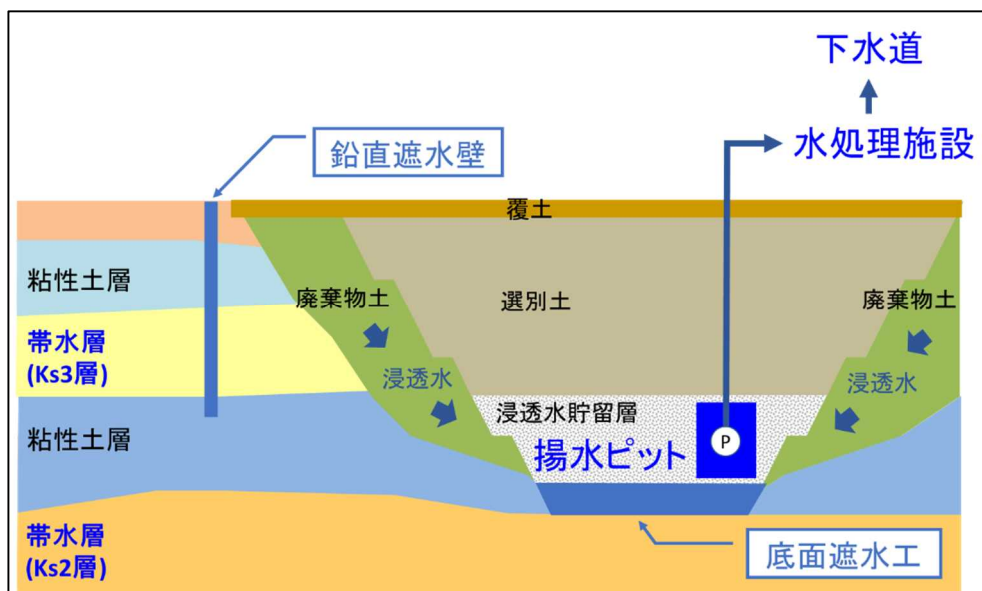
ア 有害物等（原因廃棄物）の掘削除去および搬出処分



- イ 周辺地下水の汚染防止（廃棄物土層と地下水帯水層が接している箇所の遮水工事）
- ウ 遮水工事に伴う掘削により発生した廃棄物土の選別および選別した廃棄物（再生資源および選別土を除く）の搬出処分
- エ 廃棄物の飛散流出防止（法面整形および覆土）
- オ 浸透水の流動性の改善（浸透水集排水管、浸透水貯留層、浸透水揚水ピットの設置）
- カ 浸透水の揚水・浄化、モニタリング



【遮水概念図】



【一次対策および二次対策の費用】

特定支障除去等事業（一次対策および二次対策）に要した費用は、合計で約79億円である。なお、費用の9割について起債が認められ、その元利償還金の5割について特別交付税により国から

の支援を受けた。しかし、特措法失効後は国からの支援が見込めず、場内の水処理や周辺環境モニタリングといった継続的な取組に要する費用については、県が単独で負担することとなるおそれがあった。

この問題は滋賀県のみならず、特措法に基づく支援を受けていた自治体共通の課題であったことから、特措法の支援を受けていた自治体は、国に対し特措法失効後の財政支援を講ずるよう繰り返し要望を重ねていった。

その結果、環境省は、特措法失効後も生活環境保全上の支障等がない状態を継続させるために対策を行う自治体を対象に、水処理や周辺環境モニタリングに要する費用の一部を補助する「特定支障除去等維持事業」を開始し自治体支援を継続した。

区分	一次対策事業 (平成24年度)	二次対策事業 (平成25年度～令和4年度)	合計
工事費	147,725,550円 (175,200,000円)	4,945,666,121円 (4,923,000,000円)	5,093,391,671円 (5,098,200,000円)
廃棄物処理費	58,245,158円 (116,000,000円)	1,455,427,303円 (1,764,000,000円)	1,513,672,461円 (1,880,000,000円)
管理作業費	34,157,739円 (50,400,000円)	1,215,697,592円 (1,379,000,000円)	1,249,855,331円 (1,429,400,000円)
事務費	0円 (6,800,000円)	12,274,706円 (14,000,000円)	12,274,706円 (20,800,000円)
総事業費	240,128,447円 (348,400,000円)	7,629,065,722円 (8,080,000,000円)	7,869,194,169円 (8,428,400,000円)

※ 上段は事業費（実績） 下段は計画事業費

※ この他県単独費で実施した事業がある。（緊急対策、追加モニタリング等。合計約 333 百万円）

## 2 旧RD最終処分場問題連絡協議会の設置

### (1) 旧RD最終処分場問題連絡協議会の概要

平成 24 年（2012 年）2 月に開催された二次対策工に係る県と周辺自治会との話し合いの中で、どのような対策工を取ることもなっても、対策工と併せて対策工の効果に対する客観的な評価をするためのシステムを作るべきであり、そこには栗東市と住民も参画するようなトータルプランニングを出してほしいとの意見が住民から出た。また、同年 6 月に開催された第 7 回有害物調査検討委員会においても、2 次対策工以降に追加の対策工が必要かどの段階で確認すべきか住民から質問があった際に、委員の一人からモニタリングデータ等を公開して施工者および県と話し合う公的な組織を作っておく必要があるとの発言があった。

こうした意見を踏まえ、県は同年 7 月の周辺自治会との話し合いにおいて、住民と学識者および市・県で構成する組織の設置をする方針を明らかにした。

二次対策工事協定書においてもこの方針を明記し、協定書第 6 項に基づき、周辺 6 自治会（赤坂、小野、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハイツ）、栗東市および滋賀県は、旧 RD 最終処分場問題について、次に掲げる内容に関する情報を共有して意見を交換することを目的として、旧 RD 最終処分場問題連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置した。

- ・ 二次対策工事の具体的方法
- ・ 二次対策工事実施期間中の掘削等による周辺環境への影響確認

- ・一次、二次対策工事の有効性の確認
- ・その他二次対策工事実施に起因する問題等

この連絡協議会では、有害物調査検討委員会の委員であった5名の学識経験者（第3章4参照）にアドバイザーに就任いただき、理工学的事項について随時アドバイスを受けることとした。

なお、中浮気団地自治会は、二次対策工事協定書を締結しなかったことから連絡協議会の構成員としないことを決定した。しかしその後も、中浮気団地自治会の住民は、連絡協議会の傍聴、現場見学会や「住民と知事の意見交換」への参加、現場事務所に併設した情報公開室での工事状況の確認、県との意見のやり取り等によりRD問題の解決に向けた取組に参加してきた。

## (2) 旧RD最終処分場問題連絡協議会での話し合い

連絡協議会は、平成25年（2013年）5月28日に第1回を開催し、以後、現在までに○回、概ね年4回開催してきた。これまでの開催日については年表（105ページ）に記載している。

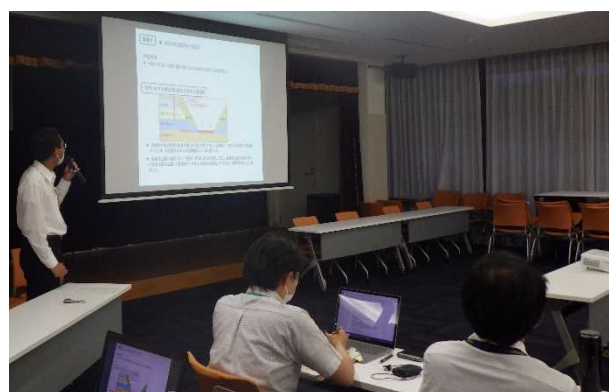
連絡協議会は、栗東市内の会場で開催し、事務局（県）が二次対策工事の進捗状況やモニタリング結果等について報告し、6自治会の住民や市と活発に意見交換を行ってきた。県は、定例的な議題だけでなく、二次対策工事の状況についても連絡協議会で報告し、住民と情報を共有し意見を交換したうえで対策を進めるよう努めてきた。また、平成26年（2014年）3月から令和2年（2020年）11月にかけて二次対策工事の様子を現地で説明するため現場見学会を開催し、22回の見学会に延べ213人が参加した。

なお、連絡協議会は、周辺6自治会の近辺の栗東市が所有する施設等での開催が多いが、令和2年（2020年）以降の新型コロナウイルスが流行する中においては、書面開催といった新たな開催手法を取り入れながら、従来どおり年4回定期的に開催したほか、令和3年度からは「旧RD最終処分場跡地利用協議会」が設置された（詳細は後述）。

### 【連絡協議会の主な議題】

- ・二次対策工事の進捗状況（別途、住民向けの現場見学会を開催）
- ・工事の施工方法（新たに判明した現場の状況に対応するための工法の変更等）
- ・モニタリング調査結果（定例的な調査の結果報告、特徴的な結果に係る解析や今後の対応等）
- ・旧処分場施設の維持管理の状況
- ・生活環境保全上の目標の達成状況
- ・対策工の有効性の確認に係る具体的な手法 等

### 【連絡協議会で県の職員が説明する様子】



## 3 住民と知事の意見交換

令和2年（2020年）12月23日には、「旧RD最終処分場問題に係る住民と知事の意見交換」を開催した。この会では、周辺自治会の住民から事前に21題の質問や意見が寄せられ、その内容等について住民と知事が直接意見交換を行った。



【「旧RD最終処分場問題に係る住民と知事の意見交換」の開催概要】

日 時	令和2年(2020年)12月23日 19時~20時48分
会 場	栗東市老人福祉センターなごやか 集会室
出席者	14名(小野・赤坂・上向・北尾団地・中浮気団地・日吉が丘・栗東ニューハイツの住民) 三日月知事、県の関係職員 野村市長、藤村副市長、市の関係職員 (このほか、傍聴者として住民・県議会議員・市議会議員・報道機関 19名)
主な内容	周辺自治会の住民から寄せられた質問や意見(21題)に係る意見交換 なお、意見交換は質問や意見を次の3テーマに分けて行った。 テーマ① 着工前の県の対応について(調査方法、住民への対応、情報公開等) テーマ② 対策工について(廃棄物の封じ込め、有効性の確認等) テーマ③ 将来に向けて(跡地利用、アーカイブ、再発防止等)



知事による冒頭の挨拶



住民と知事が意見交換する様子

#### 4 旧処分場敷地の県有地化

旧処分場敷地については、平成18年(2006年)の旧RD社の破産手続開始以降、県が取得して適正に管理するよう周辺住民から要望されてきた。

県では、住民の安心を確保するとともに、県による対策を円滑に実施し、かつ対策工の終了後も適正に管理する必要があること等を踏まえ、旧処分場敷地を取得(県有地化)することとし、二次対策工事協定書において「甲(県)は、旧RD最終処分場の土地について、二次対策実施計画に対する環境大臣の同意後、土地の権利に関する法的整理がつき次第、県有地化を図る」との内容を盛り込んだ。

その後、関係者の協力を得て土地の権利関係を整理し、平成26年度(2014年度)までに全ての土地を県が取得した。

取得した土地の範囲は、県による行政代執行事業の対象区域の全体(旧RD最終処分場の区域<埋立の許可区域>内の土地およびこれに隣接する旧RD社所有地<沈砂地の設置場所等>の範囲と一致する。実測面積53,260.99㎡)である。

土地の取得に当たっては、旧RD社および個人(第三者を含む。)から全て寄附採納により取得し、抵当権者にも無償での抵当権の解除等の協力を得た。

## 5 生活環境保全上の目標の達成

実施計画では、令和5年（2023年）3月までに達成すべきものとして次の目標を定めており、これまでの工事およびモニタリングにより全ての目標について達成していることを確認した。

目標の達成については有識者（アドバイザー）の同意を得るとともに連絡協議会、県議会環境・農水常任委員会および滋賀県環境審議会で説明し、最終的に国に報告した。

なお、住民から残置廃棄物に起因する支障等が発生するおそれがあるため、今後もモニタリング等を継続すべきとの強い要望があり、国への報告の中でも連絡協議会（地元住民）への説明結果として県が要望を受けたことを明記したうえで提出している。

目 標	達成状況
① 旧処分場から廃棄物が飛散流出するおそれがないこと	二次対策工事において覆土等が設計どおり適正に施工されたことから、達成を確認した。
② 旧処分場に起因する下流地下水汚染原因となるおそれのある物質によって下流地下水が環境基準を超過しないこと ※ 旧処分場周縁の井戸の地下水水質が2年以上連続で地下水環境基準を満足すること等で判断	工事終了後、四半期ごとに年4回のモニタリングを実施し、評価地点6箇所において年平均値で2年連続して旧処分場に起因する環境基準の超過はなかったことから、達成を確認した。 ※ 評価地点のうち1箇所（No.3-1地点）では、ひ素が環境基準を超過していることから原因を調査し、アドバイザーの見解をもとに、旧処分場由来ではなく自然由来であるとの調査結果を取りまとめた。
③ 旧処分場に起因する臭気が、悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例の基準を超過するおそれのないこと ※ 覆土、硫化水素発生条件の除去、敷地境界での臭気基準の満足等で判断	次の状況から、達成を確認した。 ア 覆土等が設計どおり適正に施工された。 イ 浸透水のモニタリング等により、硫化水素発生条件が除去されていることを確認した。 ウ 敷地境界4箇所で年4回モニタリングを実施し、2年間連続して硫化水素は検出されなかった。

### 【参考：目標②に係る地下水調査の概要】

- ・ 頻度 年4回（工事完了後2年間で計8回実施）
- ・ 地点数 6箇所（目標の達成に係る評価地点。図●印）  
※ この他に、9地点（図○印）で、周辺環境への影響および対策効果を把握するため調査を実施
- ・ 主な分析項目数 24項目（ひ素、ほう素、鉛等）

## 《調査地点》



## 6 対策工の有効性の確認

二次対策工事協定書において、工事完了5年後（令和7年度（2025年度）末）を目途に工事の有効性を確認し、有効でないと判断されたときは必要な追加対策を検討し実施することと定められている。

対策工の有効性を確認するためには、評価方法およびその判断について設定する必要がある。対策工が旧処分場の外部への支障等を除去することを基本方針としていたことから、実施計画の目標が達成された状態が継続していることを確認することとした。

ここでいう実施計画で定められた目標は次の3点であるが、これらはいずれも旧処分場からの支障等が外部に拡散させないことを目的としたものである。

### 【遮水工の外部の評価指標】

ア 旧処分場から廃棄物が飛散流出するおそれがないこと。

イ 旧処分場に起因する下流地下水汚染原因となるおそれのある物質

（塩化ビニルモノマー※、1,4-ジオキサン等）によって下流地下水が環境基準を超過しないこと。

ウ 旧処分場に起因する臭気が、悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準を超過するおそれのないこと。

※平成29年4月1日からクロロエチレンに名称変更

一方、対策工で有害物等を含め廃棄物土を掘削除去しているが、遮水工の内部には廃棄物土が残ることから、掘削範囲に管理型処分場の構造および維持管理の仕組みを取り入れ機能させることによって安定化を促進している。このことから、連絡協議会では対策工によって旧処分場はどのように変わったのか通常のモニタリングにプラス $\alpha$ で調べてほしいと意見があった（第43回連絡協議会）。

安定化の考え方として、「この内部の廃棄物土は長期的に安定化していかないといけない、無機質など分解しにくいものは雨水等で薄く洗い出して少しずつ外部に排出していくのはやむを得ないし、その状況を見ていく必要がある。」とアドバイザーからご意見をいただいた。このご意見を踏まえ、有効性を確認する時点では安定化はその途上であることから、次の二点の指標から安定化へのプロセスの状況を確認していくこととした。

### 【遮水工内部の評価指標】

ア 遮水の内部全体の廃棄物土の状況（浸透水の水質、発生ガスの流量および濃度）

イ 廃棄物土に含まれる有機物の分解の進行度合い（内部温度および水温、地表面の沈下）



これらの目標を達成し、対策工の有効性およびその先の旧処分場の安定化を確認できるまで継続したモニタリング等が必要になるため、今後も県は引き続き旧処分場の監視および維持管理を行う必要がある。

## 第5章 栗東市（町）の対応の経過

**栗東市作成中**

## 第2部 振り返り

### 第6章 第三者委員会による行政対応の総括と再発防止・責任追及に係る県の取組

#### 1 RD最終処分場問題行政対応検証委員会での検証

##### (1) RD最終処分場問題行政対応検証委員会の概要

県は、RD最終処分場問題に対する県の一連の対応に係る問題点と行政上の責任を明らかにするとともに再発防止策について提言を得るため、平成19年(2007年)2月、学識経験者4人で構成し、総務部総務課に事務局を置く「RD最終処分場問題行政対応検証委員会」(以下「検証委員会」という。)を設置した。

検証委員会では、廃棄物処理法を所管する本庁と地方機関の対応について、旧処分場に係る産業廃棄物処理施設設置届出がなされた昭和54年(1979年)11月



【検証委員会の様子】

12日から、旧RD社の破産手続開始決定の公告があった平成18年(2006年)6月19日までの間を対象として、主として次の3つの観点から、評価、検証が行われた。

ア 廃棄物処理法その他関係法令に基づく権限を適正に行使したか。

イ 住民および住民団体等からの苦情や要望への対応は適切であったか。

ウ RD最終処分場問題の究明のために適切な対応を行ったか。

検証委員会は地元住民からのヒアリング1回(発言者13名・住民同席者10名)、県の関係職員からのヒアリング3回(延べ9名)を含め13回開催され、平成20年(2008年)2月に検証結果に基づく報告書(再発防止策を含む。)が知事に提出された。なお、検証委員会はヒアリング等の例外を除いて公開で行われた。

【検証委員会委員】 ※職名は当時のもの

役職	氏名	分野	職名
委員長	池田 敏雄	行政法	関西大学法学部教授
	木邊 美	その他の学識経験者	(社)ガールスカウト日本連盟滋賀県支部育成会常任理事(元滋賀県公安委員長)
	宮本 融	公共政策	北海道大学公共政策大学院特任准教授
委員長職務代理者	渡部 一郎	法律実務	弁護士

【検証委員会開催概要】

回数	開催日	議事の内容
第1回	平成19年2月27日	委員長の選任等 RD最終処分場問題の概要の確認(現地確認を含む) 検証の進め方の確認
第2回	4月23日	RD最終処分場問題の概要の確認 論点整理の全体概要の確認
第3回	5月21日	地元住民からのヒアリング (発言者13名・住民同席者10名、3時間55分)

第4回	6月25日	論点の整理
第5回	7月26日	県からの事実確認 論点の整理
第6回	8月31日	関係職員からのヒアリング（7名、4時間30分）
第7回	10月11日	関係職員からのヒアリング（1名、1時間30分）
第8回	11月15日	関係職員からのヒアリング（1名、1時間10分）
第9回	12月3日	県の対応に対する評価の整理
第10回	12月18日	県の対応に対する評価の整理
第11回	12月25日	県の対応に対する評価
第12回	平成20年 1月31日	県の対応に対する総合的な評価
第13回	2月14日	再発防止策の検討 報告書（案）の検討および取りまとめ
—	2月25日	報告書の知事への提出

## (2) 検証の結果

検証委員会による検証の結果（評価）は次のとおりであった。

（検証委員会の報告書を抜粋。なお、「RD社」の表記は原文のまま。）

### 【県の対応に対する総合的な評価】

#### (1) 処分場の立地の特性についての認識

本件処分場は、栗東市小野地区の丘陵地にRD社により設置し、拡張されてきたもので、一般的に集落から離れた山林や原野等の設置とは異なり、新興住宅団地が隣接し、既存集落からも比較的近いところにある。

#### (2) 事業者に対する認識

当時、RD社については県の許可後、法人格を取得し、前向きに事業に取り組む姿勢を持っており、他業者と比べて比較的問題の少ない事業者という認識をしていたことが、職員ヒアリングで明らかになっている。これは、周辺住民からのばい煙やばい塵、悪臭に対する苦情があったり、違反行為はあったものの、県の行政指導には応じていることから、当時はまだRD社が悪質であるとの認識は持っていなかった。

しかし、その後、住民からの批判があるように、不適正保管の問題のあった平成7年から8年以降は、RD社に対して厳しい認識を持ち、対応する姿勢を見直すべき時期に来ていたにもかかわらず、これまでどおりの対応が続けられていたことは、RD社に対する県の認識は甘いと言わざるを得ず、またこの問題が大きくなった一因ともなったのではないかと。

一方、最終処分場は受入量が多ければ多いほど経済的利益が大きくなり、県の使用前検査を済ませた後、許可時の底面より深掘りし、許可容量を超える廃棄物の持ち込みが行われやすいことから、県としては、RD社に対して指導監督を行うなど厳しい姿勢で臨むべきものであるとの認識を持つべきであった。

さらに、RD社は、産業廃棄物最終処分業の許可だけでなく、収集運搬業や中間処理業（焼却）、特別管理産廃物処分業の許可をそれぞれ取得し、以降、その許可品目を拡大しながら、同一場所で、廃プラスチック、ガラスくず等の安定型許可品目以外の汚泥、廃油、廃アルカリ、木くずなど多様な産業廃棄物の収集運搬や中間処理を取り扱うことになることから、最終処分場

に許可品目以外の産業廃棄物が埋め立てられる可能性は高くなると思われ、こうした認識に立って、県は指導監督する必要があったのではないかと問われる。

### (3) 指導監督権限の行使の妥当性

都道府県知事は、廃棄物処理法上の監督権限として報告の徴収、立入検査、改善命令、措置命令および許可の取消しの権限を付与されている。また、法的効果はないものの、廃棄物処理法上の監督権限を背景として、適宜必要な行政指導を行うことも可能である。

県は、現状把握の手段として任意の行政指導としての報告をたびたびRD社に求めているが、報告拒否および虚偽報告について罰則が適用される同法第18条に基づく報告の徴収については、平成12年に硫化水素ガス発生に伴い、処分場の埋立廃棄物を確認するために実施されるまでその権限が行使されることはなかった。しかし、RD社の現状を的確に把握し、監視するため、任意の報告徴収にとどまらず、積極的に法に基づく報告徴収を求めるべきであった。

また、立入検査については、県が定期的な立入検査を行っていたかは、必ずしも明らかではないが、定期的にRD社に立入検査を行い、処分場の残余容量の確認その他廃棄物処理法の遵守状況を確認し、記録を残すなどの対応が必要であったのではないかと問われる。

一方、行政指導は、一般的に行政処分比べ、問題に対し迅速かつ柔軟に対応することが可能であることから、多用されている手段であり、産業廃棄物行政においても、環境省通知『行政処分の指針について』（前掲）に「行政指導を継続し、法的効果を伴う行政処分を講じない場合も見受けられる」との指摘がなされていることや、RD社に対して最初の行政処分である改善命令が発動された平成10年度における全国の産業廃棄物処理業者に対する行政処分は74件、産業廃棄物処理施設に対する行政処分は40件（旧厚生省「産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況（平成10年度実績）について」より）であったことから、全国的にも違反行為への対応が行政指導により行われていたケースが多いことが窺える。

RD社については、長年にわたり、種々の廃棄物処理法違反の行為が確認されているが、平成10年6月の改善命令の発動まで、一度も行政処分は行われておらず、この改善命令も同年5月の埋立終了後に行われたものであって、それまで違反行為の是正については行政指導の継続により対応している。このことについては、前記の通り当時は行政指導による対応が全国的な傾向であったこと、国は、旧厚生省通知『産業廃棄物に関する立入検査及び指導の強化について』（前掲）において、必要な場合は積極的に行政処分を行うことを指導していたが、一方で具体的な処分基準を示していなかったこと、産業廃棄物処理業や産業廃棄物処理施設の許可とは異なり、行政処分の要件の認定やその発動には一定の裁量があること等、一定考慮すべき事情もあるとはいうものの、県は行政処分に消極的であったのではないかと問われる。

県の個別の対応に対する評価の際に述べたとおり、RD社は違反行為を繰り返してきており、また、県の行政指導に従わないこともあった。これまでのRD社に対する指導記録等や対応方針が整備されて、もっと早期の段階で改善命令や業務停止命令を発動していれば、その後のRD社の姿勢が変わった可能性もあり、行政処分権限をより適切なタイミングで行使しなかったことが結果として事態を悪化させる一つの要因となったことは否めない。

このような県の対応が、RD社に対し、違反をしても、県の指導にある程度対応しておけば大丈夫だという誤った認識を植え付けてしまったとも考えられる。

#### (4) 住民等との連携

RD社によるばい煙やばい塵、悪臭等の苦情やガス化溶融炉の導入問題に対する県の対応が十分でなく、住民と県との間に信頼関係が崩れたことにより、本来の地元で被害を受けた住民と権限を行使できる県が力を合わせて、RD社に対してその対応を求めていく形態から、いつしか、RD社への指導を強く県に求める住民と、RD社に対しては法令等の範囲内での指導監督しかできないとする県との間で溝が生じてしまい、連携によるRD社への監視等の機能が十分働かなくなり、問題のスムーズな解決が難しくなってしまった。

このような状況にあって、少しでも問題を解消するためには、県が、この処分場は、住民が近接して生活しているため、生活環境の保全の必要性が高く、処分場の影響も受けやすいという立地の特性を認識し、RD社に対してRD社自身の住民に対する説明責任を果たすように指導するとともに、県としても情報公開を積極的に行い、県の対応等について説明責任を果たすことが重要であった。その上で、処分場の動きや地域のことは、地元住民が最も分かっていることから、地域から苦情や情報を行政対応に活かすという認識に立って、住民からの情報等をもっと真摯に受け止めるとともに、収集した情報の内容を十分検討する姿勢が必要であったのではないかと。

また、県は栗東市と、硫化水素ガス発生後、地下水等のモニタリング調査での監視活動の分担や、住民説明会の合同実施等の連携を行っており、平成18年3月には、定期的な会議として、RD問題対策県・市連絡協議会を設置するが、密接な連携を図るために、このような意見交換の場をもっと早い時期に設置してもよかったのではないかと。

#### (5) 県の組織体制と内部対応

##### ア 廃棄物行政の体制

平成元年度から平成8年度までは、本庁の廃棄物担当課では、平成5年度に不法投棄班が別に設置されているが、産業廃棄物担当は、5名しか配置されておらず、当時、本庁が行っていた許可件数からみると、平成5年度以降は平成元年度の2倍以上となっていた。質、量ともに、膨大な廃棄物行政の事務を少ない人員でこなすなかで、ようやく平成9年度以降本庁では少しずつ増員され、また、平成13年度には、設置された各地域振興局に許可事務が本庁から移管され、体制の充実が図られるなど、行革の中にあつて、一定の対応がされているものの、それまでについては、当時の人員で本件事案の処分場の監視等の対応は十分でなく、必要な人員の確保に努めるべきであった。

##### イ 組織内の対応

最終処分場問題は、長期間にわたっていることから、既に保存期間満了により廃棄されたものも多く、関係書類が現存しないことは必ずしも問題となるわけではないものの、保存期間の到来していない平成9年度の書類については、ほとんど保管されていないなど、書類の保管状況が十分とは言いがたく、それまでの具体的な経緯が分からなくなり、その後の指導監督にも支障をきたすおそれもある。また、RD社に対して行政指導を行った記録は多数確認されたが、最終的にその指導結果については是正や改善を確認した旨の記録がない事例も散見された。このことから、人事異動等により担当者が交代した際の継続的な指導監督に支障をきたすおそれがあった。このように、RD社に対する指導や改善等の記録の作成、整理、適正な保管等の情報の共有化や引継ぎが十分でなく、また、検査指導対応マニュアルの整備が十分でなく、この状況では、RD



社に対する過去の経過を踏まえたきめ細かい継続的な指導監督対応が十分できないのは明らかであり、事務処理の整備面で、十分な対応がなされていなかった。

#### ウ 県の対応に係る基本的な考え方

県は、必要な都度、調査や行政指導、行政処分を行い、RD社に是正させるなどして、一つひとつの問題に精一杯、着実に対応していくことを基本的な姿勢としていた。

平成12年には、硫化水素ガスや有害物質による住民不安を解消し、住民の安全を確保するために、処分場の実態解明と有害物の除去など適正な処理を求める請願が、県議会で採択された。このため、県は予備費で、地下水等委託調査および掘削委託調査を実施し、調査委員会による硫化水素発生原因調査も行われ、また、改善命令に基づきRD社により改善対策が進められたが、請願にある処分場全体の全容解明や有害物質の適正な処理までには至っていない。

結果として、RD社が破産して、問題が残され、県として対策を講じなければならなくなっていることを考えると、原因者に経費を負担させ、違法行為を改善させるということを基本原則としつつも、一つひとつの問題に対応するだけでは、必ずしも処分場の全容解明を含めた抜本的解決には至らないことを認識した上で、問題を長期化させないというような対応を検討すべきであったのではなかったか。

#### 【結論】

以上のとおり、RD最終処分場問題については、周辺地域に生活環境上の支障が生じたことの責任は、RD社にあることはいうまでもないが、県のこれまでの行政対応を検証すると、次のような点に問題があったと考えられる。

住宅地に隣接していることから、生活環境上の支障への配慮が必要な処分場であるという特性の認識が十分持たれず、住民からの苦情等への対応が十分でなく、信頼関係が構築できなかった。また、RD社が行政指導に従っていたことから、比較的問題の少ない事業者という認識が持ち続けられ、県はRD社に対して基本的な認識が甘かった。また、県の組織体制として、人員増が行われた平成9年度頃より以前は、膨大な廃棄物行政の事務を抱えながら、人員の確保が十分ではなく、また、RD社に対する報告徴収や立入検査など監視が行き届かず、より適切なタイミングで指導監督権限を行使しなかったことが事態を悪化させる一つの要因となった。

このように、RD最終処分場問題では、県の組織としての対応が十分であったとはいえ、RD社による違反行為を抑止できないままに、この問題を大きくかつ長期化させる結果となった。

ゆえに、RD社を十分指導監督できなかった県の組織としての対応の不十分さもその遠因の一つとなっており、県に行政上の責任があることは否めない。このため、このようなことが二度と起こらないよう、県は、指導監督体制の強化等の再発防止に努める責任がある。

## 2 再発防止および事業者責任追及に係るRD最終処分場問題行政対応追加検証委員会での検証

### (1) 再発防止および事業者責任追及に係るRD最終処分場問題行政対応追加検証委員会の概要

県は、検証委員会による検証から3年余を経た平成23年(2011年)11月に、検証委員会の検証対象期間後に県の講じている措置について検証を行うため、検証委員会の委員を中心とする学識経験者4人で構成する「再発防止および事業者責任追及に係るRD最終処分場問題行政対応追加検証委員会」(以下「追加検証委員会」という。)を設置した。

追加検証委員会では、検証委員会の検証対象期間の終期である平成18年（2006年）6月19日から追加検証委員会の設置の日である平成23年（2011年）11月1日までの間を対象として、主として次の2点に係る取組状況について、評価、検証が行われた。

ア 検証委員会で示された再発防止策について適切に取り組んでいるか。

イ RD最終処分場問題に係る関係事業者等の責任追及について適切な措置を講じているか。

追加検証委員会は3回開催され、平成23年（2011年）12月に検証結果に基づく報告書が知事に提出された。

#### 【追加検証委員会委員】

役職	氏名	分野	職名
委員長	池田 敏雄	行政法	関西大学名誉教授（行政法）
	磯村 篤範	行政法	島根大学大学院法務研究科教授
	木邊 美	その他の学識経験者	(社)ガールスカウト日本連盟滋賀県支部育成会常任理事（元滋賀県公安委員長）
委員長職務代理者	渡部 一郎	法律実務	弁護士

#### 【追加検証委員会開催概要】

回数	開催日	議事の内容
第1回	平成23年11月18日	委員長の選任等 再発防止策およびRD最終処分場問題に係る事業者等に対する責任追及の状況の確認 検証の進め方の確認
第2回	12月3日	県の取組状況の確認 質疑応答および議論
第3回	12月10日	報告書（案）の検討および取りまとめ
—	12月20日	報告書の知事への提出

## (2) 検証結果の概要

検証の結果は次のとおりであった。

ア 再発防止策に係る追加検証委員会による検証の結果

再発防止策に係る県の取組の状況および今後県が講じようとする措置ならびにそれらに対する追加検証委員会による検証の結果は、3のとおりであった。

イ 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する責任追及に係る検証結果

納付命令に係る債権の回収については国税滞納処分の例による強制徴収が行われており、また、その他の事業者についても調査検討が進められているなど、現に責任追及のための措置が講じられているといえるが、県が入手している書類等のなかには個別の詳細な調査分析の対象となっていないものもあり、引き続き調査を行いたい。

旧処分場における行政代執行には巨額の費用を要すると見込まれるなかで、当該代執行に係る産業廃棄物の不適正処分につき責任が認められる処分者等に対しては、最大限の負担を求めていくべきである。排出事業者の責任の追及には困難を伴うことも想定されるものの、旧RD社の関係者等

からの回収も含め、法的に可能な最大限の措置を執るとの観点から、個別の対応の検討にあたっては、県庁内の債権徴収担当部局との連携はもとより法律実務に精通した外部の専門家の助力を得つつ進めていくなど、効果的な手法を講じて確実な回収に努められたい。

### 3 再発防止に係る県の取組

#### (1) 行政対応検証委員会で示された再発防止策

行政対応検証委員会は、評価を踏まえ、次に掲げる事項についての再発防止策を示した。

##### ア 職員の意識の研鑽

産業廃棄物行政においては、優良な産業廃棄物処理業者の育成が重要であり、そのためには事業者との相互理解や信頼醸成が必要であるが、一方で許認可権者として、事業者との一定の緊張関係を保つことも必要である。

そのためには、先入観にとらわれず、客観的な情報等に基づいて事業者に対する正しい認識を持つことが大切である。また、環境配慮に対する高い規範意識を持つとともに、些細なことから違反行為の兆候を察知できるように、行政としての感覚を研鑽していく必要がある。また、それらの兆候を総合的、有機的にとらえるとともに、客観的に把握して、迅速、的確な対応ができるように、職員研修の充実を図ることも必要である。

##### イ 指導監督体制の強化

#### (ア) 指導監督権限の適正な行使

許可容量を超える埋立てや許可品目以外の違法な埋立てなどの不適正処分を疑わせるような行為や住民からの通報等があった際には、早期発見、早期対応が重要であることから、廃棄物処理法に基づく立入検査、報告徴収を適切かつ厳正に行うとともに、日頃から法令の遵守状況等の定期的な報告により県内の事業者の全体的な状況を的確に把握し、立入検査を実施するなど、継続的で効果的な監視手法を検討することが必要である。また、職員が統一的で公正な指導ができるように、その具体的な方法などを明示した行政指導マニュアルを整備するとともに、公正で厳格な行政処分をタイミングよく行使し、県による不作為が生じないようにするために、国の行政処分指針に基づき、行政指導に従わない事業者や、指導には従うものの過去に同様の指導を繰り返している事業者に対する措置等を明記した行政処分マニュアルを整備することが必要である。

なお、策定したこれらのマニュアルについては、事業者に周知することも必要である。

#### (イ) 必要な情報の整備

組織として迅速かつ的確に指導監督を行っていくためには、個々の事業者ごとに、これまでの当該事業者に対する苦情対応をはじめ、行政指導、行政処分等の経過や今後の対応方針を明確に記録整備したうえで、情報を共有し、きちんと引き継いでいくことが必要である。

また、指導監督権限の行使や不行使を意志決定する際には、その結論だけでなく、事実経過や根拠事由など意志決定の過程が明確となるような文書を残すことが必要である。

#### (ウ) 執行体制の充実

組織内体制として、当該処分場の監視等の対応に人員が不足していたことを考え合わせると、的確な廃棄物行政を遂行できる体制づくりが求められ、関係法令に精通し、化学や土木の専門知識等を有する人員や住民等との折衝で誠意を持って粘り強く対応できる人員の適正配置に

ついて、できるだけ配慮されることが望まれる。

#### ウ 住民等との連携強化

生活環境上の不安の解消を図るためには、情報公開についての重要性を強く認識し、積極的に公開を行うとともに、県の対応について、説明責任をしっかりと果たすことが必要である。また、住民からの苦情や情報を把握、評価し、適切な対応を行うことで、住民の信頼を得る努力を行うことが必要である。

住民は、絶えず処分場を監視しており、県が得られない情報を有していることが多く、県は、より一層積極的に情報収集に努め、これらを通じて、不適正処分の未然防止や早期発見につなげていくため、組織として、住民とのよりよき連携のあり方を探る必要がある。

また、現場の地方機関や他の部局との情報交換の促進に努めることも必要である。

### (2) 追加検証委員会での検証結果

#### ア 職員の意識の研鑽

##### 【県の取組】

- ・産業廃棄物アカデミー、九州環境技術創造道場への参加
- ・本庁地方機関間での事例研究、意見交換会の開催
- ・近畿ブロック研修会への参加
- ・本庁地方機関間での研修会の開催
- ・外部研修への講師としての出席

##### 【県が今後講じようとする措置】

各種研修への参加について、引き続き積極的な施策と位置づけて実施していくとともに、本庁と地方機関との連絡会や研修会についてもその充実を図る。

##### 【追加検証委員会における意見および評価】

職員の意識の研鑽については、各種の研修の機会の拡充を通じて一定の対応を執っているものと認められる。ただし、産業廃棄物処理業等の指導監督には専門的な知見や経験が必要とされる部分が大いと考えられるところ、自治体においては、定期的異動により職員の知識経験の蓄積が組織として継承されにくいことも懸念される。

この点、技術系の職員に関しては、職種の特性上、その異動の範囲は比較的限定されているところであるが、一般行政職の職員についても異動や配置にあたり必要な配慮がなされるべきである。

#### イ 指導監督体制の強化

##### 【県の取組】

##### (ア) 指導監督権限の適正な行使

- ・立入検査の年度計画等の策定、年間目標立入検査率の設定
- ・立入検査に係るマニュアルの作成、立入検査票の設定
- ・内規の策定による行政処分に係る具体の基準の設定
- ・処分基準の策定
- ・スカイパトロールの実施
- ・路上抜き打ち検問の実施
- ・休日、夜間を含む監視の実施

- ・要綱、処分基準の県ホームページ上での公表

(イ) 必要な情報の整備

- ・要綱等による規定整備

(ウ) 執行体制の充実

- ・専門的職員の増員その他の人員体制の強化
- ・本庁による施設関係の一元的監視指導
- ・処理施設の新規・変更許可時のアセスメント結果の審査体制の拡充
- ・職員の専門的能力向上のための研修の実施
- ・非常勤嘱託職員の設置による人員の拡充
- ・委託事業による体制整備

【県が今後講じようとする措置】

立入検査については、「産業廃棄物処理施設等立入検査方針」において積極的な目標を定めるとともに、効果的な重点方針を定め、これを厳正に実施する。

また、積極的に人員の確保に努めるほか、嘱託員あるいは委託といった形での体制の拡充をより積極的に処理施設の監視業務に活用するなど、限られた人員の中で効率的な執行を行う方策を進める。

【追加検証委員会における意見および評価】

指導監督体制の強化については、特に立入検査について、その充実を図るため具体的な方法等を示したマニュアルを整備し、また、収集運搬業者の積替保管施設を含む県内の許可施設すべてを対象に、例外を設けることなく少なくとも年間1回は立入調査を実施することとしていることは、前回の検証の結果を踏まえた対応がなされているものと認められる。

ただし、不適正処分の把握に際しての実地の調査の重要性に鑑み、立入検査の拡充およびそのより効果的な実施に関して、今後とも一層の努力がなされるよう期待する。

行政処分に関しては、近年の件数比較では増加しているが、法制度の変更の影響や平成21年度の大津市の中核市移行に伴う対象施設の減少といった要素も考慮すると、定量的な評価はしにくいところである。ただし、最近の状況をみると、平成20年度（2008年度）には措置命令に従わない業者に対して処理施設設置許可の取消処分を行い、平成19年度（2007年度）には地元市からの連絡で発覚した排出者の処理基準違反について改善命令を発して是正させ、また、立入調査の結果判明した維持管理基準違反について処分業者に施設の改善命令を発して是正させているといった状況があること、さらに行政処分に携わる担当職員間での意見交換等の機会の拡充が図られていることなどから、一定、積極的な対応が執られていることが窺われるところである。今後、関係するマニュアルや規定の充実を進めるとともにその趣旨を徹底して、違反行為等に対しては厳正に対処されたい。

廃棄物処理法第18条に基づく報告徴収については、前回の検証委員会の報告書においてその積極的な活用が求められているところであるが、その後の平成22年度（2010年度）には大幅な件数増加が見られるなど、その趣旨が反映されていると見ることができる。

なお、法の強制力を背景とした措置までは至らないケースについても、事業者に対して行った行政指導や指摘に関し、その記録等の整理、解析を通じて今後の事業者への指導に活用するなどして、不適正処分等の予防の観点からの早期の段階での指導監督の強化を図られたい。

執行体制の充実に関しては、環境衛生指導員の資格保持者の配置の強化がなされているほか、前回の検証委員会の報告書で不十分であったと指摘された平成9年度(1997年度)前の人員体制に比べて増員、強化がなされており、また、直近においても一般行政部門の職員総数の減少に比して相対的な人員体制の充実が見られるなど、必要な対応がなされているものと評価できる。

#### ウ 住民等との連携強化

##### 【県の取組】

- ・ 行政処分の実態の公表
- ・ 処分基準の公表
- ・ 一定の施設変更時の説明会開催等の指導
- ・ 不法投棄対策での事業者との通報協力の協定
- ・ 不法投棄対策での「地域協働原状回復事業」の実施
- ・ 専用通報電話(不法投棄110番)の設置
- ・ 本庁と地方機関間での研修会の開催
- ・ 大津市との間での職員派遣および意見交換会
- ・ 本庁と地方機関間での担当者会議の開催
- ・ 地方機関単位での主に不法投棄対策についての地域との連携

##### 【県が今後講じようとする措置】

情報公開については、立入検査の結果や処理施設に係る測定データの公表など、一層積極的に公開することで透明性を高める。

県の説明責任を果たす観点からは、現在公開している要綱や基準等を活用し、県の産業廃棄物行政についての方針を明示するとともに、住民の不安、疑問等に対して早期に解消するよう対応する。

また、住民からの情報に基づく立入検査等については、機会を捉えて通報制度についての情報を提供するほか、違反事実の覚知につながる情報等の入手について、より効果的に収集できる方策を研究する。

##### 【追加検証委員会における意見および評価】

住民等との連携強化に関しては、行政処分についての情報提供や、地域連携事業といった取組がなされていると認められる。今後はさらに、違反発見者からの通報制度の周知その他の情報把握の措置に関し、一層の充実を図る方向で取り組まれない。

また、産業廃棄物に係る許認可権限のない大津市以外の市町との連携についても、違反事実の早期の発見につながるよう情報収集、情報交換等を積極的に行い、事案の早期解決に努められたい。

#### (3) 追加検証委員会以降の取組

職員の意識の研鑽に関する事項については、環境省主催の研修やNPO法人主催の専門人材育成課程への職員派遣や、本庁地方機関間での研修会、研究・意見交換会等を継続して実施しているほか、対策工事の現場見学を実施し、不適正処分がなされた処分場の実情や県の指導の経緯等について認識を共有するとともに、様々な課題についての検討、意見交換の機会としている。

指導監督体制の強化については、再発防止の観点から過去の問題事例を踏まえて重点的検査事項を設定しており、例えば平成29年度(2017年度)においては、産業廃棄物処理施設が維持管理計



画に従い適正に管理されているかという点、また、産業廃棄物の処理状況および許可業者に適切に委託されているかという点を重点的検査事項としている。

なお、平成 27 年度（2015 年度）における廃棄物処理法第 18 条第 1 項に基づく照会の件数は 9 件、行政処分件数の実績は、許可の取消しが 9 件、改善命令が 1 件であった。

人員体制については、一般行政部門の職員総数が平成 19 年度（2007 年度）に比べて大幅に減少する中、廃棄物部門に関しては、専門職の増員など一層の充実を図っている。また、警察本部との全面的かつ緊密な連携の下、不法投棄対策等を実施するため、引き続き警察からの派遣職員を配置している。

住民等との連携強化については、不法投棄 110 番の設置や警備会社によるパトロール等、住民や民間業者と連携して取り組む監視取締体制を整備している。また、警察や市町等の関係機関や、近隣府県市と連携した監視パトロール、ドローン・監視カメラ等を活用した監視を行い、不適正処分の未然防止および早期発見に努めている。

また、不法投棄防止に関する街頭キャンペーンや、排出事業者・処理事業者への電子マニフェスト普及等の啓発活動、産業廃棄物運搬車両の路上検問等、引き続き地域全体で不法投棄を許さない環境づくりに努めている。

そのほか、特定支障除去等事業に係る全国の県市で構成する「産業廃棄物不適正処分事案関係自治体連携会議」に参加し、積極的な意見交換を通じて各県市の経験や知見の集積と共有を図り、再発防止や早期解決に向けた取り組みに生かすこととしている。

## 4 責任追及

### (1) 行政代執行費用の回収

県による行政代執行の費用については、請求が可能となったものから順次納付命令を発しており、これまでに総額8億円余（詳細は次の表のとおり）を請求した。

旧 R D 社からは、破産財団の残余財産の全額をもって弁済を受けた。また、元代表取締役および元役員からは、国税徴収法に基づく滞納処分（預金等財産の差押え）等の方法により随時回収を行っており、令和 6 年 8 月末時点での回収額は 5,111 万円余である。今後も回収を進めていく。

#### 【行政代執行費用に係る納付命令の状況】

命令日	旧 R D 社	旧 R D 社元代表取締役	旧 R D 社元埋立担当役員 2 名
平成22年 (2010 年) 10月22日	内容：緊急対策工事費用 (焼却施設撤去、廃棄物飛散流出防止措置等) 命令額：94,117,579円		
平成25年 (2013 年) 9月9日	内容：主に一次対策工事に係る費用 (水処理施設修繕および下水道接続、有害物調査、 地下水調査、原因廃棄物の掘削除去および処分等) 命令額：709,029,725円		
平成27年 (2015 年)			内容：H25.9.9付け納付命令と同じ（地下水汚染防止措置に係る費用に限る）

1月23日		命令額：703,005,433円
	内容：二次対策工事に係る費用で平成25年度に支出したもの (原因廃棄物掘削除去および処分、水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等)	内容：左記に同じ (地下水汚染防止措置に係る費用に限る)
	命令額：331,547,689円	命令額：330,917,689円
平成27年 (2015年) 10月23日	内容：二次対策工事に係る費用で平成26年度に支出したもの (原因廃棄物掘削除去および処分、廃棄物選別施設設置、新水処理施設設置、水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等)	命令額：1,222,957,196円
平成28年 (2016年) 11月7日	内容：二次対策工事に係る費用で平成27年度に支出したもの (原因廃棄物掘削除去および処分、土質調査<県単>、水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等)	命令額：816,546,851円
平成29年 (2017年) 11月2日	内容：二次対策工事に係る費用で平成28年度に支出したもの (原因廃棄物掘削除去および処分、土質調査<県単>、水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等)	命令額：928,101,994円
平成30年 (2018年) 11月21日	内容：二次対策工事に係る費用で平成29年度に支出したもの (原因廃棄物掘削除去および処分、土質調査<県単>、水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等)	命令額：1,123,988,743円
令和元年 (2019年) 12月3日	内容：二次対策工事に係る費用で平成30年度に支出したもの (原因廃棄物掘削除去および処分、土質調査、水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等)	命令額：1,187,290,954円
令和3年 (2021年) 1月6日	内容：二次対策工事に係る費用で令和元年度に支出したもの (原因廃棄物掘削除去および処分、水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等)	命令額：1,197,849,855円
令和3年 (2021年) 12月2日	内容：二次対策工事に係る費用で令和2年度に支出したもの (原因廃棄物処分、水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等)	命令額：624,462,948円
令和4年 (2022年) 11月14日	内容：二次対策工事に係る費用で令和3年度に支出したもの (水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等)	命令額：51,882,623円

令和5年 (2023年) 11月22日		内容：二次対策工事に係る費用で令和4年度に支出したもの (水処理施設運転管理、周辺環境影響調査等)	
		命令額：53,806,900円	
合計	-	8,341,583,057円	8,240,811,186円

#### (2) 施設設置許可の取消し

平成20年(2008年)5月28日付けの措置命令により、旧RD社が産業廃棄物の不適正処分により生活環境保全上の支障等を発生させたことが明らかとなったことおよび旧RD社の破産手続の開始につき破産管財人から廃棄物処理法第9条第6項に基づく届出が提出されたことから、同年5月28日付けで産業廃棄物処理施設の設置の許可を取り消した。

#### (3) 刑事訴訟法第239条第2項に基づく刑事告発

平成20年(2008年)5月28日に発した措置命令について、着手期限を徒過しても着手しなかったことから、同年11月17日に元代表取締役を滋賀県警察本部長あて刑事告発した。

本事件は大津区検察庁により起訴され、大津簡易裁判所において、同年12月25日に100万円の罰金が確定している。

#### (4) 排出事業者に対する責任追及

現存する資料を収集した結果、排出事業者に対する調査のための基礎資料として、産業廃棄物処理事業実績報告書、旧RD社保有の契約書等の一部、県が過去に旧RD社に照会した際の処理実績の報告等が得られた。

上記資料を基に、旧RD社に処理を委託した排出事業者(中間処理に係る委託契約対象者を含む)を特定し、生活環境保全上の支障等との関連が疑われる廃油または汚泥の処理を委託した記録の残る者に対する照会および違法な埋立てが疑われる時期に締結された契約書の記載の確認により、処理を委託した時期、品目、処理方法、委託量等の確認を行ったほか、これらの情報から委託基準に違反した委託をしている疑いが強いと考えられた排出事業者について立入調査を行った。

さらに、平成10年(1998年)5月の旧RD社栗東事業所に係る最終処分業廃止届の提出後における同事業所での産業廃棄物の搬入、処理等の状況について、破産時に旧RD社が保有していた文書(廃止届提出後の一部時期に係る契約書、請求書等および経理関係の社内文書)を精査し、当該時期における排出事業者および受入れの状況を調査した。

その結果、この期間においては、旧最終処分場においては中間処理のみが行われ、最終処分は他の施設で行うこととしていたものと認められた。

また、関係書類からは契約金額に係る情報も得られた。委託金額の多寡について相対比較を行うことは容易でないものの、滋賀県が他者に委託した処理の事例に比して低廉な額での委託であるとみるべき事情は確認されず、この点について排出事業者が故意または注意義務違反等があったとの事実は窺われなかった。

以上のことから、現時点での調査結果によっては措置命令の根拠としうる事実が確認されたとはいえないことから、排出事業者および収集運搬業者からの行政代執行費用の徴収はない。

なお、旧処分場内において、表示により製造販売業者その他の情報が確認できた産業廃棄物（不適正処分、生活環境保全上の支障のいずれにも関連しないもの）がわずかながら発見された。これについては、関係者による自主的な対応として、無償で撤去および処分が行われた。

## 第7章 RD問題を振り返って

### 1 県と周辺住民の関係性

旧RD最終処分場問題がこれほどまで地域社会の生活環境に影響を及ぼし社会問題に発展した背景には、様々な要因があると考えられる。行政対応検証委員会でも指摘されているように、周辺住民から処分場からのばい煙やばい塵、悪臭等に対する苦情に対し、県は、必要な都度調査や行政指導、行政処分を行い、旧RD社に是正させるなど、一つひとつの問題に対応していくことを基本的な姿勢として対応に当たっていた。県内でも前例のない大規模な産業廃棄物の不適正処理事案に対し、県は廃棄物処理法上の行政処分を行うことができる立場にありながら、行政処分の処分基準が国から具体的に示されていなかったこと、人具體制が不十分であったことから、行政処分に踏み切るまでに時間を要することとなった。しかし、旧RD社が倒産して、旧処分場に残された生活環境保全上の支障を県が対策しなければならなくなったことを考えると、一つひとつの問題に対応するだけでは、処分場の全容解明を含めた抜本解決には至らないことを認識し、問題を長期化させないような対応を検討すべきであったと言える。また周辺自治会や住民団体からの要望書に対しても、真摯な対応とは言い難い回答をしたこともあった。

旧RD社破産後の対策工法の選定にあたって、県は対策委員会の推奨する工法と異なる対策案（原位置浄化策）を基本方針とし、廃棄物の全量撤去を求めていた住民と合意形成をすることができなかった。県は法律で定められた範囲でしか対策を取ることができないという事情もあったが、県の法律に基づいて判断するという姿勢が住民の感覚と乖離していたことや、工法選定にあたっての県自身の課題等を住民と共有できていなかったということも考えられる。

よりよい原位置浄化策に地元自治会の同意が得られなかった時点以降は、それまで以上に県から周辺自治会への説明の機会を増やし、時には1か月に複数回の話し合いを経て双方が合意することとなった。このような県から住民への積極的な情報公開および十分なコミュニケーションが周辺住民との合意形成に必要であったと思われる。

### 2 社会の動き

#### (1) 産業廃棄物不適正処分の社会問題化

RD事案と同時期に、青森・岩手県境事案や香川県豊島事案等、大規模な産業廃棄物不適正処分手案が発生して社会問題となった。産廃特措法の適用を受けた産業廃棄物の大規模な不適正処分手案は、旧RD最終処分場問題を含めると15自治体で19事案が発生している。

これらの不適正処分手案の発生は、生活環境保全上の支障を生じさせるばかりか、投棄された産業廃棄物が国民の目に見える形で長期間放置されることにより、通常の産業廃棄物処理に対しても、同様に不適正処分がされている、されるのではないかとの国民の不信感を引き起こす等、循環型社会の形成を阻害する要因となった。

こうした大規模事案を引き起こさないためにも、廃棄物処理法の改正による規制強化が図られた。

#### (2) 石膏ボードの埋立規制

平成11年（1999年）に旧処分場で硫化水素ガスが発生した原因は、硫化水素調査委員会により石膏ボードの埋立てであると結論づけられた。また、同年には福岡県筑紫野市の安定型最終処分場で埋め立てられた石膏ボードを原因として硫化水素ガスが発生し、作業員が硫化水素中毒で死亡す

る事故が発生した。

当時の廃棄物処理法上、安定型最終処分場への石膏ボードの埋立ては規制されていなかったが、平成 18 年（2006 年）には、環境省から「廃石膏ボードから付着している紙を除去したものの取扱いについて（平成 18 年 6 月 1 日環廃産発第 060601001 号）」が発出され、安定型最終処分場に埋め立てることが規制されることとなった。

### 3 地域社会の取組

R D 問題の特徴の一つとして、周辺自治会や住民団体と住民が問題解決に向けて独自に取り組んできたことが挙げられる。

これらに対する県の対応には、現在の時点から振り返れば必ずしも十分でなかった部分もあるが、その反省も踏まえて連絡協議会等で情報共有や意見交換を行い、調査や工事の地点や方法について住民の意見を反映させ、住民と県とのコミュニケーションを図りながら対策に取り組んできた。

住民の主な取組として以下のようなものがある。

#### (1) 周辺自治会の活動

周辺自治会では、考える会の発足と時を同じくして、主婦層を中心に「有志の会」が結成され、自治会単位での運動のきっかけとなった。各自治会は、県への要望や質問状の提出をはじめ、会報や自治会のホームページで情報を発信するなどの活動に取り組んだほか、第 2 章で記述したとおり、知事の刑事告発といった法的な手段も用いて問題解決に向け取り組んできた。

また、県による対策工事の実施に当たっては、現場見学会への参加、県が現場事務所に設置した情報公開室の利用等により、対策の進捗状況等を把握するとともに県との情報共有や意見交換を行ってきた。

現在においても、周辺自治会の住民は、連絡協議会および跡地利用協議会にほぼ毎回出席し、情報共有や意見交換を活発に行っている。

（(1)の記述は参考文献⑫による）

#### (2) 住民団体の活動

平成 11 年（1999 年）10 月、周辺自治会等の住民が考える会を設立し、旧処分場周辺の住民や旧 R D 社の従業員の証言をとりまとめた証言集（全 3 集）の発行、専門家を招いた学習会の開催等に取り組んだほか、第 2 章で記述したとおり、旧処分場で硫化水素が発生した際には、県に調査を求め、これをきっかけに旧処分場から硫化水素が発生していることが明らかになった。

また、同年 11 月には合対が設立され、住民運動や旧処分場の実態把握等に取り組んだ。合対は、平成 12 年（2000 年）2 月には、町民大集会を主催し、900 人を超える参加者を集めたほか、同年 3 月には知事に対し 3,653 筆の請願書名を提出し、環境の汚染解明と復元および違法操業解明と全面撤去を要求した。署名を持参した住民に対し知事は、ガス化熔融炉は住民の理解がない限り操業させないことおよび処分場の全面調査に入りたいとの回答をした。このほか、合対は同年 6 月に厚生省と面談し、旧処分場で発生する硫化水素に関し実情把握、原因究明、原因物質撤去の支援を要望した。（(2)の内容は参考文献⑨による。）

平成 21 年（2009 年）5 月 11 日には「R D 問題周辺自治会連絡会」が発足し、「R D 安定型産業廃棄物最終処分場の対策工（有害廃棄物の除去）についての要望」や「R D 安定型最終処分場の対



策工実施への基本要請」で恒久対策としての有害物の除去や対策委員会答申にある対策工実施の基本方針の順守を求めた。また、周辺自治会連絡会は県と地元自治会との話し合いの場として機能し、緊急対策工事の実施に係る話し合いでは、連絡会事務局の住民が司会を務めることもあった。

### (3) 住民個人の活動

周辺住民は、県の調査に立ち会ったり、自身で水質の調査を行ったほか、RD問題についての情報を取りまとめて資料を作成し、住民等に配布するとともに県にも情報提供してきた。また、平成18年(2006年)から開催された対策委員会では、住民代表として委嘱された委員が作成した資料も委員会で配布し、審議を行った。

これに留まらず、周辺住民がRD問題についての書籍を執筆・出版しており、代表的なものを出版年順に列挙する。

出版年	著者(敬称略)	図書名	出版社名
平成13(2001)年	高谷清	埋め立て地からの叫び	株式会社技術と人間
平成19(2007)年	早川洋行	ドラマとしての住民運動 社会学者がみた栗東産廃処分場問題	株式会社社会評論社
平成24(2012)年	早川洋行	虚飾の行政－生活環境主義批判	株式会社学文社

## 4 行政の改善

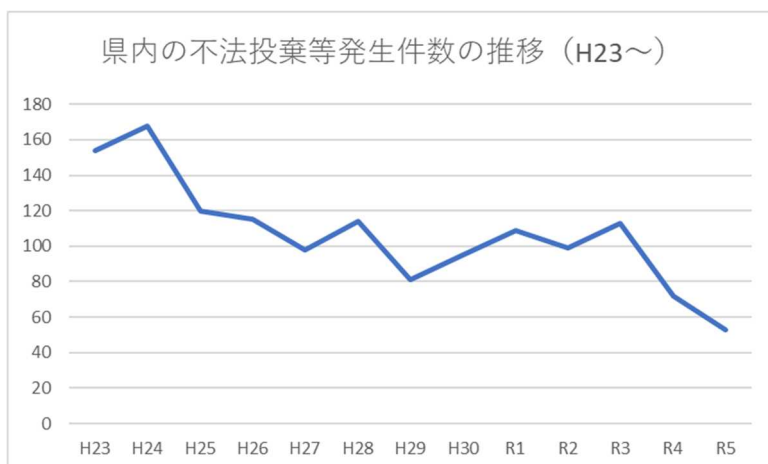
### (1) 行政の改善

#### ア 県の取組

県では、第6章3のとおり再発防止策に取り組んできた。これにより、産業廃棄物の不法投棄等の件数は、平成22年度(2010年度)の195件に対して近年は100件前後に減少している。

しかし、未だ根絶に至っていないことから、住民、警察、市町、近隣府縣市等と連携し、監視パトロールや路上検査、通報窓口(不法投棄通報110番)の設置、無人航空機(ドローン)による上空監視、監視カメラの活用、建設・解体工事現場での啓発・指導の強化など効果的な監視取締活動により、不法投棄の未然防止対策や早期発見、早期解決に引き続き取り組んでいく。

【県内での不法投棄等不適正処分事案の発生件数】 ※ 大津市の件数を除く。



#### イ 市の取組

栗東市作成中

## (2) 国の取組

### ア 廃棄物処理法の改正

廃棄物処理法は、制定以来累次にわたって改正され、不法投棄等不適正処理の実態を踏まえて規制が強化されてきた。とりわけ平成9年（1997年）以降の改正では、全国的に大規模な不適正処理事案が発覚してきたことを背景に、次のような改正がなされてきた。

- 排出事業者責任の徹底
  - ・ マニフェスト制度の強化
  - ・ 原状回復命令の拡充（対象者および対象行為の拡大）
  - ・ 建設系廃棄物の処理責任の元請一元化 等
- 不適正処理対策
  - ・ 硫酸ピッチの不適正処理の禁止
  - ・ 処理業者・施設の許可要件の強化
  - ・ 罰則強化（不法投棄罪罰則引き上げ 懲役5年、罰金1千万円 法人重課3億円等） 等
- 適正な処理施設の確保
  - ・ 廃棄物処理施設設置手続きの強化・透明化
  - ・ 優良な施設整備の支援
  - ・ 都道府県知事等による5年ごとの定期検査義務づけ 等

### イ 産廃特措法の制定と廃棄物処理法に基づく原状回復の支援

全国的に大規模な不適正処理事案が頻発したことにより、生活環境保全上の支障が生じるとともに、これらの産業廃棄物が長期間放置されることにより、産業廃棄物処理に対する国民の不信感が生じ、循環型社会の形成が阻害される要因となっていた。このことを受けて、国は、都道府県等が実施する支障の除去等の措置（行政代執行）について財政支援制度を設けた。

#### (ア) 産廃特措法による支援

R D事案をはじめ、平成10年（1998年）6月16日以前に行われた不法投棄等については、平成15年（2003年）に特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（通称「産廃特措法」）を制定し、環境大臣が支障の除去等の実施計画に同意した全国の19事案を対象として、国からの補助等により都道府県等の行政代執行費用を支援してきた。

産廃特措法は、平成15年6月に公布・施行され、平成25年（2013年）3月末までの時限立法とされていたが、本県を含む全国の関係自治体が延長を要望し、令和5年（2023年）3月末まで効力が延長された。

また、R D事案をはじめ、産廃特措法の失効後も水処理やモニタリングの継続を要する事案があることから、本県を含む全国の関係15自治体が財政支援の継続を要望し、産業廃棄物適正処理推進費補助金（特定支障除去等維持事業）として、最長で令和10年（2028年）3月末まで水処理やモニタリングの費用に係る財政支援が継続されることとなった。

#### (イ) 廃棄物処理法（産業廃棄物適正処理推進センター基金）による支援

平成10年（1998年）6月17日以降に行われた不法投棄等については、廃棄物処理法第13条の15の規定を設け、国の補助に加えて、社会貢献の観点から産業界からの協力も得て造成

した産業廃棄物適正処理推進センターに置かれた基金により、都道府県等の行政代執行費用を支援しており、令和2年度（2020年度）末までに88事案に対して支援を行っている。

#### ウ 不法投棄の減少

こうした取組により、全国的にも不法投棄等不適正処分の件数は減少してきている。しかし、未だ根絶には至っておらず、国や都道府県等により更なる取組が行われている。

## 5 今後の取組

### (1) 旧処分場の安全および安心の確保に向けた取組

対策工の終了後も、県はモニタリングや水処理等周辺住民の安全・安心の確保に向けた取組、行政代執行費用の求償等を継続している。

また、旧処分場の適切な維持管理を継続することにより、覆土下にある廃棄物の分解と雨水等による洗い出しを進め、安定化（周辺環境に影響しない状態になること）の状況を確認する。安定化には少なくとも対策工事の終了から10年程度の期間が必要と見込まれる。

なお、県は、地元自治会との協定に基づき、場内浸透水の水質については安定型最終処分場の廃止基準を、周縁地下水の水質については地下水環境基準をそれぞれ安定して下回っていることが確認できるまでモニタリングを継続することとしている。場内浸透水の水質は、廃棄物が安定化すれば安定型最終処分場の廃止基準を下回ると見込まれる。今後も旧処分場が種々の基準を満たし安全と言える状態になることを目指すとともに、住民、市および県で相互に情報を共有し、この地域の安心を確保できるようにしていく。

### (2) 跡地利用

旧処分場跡地は寄附採納によりすべて県が取得し、県有地となっている。一般的な廃棄物の最終処分場の跡地は公園や太陽光発電所等として活用されている例があり、旧処分場についても跡地の利用を検討している。

跡地利用に向けて、令和3年度（2021年度）に周辺自治会、滋賀県、栗東市で構成する旧RD最終処分場跡地利用協議会を設置して、先行事例等の情報共有を行っている。

今後、対策工事の有効性を確認し、また安全性を確保したうえで、利活用のあり方を検討していく。

### (3) 未来世代に向けた取組

本協議会においては、協議会での話し合い等を行いながら、このアーカイブの作成を行ってきた。また県では、今後も産業廃棄物処理施設への監視指導や不法投棄等への対策をいっそう強化し、同様の事案の再発防止に努めていく。

県のRD問題への対応の不十分さによって住民の行政への信頼が失われ、対策工事への合意までに長い時間を要したように、一度環境を破壊してしまうと、回復には膨大な時間を要する。このアーカイブの内容を住民、市および県が共有し、RD問題の教訓を後世に伝えていくことで、今後の持続可能な社会を作り上げていきたい。

## おわりに

---

### 住民代表・行政・アドバイザーからのメッセージ

#### 住民代表からのメッセージ

【赤坂自治会 会長】

【小野自治会 会長】

【上向自治会 会長】

【北尾団地自治会 会長】

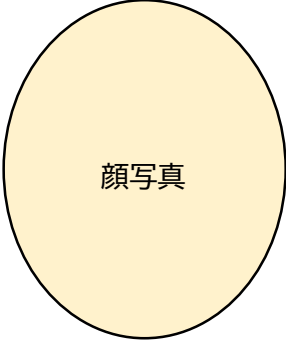
【中浮気団地自治会 会長】

【日吉ヶ丘自治会 会長】

【栗東ニューハイツ自治会 会長】

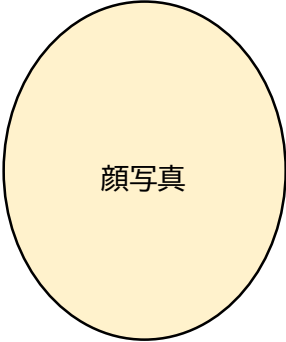
※ 自治会名五十音順。掲載を希望される自治会のみ掲載する。

滋賀県知事メッセージ



顔写真

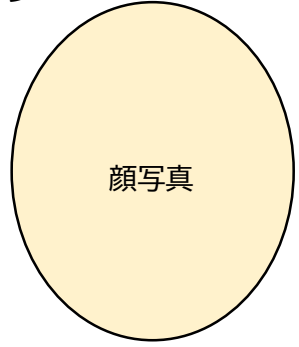
栗東市長メッセージ



顔写真

栗東市に寄稿依頼

環境省（環境再生・資源循環局長 or 廃棄物規制課長）メッセージ



顔写真



アドバイザーからのメッセージ

## 巻末資料

### 1 RD問題関係年表（詳細）

(1) 旧RD社の破産手続開始まで

「類型」は次のとおり。

- ①県→旧RD社    ②旧RD社→県    ③県→住民団体    ④住民団体→県    ⑤県→市  
⑥市→県

年月日	類型	内 容	備 考
S54.12.26	①	産業廃棄物処分業許可（最終処分業）	（個人）
S55.1.21		佐野産業株式会社設立	
S55.3.1	①	産業廃棄物処理施設設置届受理（最終処分場）	（個人）
S57.7.13	①	産業廃棄物処理施設廃止届受理（最終処分場）	法人化に伴う廃止
S57.7.13	①	産業廃棄物処理施設設置届受理（最終処分場）	法人化（佐野産業株）
S57.7.13	①	産業廃棄物処理業許可（最終処分業、収集運搬業）	
S59.9.21	①	産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（収集運搬業）	品目追加
S59.10.30	①	産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（破碎業）	
S60.6.7	①	産業廃棄物処理業変更届受理（最終処分業）	処分場拡張
S61.4.21	①	産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（収集運搬業）	品目追加
S61.9.17	①	産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（収集運搬業）	品目追加
S61.12.5	①	産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（焼却業）	
S63.2.29	①	産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（収集運搬業）	品目追加
S63.4.21	①	産業廃棄物処理業変更届受理（破碎業）	破碎施設の追加
H1.1.17	①	産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（焼却業、収集運搬業）	品目追加
H1.7.14		佐野産業株式会社から株式会社RDエンジニアリングに社名変更	
H1.8.10	①	産業廃棄物処理業変更届受理（社名変更）	
H1.12.6	①	産業廃棄物処理業許可（最終処分業、中間処理業、収集運搬業）	更新許可
H2.10.5	①	産業廃棄物処理業許可（焼却業）	品目の追加
H3.2.28	④	産業廃棄物搬出時の悪臭について苦情	
H3.9.7	①	産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（乾燥業、焼却業、収集運搬業）	焼却、収運：品目追加 乾燥業：新規
H3.9.7	①	産業廃棄物処理施設設置届受理（乾燥施設）	
H3.9.7	①	産業廃棄物処理施設設置届受理（焼却施設）	
H3.9.7	①	産業廃棄物処理業変更届（焼却業）	焼却量の増加
H3.9.11	④	掘削・埋立について苦情	
H3.11.2	④	掘削・埋立について苦情	

H3.12.3	④	掘削・埋立について苦情	
H3.12.6	④	許可区域外埋立の疑いについて苦情（栗東町に対し要望書提出）	
H3.12.24	④	搬入廃棄物の調査について要望書受理	
H4.1.13	④	許可区域外の埋立について苦情	
H4.2.1	①	旧RD社に対し、許可区域外埋立等についての適正処理を文書指導	
H4.2.20	②	RD、是正計画書提出	
H4.2.25	①	是正計画書の受理および適正履行について文書送付	
H4.5.29	④	悪臭について苦情	
H5.2.18	④	騒音及び悪臭について苦情	
H5.3.11	②	RD、改善措置について報告書提出	
H5.6.28	①	特別管理産業廃棄物処理業許可（焼却業）	
H5.6.28	①	特別管理産業廃棄物処理業許可（収集運搬業）	
H5.9.8	④	悪臭について苦情	
H6.6.10	④	RD使用地へのドラム缶保管について苦情	
H6.7.13	④	焼却炉からの黒煙について苦情	
H6.9.1	①	RD、廃棄物の収集運搬に当たり、別法人に再委託が発覚。	
H6.9.7	②	RDより収集運搬の再委託の処理に当たって、排出事業者との契約問題の関係上是正に時間がかかるため、是正を確約する旨文書提出	
H6.9.7	②	ドラム缶保管（H6.6.10 苦情）に対し、顛末書提出	
H6.9.27	②	RD、黒煙（H6.9.27 苦情）について顛末書提出	
H6.9.29	①	産業廃棄物処理業変更届（最終処分業）	第2処分場の追加
H6.9.29	①	産業廃棄物処理施設許可（最終処分場）	第2処分場
H6.9.30	②	収集運搬再委託の処理など産業廃棄物処理、処分における是正、改善計画書提出	
H6.10.17	④	焼却炉からのばい煙について苦情	
H6.11.9	②	RD、ばい煙について報告書提出	
H7.5.10	④	焼却炉からのばい煙について苦情	
H7.5.19	②	RD、ばいじんについての報告書提出	
H7.5.24	②	平成5年頃より処分場内に不適正保管（野積み保管）された廃棄物の改善、是正計画書提出	
H7.6.5	④	焼却炉からのばいじんについて苦情	
H7.6.16	②	RD、ばいじんについての報告書提出	
H7.7.14	④	焼却炉からのばいじんについて苦情	
H7.9.13	②	RD、ばいじんについての調査及び改善に関する報告書提出	
H7.10.31	①	産業廃棄物処理業変更届（焼却業）	焼却炉更新
H8.2.5	①	特別管理産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（収集運搬業）	品目追加
H8.4.30		廃プラ保管場所において火災（ぼや）が発生	
H8.5.17	②	火災事故について報告書提出	
H8.5.22	①	産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（収集運搬業）	品目追加
H8.6.12	④	焼却炉からのすす（ばいじん）について苦情	

H8.9.7	①	産業廃棄物処理業許可（焼却業、乾燥業、破碎業、最終処分業）	更新許可
H8.9.7	①	産業廃棄物処理業許可（収集運搬業）	更新許可
H9.12.16	①	特別管理産業廃棄物処理業（事業範囲変更）許可（収集運搬業）	品目追加
H10.2.18	②	R D、焼却炉の裏にある松が枯れていることに対して、旧R D社焼却炉の影響を調査する旨の書面を提出	
H10.5.27	①	産業廃棄物処理業廃止届（最終処分業）	埋立終了
H10.6	②	R D、是正計画書提出	
H10.6.2	①	旧R D社に対し改善命令発令	
H10.6.12	②	R Dから産業廃棄物処理施設変更許可申請	
H10.6.28	①	特別管理産業廃棄物処理業許可（収集運搬業）	更新許可
H10.6.28	①	特別管理産業廃棄物処理業許可（焼却業）	更新許可
H10.7.2	④	汚水の排出について苦情	
H10.7.3	①	R Dに対し産業廃棄物処理施設許可申請	
H10.7.3	①	産業廃棄物処理施設変更許可（最終処分場）	第1 処分場：面積・容量の増
H10.7.3	①	産業廃棄物処理施設変更許可（最終処分場）	第2 処分場：面積・容量の増
H10.7.3	①	産業廃棄物処理施設許可（焼却、乾燥）	ガス化溶融炉
H10.11.11	④	焼却時の悪臭について苦情 立入調査により第2 処分場側の深堀工事が判明	
H10.11	②	旧R D社が深堀工事に関する見解文書を提出	
H10.12	②	R D、深堀工事における廃棄物埋立を認め、是正計画書を提出	
H10.12.16	①	R Dに対し、速やかな改善命令の履行を行うよう文書通知	
H10.12.25	①	深堀箇所の良質土による埋め戻し等確認	
H11.10.12		住民通報により、処分場東側雨水側溝排水マス内の硫化水素ガス測定 22～50ppm 強を検出	
H11.10.18	④	硫化水素発生原因を突き止める等の緊急申し入れ書受理	
H11.10.20	①	住民要請により、県から R D に対し是正工事の中止を要請	
H11.10.25	①	産業廃棄物処理施設軽微変更届（焼却施設、乾燥施設）	休止届
H11.10.25		硫化水素調査計画（案）にかかる住民団体との協議	
H11.10.28		県、住民共同による処分場内廃棄物サンプリング調査	2/18 結果公表
H11.10.29	④	硫化水素発生に伴う申し入れ書受理	
H11.11.4	①	旧R D社に対し、最終処分場の硫化水素発生原因の究明と対策について文書指導	
H11.11.8	⑥	処分場への早期適正指導に関する要請書受理	
H11.11.16	⑥	早期適正指導についての意見書受理	
H11.11.27		第1 回硫化水素調査委員会開催	
H11.12.1	④	旧R D社免許停止に関する要請書受理	
H11.12.8	④	調査対策等を求める要望書、署名受理	
H11.12.20		知事、処分場視察、住民代表と面談	
H11.12.21		排水管周辺のボーリング調査のための準備調査実施	22 日まで
H11.12.24	④	ガス化溶融炉に関する要求書受理	
H12.1.5	④	住民団体と知事との交渉申入書受理	

H12.1.6		第2回硫化水素調査委員会開催	
H12.1.13	④	住民への説明会開催の申入書受理	
H12.1.14		硫化水素発生原因調査（ボーリング調査）を2地点で実施 うち、1地点で深さ9mにおいて硫化水素15,200ppmを検出	
H12.1.19	④	RDのガス化溶融炉についての質問書受理	H12.2.17 回答
H12.1.24	①	旧RD社に対し、文書により産業廃棄物処分量の自粛要請	
H12.1.25	④	ガス化溶融炉公開説明会開催の申入書（督促）の受理	
H12.1.25	④	旧RD社ボーリング調査の採取物厳重保管に係る申入書受理	
H12.1.25		ボーリング調査データおよび調査委員会のコメントを公表	
H12.1.25		RD、中間処理業の自粛	
H12.1.26		硫化水素高濃度発生区域を特定するためのメッシュ調査（29地点）実施	
H12.2.1		第3回硫化水素調査委員会開催	
H12.2.13		町民大集会（住民団体主催）開催	
H12.2.18	③	県、栗東町による第1回住民説明会開催（約300人参加）	
H12.2.23	②	旧RD社硫化水素除去実施計画受理（24日、県条件を付し承認）	
H12.2.23	④	旧RD社、硫化水素除去のための処分場内作業を無断着手し、住民団体より苦情	
H12.2.24	④	処分場からの重機撤去等の緊急要請書受理	
H12.2.24	②	旧RD社処分場内作業にかかる顛末書受理	
H12.3.8		ガス抜き開始	
H12.4.14	④	水質浄化等に関する要請書受理	
H12.4.26	②	RD、硫化水素発生に伴う掘削調査実施計画書提出	
H12.5.8		第4回硫化水素調査委員会開催	
H12.5.9	④	ガス化溶融炉に関する要請書受理	H12.5.16 回答
H12.5.19	③	第2回住民説明会開催	
H12.6.2	④	経堂ヶ池の水質浄化に関する要求書受理	
H12.6.14	④	原因究明・除去求める署名受理（約3万6千人分）	
H12.7.4		県議会に実施解明求める請願書提出（7/13採択）	
H12.7.4		地下2mの表層ガスの全体調査（6/22の続き） 1地点から硫化水素ガス22,000ppmを検出	
H12.7.6		第5回硫化水素調査委員会開催	
H12.7.17	②	RD、掘削調査および硫化水素除去装置設置にかかる計画書提出	
H12.7.26		22,000ppmを検出したポイントにおいてガス抜き管敷設のためのボーリング開始	
H12.9.11	④	ガス化溶融炉部分の建築許可等に関する質問書受理	H12.9.29 回答
H12.9.21		第6回硫化水素調査委員会開催	
H12.10.5	④	硫化水素調査委員会の運営に関する質問書受理	H12.10.25 回答
H12.10.13		区域外で廃トレー撤去作業実施、放射線量確認	
H12.11.8		知事、定例会見で高濃度区域の掘削、地下水調査の実施を表明	
H12.12.4	④	県が行う調査の実施に係る協議公開等の要望書受理	
H12.12.8		第7回硫化水素調査委員会開催	

H12.12.22	⑥	R D 最終処分場廃棄物処理施設における安全性の確保要請書受理	
H13.1.11		高濃度区域掘削のための準備工開始	
H13.1.12	④	住民協議への出席要請書受理	H13.1.19 回答
H13.1.24		知事、掘削作業を視察、住民代表と面談 高濃度区域のオール・ケーシングによる掘削	
H13.2.1	④	ドラム缶埋立に係る掘削場所についての見解書受理	
H13.2.2		掘削廃棄物の一般公開	
H13.2.6		地下水調査のためのボーリング開始	
H13.2.7		R D、ガス化溶融炉断念を公表	
H13.2.7	①	産業廃棄物処理施設軽微変更届（焼却、乾燥）	ガス化溶融炉の廃止
H13.2.10		住民集会、知事出席	
H13.2.23		地下水採水、二次元電気探査実施、現場作業終了	
H13.2.23	②	R D、ガス化溶融炉の解体撤去計画を提出	
H13.4	④	処分場および周辺環境の実態を明らかにし、対策を実施する要望書受理（約 168 名）	H13.5.15 回答
H13.4.16	⑥	原因究明および排水対策実施に係る要請書受理	
H13.4.27	①	産業廃棄物処理施設使用届（破碎）	
H13.5.16		第 8 回硫化水素調査委員会開催	
H13.5.21		知事、定例会見で住民不安解消のため、必要最小限の掘削継続を表明	
H13.6.8	⑥	処分場内のガス定量分析に係る要請書受理	
H13.6.21	⑤	栗東市に対し、㈱R Dエンジニアリング産業廃棄物最終処分場環境調査委員会と県調査委員会との連携について依頼	
H13.6.25	④	住民説明会に先立つ質問事項等に係る文書受理	H13.6 回答
H13.6.29	④	経堂ヶ池の水質保全に係る要求書受理	H13.8.17 回答
H13.7.8	③	第 3 回住民説明会開催	
H13.8.6	④	深掘地点の対策について緊急要望受理	
H13.8.22	④	旧 R D 社許可更新および早期解決等についての要望書受理	
H13.8.24	⑥	業許可に係る厳正審査の要請書受理	
H13.8.27	④	函面提出に際しての県の対応に対する意見書受理	
H13.8.29	③	県、対策試案を住民に提示	
H13.9.7	①	産業廃棄物処理業許可（収集運搬業）	更新許可
H13.9.7	①	産業廃棄物処理業許可（破碎業）	更新許可
H13.9.7		収集運搬業、処分業（破碎）について更新許可、焼却は失効	
H13.9.25		廃トレーの埋立処分に関して 10/25～11/23 の営業停止処分公表	
H13.10.11		県、8/29 の試案に基づく対策案を提案	
H13.10.16	⑥	地下水対策および排水対策の実施に係る要請書受理	
H13.11.27		県、対策を法に基づく改善命令で行わせるよう回答	
H13.12.25	④	是正対策に係る申入書受理	
H13.12.26		住民団体と 11/27 協議時の確認書調印	
H13.12.26	①	R D に対し改善命令発令	



H14.2.6	③	水処理施設、沈砂池設置に係る改善計画について住民団体に説明	
H14.3.13		R Dが改善命令（廃棄物の移動）について、環境大臣に審査請求書を提出していた事が明らかになる	
H14.3.17	③	改善命令についての住民説明会開催	
H14.3.25		環境大臣への審査請求に関する説明会開催	
H14.3.29	⑥	ガス対策の実施に係る要請書受理	
H14.4.5	③	掘削移動、北尾法面後退に係る改善計画について住民団体に説明	
H14.4.11	④	北尾地区側法面後退に係る要望書受理	
H14.6.28	②	R D、改善命令の履行期限延長願提出	
H14.6.30	①	改善命令の6月30日期限を11月30日に変更を決定	
H14.7.2	④	改善の実施と具体的に実施していくための計画書についての要望兼質問書の受理	H14.7.19 回答
H14.8.6		処分場外旧鴨ヶ池において高アルカリ排水原因調査実施調査と並行して改善命令の沈砂池、水処理施設設置工事	
H14.11.15	①	産業廃棄物処理施設軽微変更届（焼却施設、乾燥施設）	施設の廃止
H14.11.26	③	住民団体に対して、高アルカリ調査、浸透水・土壌分析結果について説明	
H14.12.26	⑥	改善命令の早期履行に関する要請書受理	
H14.12.27	④	強アルカリ排水原因に関する要望書受理	H14.12 回答
H15.2.14		R D、水処理施設試運転	
H15.3.27	④	北尾地区側法面後退工事における有害廃棄物等の分析検査にかかる要望受理	
H15.6.5	④	調査対策等を求める要望書受理	
H15.6.6	⑥	焼却炉の撤去指導に係る要請書受理	
H15.7.1		栗東市が(株)R Dエンジニアリング産業廃棄物最終処分場環境調査委員会（栗東市設置）の経過報告を広報（特集版）	
H15.7.16	④	県調査に係る検体前処理に関する質問書受理	H15.7.31 回答
H15.7.26		栗東市による住民説明会開催	
H15.8.25	④	県調査に係る検体前処理に関する質問書(2)受理	H15.9.16 回答
H15.9.12	④	北尾地区側法面後退工事等に関する要望書受理	
H15.9.24		県が H13.1～5 月に実施した掘削・廃棄物採取、周縁地下水・浸透水の分析にかかる2つの調査について住民監査請求	
H15.10.14	⑥	指導強化の要請書の受理	
H15.10.17	①	産業廃棄物処理施設軽微変更届（最終処分場）	第1 処分場：面積・容量の変更
H15.10.17	①	産業廃棄物処理施設軽微変更届（最終処分場）	第2 処分場：面積・容量の変更
H15.10.29	④	R D問題の早期解決を求める要望書受理	H16.1.27 回答
H15.11.5		北尾側環境改善工事にかかる事前調査として、切土区域については硫化水素、盛土区域については揮発性有機化合物について表層ガス調査および表層ガス検出地点等についての重機を用いた坪堀調査を実施	
H15.11.26	⑥	R D産業廃棄物最終処分場の問題解決に係る要請書受理	H15.11.26 回答

H15.12.3		北尾側環境改善工事にかかる県の対応について住民監査請求	
H15.12.4		北尾側環境改善工事着工	
H15.12.22		9月に実施した周縁地下水・場内浸透水等に係る水質結果公表	
H16.1.7	④	有害物除去のための基本的全体的計画の立案等の要望書受理	H16.2.13 回答
H16.1.29		R Dが出していたいわゆる深堀穴修繕工事に対する行政不服審査請求に対して、環境省が棄却採決	
H16.2.22		知事、北尾側環境改善工事現場視察および地域住民と懇談	
H16.3.10		北尾側環境改善工事の切土工、廃棄物の移動工、盛土工、法面の整形、覆土工等の工事が一定完了	
H16.4.21	④	住民立会に関する異議申入書受理	
H16.4.22		北尾側平坦部下の確認調査（表層ガス調査）を実施	
H16.4.27	④	ダイオキシン対策についての要望書受理	
H16.5.24		北尾側平坦部下の確認調査（重機坪堀調査）を実施	
H16.7.16		重機坪堀調査結果（溶出・含有試験）を公表	
H16.8.4	④	現時点の重点的取組に関する要望書受理	H16.8.27 回答
H16.9.2	⑥	早期解決への要望書受理	
H16.9.24	②	旧R D社が、深堀箇所の是正工事計画書を提出	
H16.9.27	④	知事回答が不服として、不服表明書提出・受理	
H16.11.29	④	深堀箇所の完全修復を求める要望書受理	
H16.12.20	④	処分場内の工事と調査に関する要望書受理	H17.3.22 回答
H17.2.16		周辺住民の工事状況（底面）見学会（36名参加）	
H17.2.22		是正底部簡易ボーリング調査	
H17.3.8		薬液注入工事開始（3/14まで）	
H17.3.11	④	改善工事についての質問書受理	H17.4.15 回答
H17.3.14	④	住民団体知事面会（計画変更の申入書受理）	
H17.3.22		「埋め戻し容認は違法」として、知事告発と住民監査請求を表明	
H17.3.23		監査委員事務局に滋賀県職員措置請求書（住民監査請求）提出	
H17.4.1	④	深堀穴改善命令実施に関する質問状受理	H17.4 回答
H17.4.22	⑥	R D最終処分場の問題解決の要望書受理	
H17.5.9		埋め戻し容認について知事告発	
H17.6.28	⑥	地下水汚染防止工事における確認事項受理	
H17.6.30		是正工事完了	
H17.7.13	④	アスベスト処理に関する申入書受理	
H17.7.26	④	深堀工事等に関する公開質問状受理	H17.8.31 回答
H17.9.12	④	深堀工事等に関する公開質問状再提出・受理	H17.10.11 回答
H17.9.30		ドラム缶掘削調査	
H17.10.11	④	R D最終処分場の全容解明と無害化の計画立案と実行に係る要望書受理	H17.12.15 回答
H17.10.13	④	実体解明と有害物撤去等の適正な措置を求める公開質問状受理	H17.12.15 回答
H17.10.27	⑥	R D最終処分場問題解決の要請書受理	
H17.12.16		ドラム缶追加掘削調査（12/22まで）	
H17.12.26	④	ドラム缶分析に係る要望書受理	
H18.1.16	④	ドラム缶と汚染廃棄物・土壌撤去に関する申入書受理	

H18.1.25	⑥	栗東市議会知事に意見書提出	
H18.3.1	①	産業廃棄物処理業廃止届（収集運搬業）	
H18.3.15	④	掘削したドラム缶等の保全申し入れ書受理	
H18.3.23	④	危険物撤去等に関する要請書受理	
H18.3.31	①	産業廃棄物処理業廃止届（破砕業）	
H18.4.12	①	旧RD社に対して措置命令発出	
H18.5.12	④	RD最終処分場の有害物撤去についての要望書受理	
H18.5.17	④	RD最終処分場問題に対する行政対応についての質問書受理	H18.8.9 回答
H18.6.19		RD破産手続開始決定官報公告 副知事による緊急記者会見	

(2) 旧RD社の破産手続開始以降

年月日	概要	
H18.6.22	滋賀県RD問題対策会議設置	
H18.8.17	環境省の不法投棄等事案対応支援事業に基づく「専門家チーム」の来県	
H18.10.6	対応方針（案）の公表（環境・農水常任委員会(県議会)で説明)	
H18.12.26	RD最終処分場問題対策委員会の開催	
H19.1.29	第2回RD最終処分場問題対策委員会の開催	
H19.2.27	RD最終処分場問題行政対応検証委員会の開催	
H19.3.12	専門部会の開催	
H19.3.27	第3回RD最終処分場問題対策委員会の開催	
H19.4.23	第2回RD最終処分場問題行政対応検証委員会の開催	
H19.5.7	RD最終処分場問題対策委員会第2回専門部会の開催	
H19.5.8	RD最終処分場追加調査（ボーリング調査）の実施（～8月28日）	
H19.5.17	第4回RD最終処分場問題対策委員会の開催	
H19.5.21	第3回RD最終処分場問題行政対応検証委員会の開催	
H19.6.1	RD最終処分場追加調査における高アルカリ地下水の検出(記者公表)	
H19.6.18	RD最終処分場問題対策委員会第3回専門部会の開催	
H19.6.25	第4回RD最終処分場問題行政対応検証委員会の開催	
H19.6.28	第5回RD最終処分場問題対策委員会の開催	
H19.7.26	第5回RD最終処分場問題行政対応検証委員会の開催	
H19.7.30	RD最終処分場問題対策委員会第4回専門部会の開催	
H19.8.4	RD最終処分場の追加調査（ボーリング調査）の現地説明会の開催	
H19.8.21	第6回RD最終処分場問題対策委員会の開催	
H19.8.31	第6回RD最終処分場問題行政対応検証委員会の開催	
H19.9.26	第7回RD最終処分場問題対策委員会資料（RD最終処分場追加調査結果等）の概要について(記者会見)	
H19.10.3	第1回RD最終処分場問題対策委員会協議会の開催	
H19.10.11	第7回RD最終処分場問題行政対応検証委員会の開催	
H19.10.15	RD最終処分場問題対策委員会第5回専門部会の開催	
H19.10.25	RD最終処分場問題対策委員会第6回専門部会の開催 第7回RD最終処分場問題対策委員会の開催	

H19.10.30	R D最終処分場追加調査（掘削調査）の実施（11月2日中止）
H19.11.12	R D最終処分場問題対策委員会第7回専門部会の開催
H19.11.14	第8回R D最終処分場問題対策委員会の開催
H19.11.15	第8回R D最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H19.12.1	第9回R D最終処分場問題対策委員会の開催
H19.12.3	第9回R D最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H19.12.18	第10回R D最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H19.12.25	第11回R D最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H19.12.27	第10回R D最終処分場問題対策委員会の開催
H20.1.14	第11回R D最終処分場問題対策委員会の開催
H20.1.31	第12回R D最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H20.2.4	R D最終処分場追加調査（掘削調査）の実施（～3月11日）
H20.2.9	R D最終処分場問題対策委員会第8回専門部会の開催（雪のため中止）
H20.2.14	第13回R D最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
H20.2.23	第12回R D最終処分場問題対策委員会の開催
H20.2.25	R D最終処分場問題行政対応検証委員会報告書を知事に提出
H20.3.15	第13回R D最終処分場問題対策委員会の開催
H20.3.21	第14回R D最終処分場問題対策委員会の開催
H20.3.26	第15回R D最終処分場問題対策委員会の開催
H20.4.9	R D最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）を知事に提出
H20.5.11	R D最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）にかかる知事と住民との意見交換会
H20.5.15	実施計画策定（対策工選定）の基本方針の公表（環境・農水常任委員会（県議会）で説明）
H20.5.28	R D最終処分場地元説明会の開始（～6月12日） 5月28日北尾団地自治会、5月31日小野自治会、6月2日上向自治会、6月5日中浮気自治会、6月10日赤坂自治会・日吉ヶ丘自治会、6月11日栗東ニューハイツ自治会、6月12日産廃処理問題合同対策委員会
H20.5.28	旧R D社および元代表取締役に対して措置命令 1 埋立廃棄物等が飛散流出しないよう措置を講じること。 2 埋立廃棄物で汚染された浸透水により周辺地下水が汚染されるおそれを防止する措置を講じること。 3 発生している高濃度の硫化水素ガス等について、悪臭発生等を防止する措置を講じること。 4 使用が廃止された焼却炉から、残存および付着している燃え殻およびばいじんが飛散流出するおそれを防止する措置を講じること。 着手期限：平成20年(2008年)7月28日 履行期限：平成23年(2011年)9月27日
H20.6.4	R D処分場への措置命令の公告
H20.6.20	環境・農水常任委員会でR D最終処分場の地元自治会長らが参考人招致
H20.6.27	R D最終処分場の周辺自治会長と県との会議の開催
H20.7.24	旧R D社元役員等3名に対する措置命令 埋立廃棄物で汚染された浸透水により周辺地下水が汚染されるおそれを防止する措置を講じること。 着手期限：平成20年(2008年)12月24日 履行期限：平成23年(2011年)9月27日
H20.8.6	R D最終処分場地元説明会の開始（2回目）（～9月21日）

	8月6日上向自治会、9月2日赤坂自治会、9月3日栗東ニューハイツ自治会、9月4日 中浮気団地自治会、9月5日日吉ヶ丘自治会、9月11日産廃処理問題合同対策委員会、 9月21日小野自治会
H20.9.17	旧RD社元代表取締役に対する刑事告発
H20.10.8	住民説明会を順次実施 10月8日中浮気団地自治会、10月10日小野自治会（役員会）、10月17日日吉ヶ丘自治 会、10月18日赤坂自治会、10月24日栗東ニューハイツ自治会、10月28日上向自治 会、10月29日小野自治会（総会）、10月30日産廃処理問題合同対策委員会、12月3日 北尾団地自治会臨時総会（知事出席）
H20.11.4	各自治会に「よりよい原位置浄化策」に対する同意要請の文書を送付
H21.1.16	栗東市長から知事あてに要望書を提出
H21.1.21	知事から栗東市長あてに回答書を提出
H21.1.28	栗東市議会における議決（実施計画策定の基本とすることについて同意；付帯決議あり）
H21.2.5	現時点における県の対応を説明（環境・農水常任委員会(県議会)で説明)
H21.4.30	RD最終処分場問題に関する周辺自治会長会議
H21.5.12	「RD最終処分場問題に関する周辺自治会長会議」（4月30日開催済）を欠席された自 治会への説明
H21.5.27	周辺自治会連絡会からの「RD安定型産業廃棄物最終処分場の対策工（有害廃棄物の除 去）についての要望」
H21.5.14	RD最終処分場問題についての合同対策委員会に対する説明会
H21.5.29	RD最終処分場問題についての周辺自治会合同説明会 5月19日
H21.7.29	産業廃棄物最終処分場焼却施設撤去実施設計業務委託業務着手 産業廃棄物最終処分場支障除去緊急対策工実施設計業務委託業務着手
H21.9.4	RD問題周辺自治会連絡会との話し合い
H21.11.2	RD問題周辺自治会連絡会に対する説明会（緊急対策等）
H21.11.22	環境副大臣現地視察・地元住民との意見交換会
H21.11.24	RD問題周辺自治会連絡会に対する説明会（緊急対策工等） 周辺自治会連絡会からの「RD安定型最終処分場の対策工実施への基本要 求」提出
H22.1.23	RD最終処分場問題解決に向けた今後の対応方針にかかる話し合い
H22.1.28	産業廃棄物最終処分場焼却施設撤去工事着手
H22.2.15	「今後の県の対応」に対するRD問題周辺自治会連絡会からの確認事項等に対する回答内 容についての説明会
H22.2.16	産業廃棄物最終処分場水処理施設修繕工事着手
H22.2.17	産業廃棄物最終処分場緊急対策工事着手（仮設シート工、環境改善工、室内仮置廃棄物保 管対策工、水路補修工）
H22.3.29	「環境省からの助言等を踏まえたRD事案に関する今後の県の対応について」に関する周 辺自治会代表者会議
H22.4.20	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H22.5.17	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H22.5.28	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H22.6.17	「今後の県の対応」に対する北尾団地自治会からの同意書の提出
H22.6.20	「今後の県の対応」に対するRD問題周辺自治会連絡会からの見解書の提出
H22.6.22	産業廃棄物最終処分場水処理施設修繕工事完了

H22.6.28	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H22.7.23	産業廃棄物最終処分場焼却施設撤去工事完了
H22.7.26	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H22.8.5	RD事案の解決に向けての覚書の締結
H22.8.10	産業廃棄物最終処分場緊急対策工事（仮設シート工、屋内仮置廃棄物保管対策工他）完了
H22.8.24	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H22.9.8	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H22.10.13	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H22.10.30	第1回旧RD最終処分場有害物調査検討委員会
H22.11.24	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H22.12.27	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.1.7	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.1.23	第2回旧RD最終処分場有害物調査検討委員会
H23.2.3	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.3.7	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.3.20	第3回旧RD最終処分場有害物調査検討委員会
H23.3.28	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.4.12	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.5.12	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.6.19	第4回旧RD最終処分場有害物調査検討委員会
H23.6.29	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.7.13	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.8.23	第5回旧RD最終処分場有害物調査検討委員会
H23.9.5	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.9.15	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.10.27	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.11.14	「RD最終処分場問題解決に向けた一次対策工事の実施にあたっての協定書」を交わす。 「旧RD最終処分場一次対策工事に関する確認書」を交わす。
H23.11.18	第1回再発防止および事業者責任追及に係るRD最終処分場問題行政対応追加検証委員会
H23.11.30	環境審議会廃棄物部会（実施計画案についての意見とりまとめ）
H23.12.3	第2回再発防止および事業者責任追及に係るRD最終処分場問題行政対応追加検証委員会
H23.12.5	実施計画案についての栗東市からの意見報告
H23.12.8	実施計画案についての環境審議会からの意見報告
H23.12.10	第3回再発防止および事業者責任追及に係るRD最終処分場問題行政対応追加検証委員会
H23.12.13	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H23.12.20	環境審議会廃棄物部会（実施計画案についての意見書の採択）
H23.12.26	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.1.10	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.1.25	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.2.12	第6回旧RD最終処分場有害物調査検討委員会
H24.2.21	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い



H24.5.16	二次対策基本方針の公表（環境・農水常任委員会(県議会)で説明)
H24.5.21	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.5.31	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.6.6	環境審議会廃棄物部会
H24.6.7	滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画に環境大臣同意
H24.6.12	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.6.17	第7回旧RD最終処分場有害物調査検討委員会
H24.7.2	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.7.9	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.7.24	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.8.2	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.8.21	一次対策工事（廃棄物土掘削、浸透水揚水井戸設置）の契約締結
H24.9.11	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.9.12	第8回旧RD最終処分場有害物調査検討委員会
H24.9.20	一次対策で発生する廃棄物の運搬・処分委託の契約締結 北尾団地自治会が県に二次対策工事に対する要望書を提出
H24.9.26	北尾団地自治会からの要望に対する県の回答を提示
H24.10.3	「旧RD最終処分場二次対策工事に関する確認書」を交わす 「RD最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たっての協定書」を交わす
H24.10.18	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H24.10.29	環境審議会廃棄物部会
H24.11.26	環境審議会廃棄物部会
H24.12.6	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H25.1.31	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H25.3.21	旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い
H25.3.26	滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場（旧RD最終処分場）に係る特定支障除去等事業実施計画に環境大臣同意
H25.3.27	環境審議会廃棄物部会
H25.5.28	第1回旧RD最終処分場問題連絡協議会
H25.8.5	第2回旧RD最終処分場問題連絡協議会
H25.10.22	第3回旧RD最終処分場問題連絡協議会
H25.11.27	第4回旧RD最終処分場問題連絡協議会
H25.12.20	二次対策工事（廃棄物土・有害物掘削工、廃棄物選別工、汚染地下水拡散防止対策工、浸透水処理施設工）の契約締結
H26.1.15	第5回旧RD最終処分場問題連絡協議会
H26.2.17	第6回旧RD最終処分場問題連絡協議会
H26.3.25	旧RD社破産手続廃止決定の公告（官報）
H26.4.28	第7回旧RD最終処分場問題連絡協議会
H26.8.11	第8回旧RD最終処分場問題連絡協議会
H26.8.29	第9回旧RD最終処分場問題連絡協議会
H26.11.27	第10回旧RD最終処分場問題連絡協議会

H27.1.29	第11回旧RD最終処分場問題連絡協議会
H27.5.14	第12回旧RD最終処分場問題連絡協議会
H27.9.1	第13回旧RD最終処分場問題連絡協議会
H27.12.22	第14回旧RD最終処分場問題連絡協議会
H28.3.14	第15回旧RD最終処分場問題連絡協議会
H28.6.27	第16回旧RD最終処分場問題連絡協議会
H28.9.5	第17回旧RD最終処分場問題連絡協議会
H28.12.22	第18回旧RD最終処分場問題連絡協議会
H29.3.16	第19回旧RD最終処分場問題連絡協議会
H29.6.12	第20回旧RD最終処分場問題連絡協議会
H29.9.11	第21回旧RD最終処分場問題連絡協議会
H29.11.24	第22回旧RD最終処分場問題連絡協議会
H29.11.29	滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場（旧RD最終処分場）に係る特定支障除去等事業実施計画に環境大臣(変更)同意
H30.2.13	第23回旧RD最終処分場問題連絡協議会
H30.6.11	第24回旧RD最終処分場問題連絡協議会
H30.9.10	第25回旧RD最終処分場問題連絡協議会
H30.10.22	第26回旧RD最終処分場問題連絡協議会
H31.1.11	第27回旧RD最終処分場問題連絡協議会
H31.3.13	第28回旧RD最終処分場問題連絡協議会
R1.6.10	第29回旧RD最終処分場問題連絡協議会
R1.9.13	第30回旧RD最終処分場問題連絡協議会
R1.11.18	第31回旧RD最終処分場問題連絡協議会
R2.2.13	第32回旧RD最終処分場問題連絡協議会
R2.3.11	県議会環境・農水常任委員会報告「RD問題の解決に向けた取組の実施状況について」
R2.6	第33回旧RD最終処分場問題連絡協議会(新型コロナウイルス感染症の影響で書面開催)
R2.8.27	第34回旧RD最終処分場問題連絡協議会
R2.11.20	第35回旧RD最終処分場問題連絡協議会
R2.12.15	県議会環境・農水常任委員会報告「RD問題の解決に向けた取組の実施状況（令和2年9月末）について」
R2.12.23	旧RD最終処分場問題に係る住民と知事との意見交換
R3.2	第36回旧RD最終処分場問題連絡協議会(新型コロナウイルス感染症の影響で書面開催)
R3.6	第37回旧RD最終処分場問題連絡協議会(新型コロナウイルス感染症の影響で書面開催)
R3.6	第1回旧RD最終処分場跡地利用協議会(新型コロナウイルス感染症の影響で書面開催)
R3.9	第38回旧RD最終処分場問題連絡協議会(新型コロナウイルス感染症の影響で書面開催)
R3.11.26	第39回旧RD最終処分場問題連絡協議会
R4.2	第40回旧RD最終処分場問題連絡協議会(新型コロナウイルス感染症の影響で書面開催)
R4.2	第2回旧RD最終処分場跡地利用協議会
R4.3.9	県議会環境・農水常任委員会報告「旧RD最終処分場問題の解決に向けた取組状況について」
R4.6.10	第41回旧RD最終処分場問題連絡協議会

R4.9.6	第42回旧RD最終処分場問題連絡協議会
R4.11.25	第43回旧RD最終処分場問題連絡協議会
R4.11.25	第3回旧RD最終処分場跡地利用協議会
R5.2.7	第44回旧RD最終処分場問題連絡協議会
R5.3.8	県議会環境・農水常任委員会報告「旧RD最終処分場における産廃特措法事業の完了および今後の取組について」
R5.6.9	第45回旧RD最終処分場問題連絡協議会
R5.9.12	第46回旧RD最終処分場問題連絡協議会
R5.11.24	第47回旧RD最終処分場問題連絡協議会
R5.11.24	第4回旧RD最終処分場跡地利用協議会
R6.2.8	第48回旧RD最終処分場問題連絡協議会
R6.3.8	県議会環境・農水常任委員会報告「旧RD最終処分場における産廃特措法事業完了後の取組について」
R6.6.7	第49回旧RD最終処分場問題連絡協議会

## 2 関係資料

RD問題に係る協定書等の全文を掲載する。(基本的に原文のまま全文を掲載しているが、住民の氏名については削除している。また、字体やレイアウトを改めた部分がある。)

(1) 滋賀県知事が実施しようとする株式会社アール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場の対策工に係る同意要請に対する判断について(栗東市議会 平成21年(2009年)1月28日議決)

滋賀県知事が実施しようとする株式会社アール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場の対策工に係る同意要請に対する判断について

滋賀県知事が株式会社アール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場に対して実施しようとする廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条の8第1項の規定に基づき、生活環境の保全上の支障の除去等の措置として、対策工(よりよい原位置浄化策)を特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成15年法律第98号)第4条第1項に規定する実施計画策定の基本としていくことについて、総合的見地からやむを得ないと判断する。

なお、対策工は決定権者である滋賀県知事自らの責任のもとに決定されるものであり、地元住民の意向を十分に尊重し、対策工実施の基本方針に基づき周辺7自治会の合意と納得を得られたい。

(2) 議案第2号滋賀県知事が実施しようとする株式会社アール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場の対策工に係る同意要請に対する判断につき議会の議決を求めることについての付帯決議(栗東市議会 平成21年(2009年)1月28日決議)

議案第2号滋賀県知事が実施しようとする株式会社アール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場の対策工に係る同意要請に対する判断につき議会の議決を求めることについての付帯決議

本市における株式会社アール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場問題は、高濃度硫化水素発生から10年が経過し、ようやく県による最終的な対策工が決定されようとしている。

今日まで県は、RD最終処分場問題対策委員会から、「有害物の全量撤去と旧焼却炉の解体撤去を基本とする推奨すべき案(A-2)」の答申やRD最終処分場問題行政対応検証委員会からは、

「県の指導監督の不備が問題の悪化と長期化を招いた」と指摘する報告書を受けられた。

本市議会においては、昨年6月27日全会一致で県に対して、「対策委員会の答申にある対策工実施の基本方針を遵守し、対策工法策定にあたっては、地元住民との相互理解を図り、合意と納得の得られるよう最大限の努力をすること」などの決議をおこなった。

このような状況の中で、県は「原位置浄化策（D案）」を実施すべき対策工の基本とし、周辺自治会に対して3回の説明会を開催した。その後、住民の意見や要望を踏まえ、処分場用地の県有化や焼却炉の解体撤去など4項目を新たに盛り込んだ「よりよい原位置浄化策」を提示し、改めて周辺自治会及び市に対し同意を求めた。

しかし、地元自治会からは、有害物が存在し続けることへの不安や地下水が汚染されていること、また今日までの県の対応への不信などから、県案に対し1自治会は同意の方向、1自治会は未回答、5自治会は同意できない旨の回答がなされた。本市議会としては、県が周辺自治会の同意を今日まで得ることができなかったことは誠に遺憾である。

よって、市は、対策工実施の基本方針に掲げた住民の合意と納得を大原則とし、以下の点について誠心誠意取り組まれるよう県に要請されるよう決議する。

#### 記

1. 住民の合意と納得が得られるよう更なる取り組みを行うこと
2. 住民意見を踏まえた有害物調査を実施し、有害物の除去を行うこと
3. 対策工を安全且つ着実に履行するための覚書締結などの措置を講ずること
4. 対策工事実施中及び実施後の監視と監視委員会による評価に基づく対応策を迅速に実施すること
5. 行政対応検証委員会報告を真摯に受け止め、再発防止策を策定すること
6. 処分場の早期安定化への取り組みを確実に実施し、処分場を廃止すること

### (3) 環境省からの助言等を踏まえたRD事案に関する今後の県の対応について(平成22年(2010年)1月23日 話し合い資料)

#### 環境省からの助言等を踏まえたRD事案に関する今後の県の対応について

県は環境省の助言を真摯に受け止め、次のとおり対応したい。

##### 1 基本方針

- ① 県は当該事案の区域内の有害物をできる限り除去することを盛り込んだ対策工法を最終決定するための最後の調査として、これまでに実施してきたボーリング調査等に追加して、新たなボーリングによる詳細な有害物調査および既存井戸の浸透水・地下水等の測定を行う。
- ② 当該調査により見つかった有害物は、対策の一環として除去する。
- ③ 調査の実施にあたっては、学識者による有害物調査検討委員会を設置する。
- ④ 有害物除去を実施しても、なお残存すると考えられる有害物は、浸透水および地下水を揚水し、水処理し、浄化することを考える。
- ⑤ 平成22年度予算には、有害物調査、既存井戸の浸透水等測定および有害物調査検討委員会

の運営に必要な予算を計上する。また、産廃特措法の支援を受けるために、実施計画書策定のための検討調査費を計上するとともに、平成 21 年度から実施している緊急対策の残余工事費を計上する。

## 2 有害物の調査・除去

- ① ここでの有害物は特別管理産業廃棄物相当とする。対象廃棄物としては、汚泥、焼却灰、ドラム缶等とする。
- ② 今回実施するボーリング調査は、30mメッシュおよび必要により 10mメッシュのボーリング調査を実施する。
- ③ 有害物調査により特別管理産業廃棄物相当を超えないが、環境基準を超過する有害物がまどまって存在しているところが見つかった場合は、事案の区域の早期安定化の観点から、当該有害物の除去を検討する。

## 3 その他

- ① 有害物調査の結果や有害物調査検討委員会からの助言を踏まえて、周辺自治会と話し合いを進め、県としての対策工法の最終決定を行う。
- ② これまでのボーリング調査等の調査結果については、わかりやすく整理し、今後の関係者との調整等の場における説明の際に活用する。
- ③ 上記 1 基本方針および 2 の有害物調査・除去に関する平成 22 年度予算は、周辺自治会の同意なしには執行しないものとする。

## 4 平成 22 年度予算措置について

- ① 対策工を確定させるための調査検討費
  - ア 有害物調査費
    - ・ ボーリング調査・分析調査費
    - ・ 既存井戸浸透水・地下水分析費
  - イ 有害物調査検討委員会費
- ② 実施計画書検討調査費
- ③ 緊急対策費（下水道接続工、西市道法面工、地下水揚水工）
- ④ その他（周縁モニタリング、責任追及等）の経費

### (4) RD最終処分場問題解決に向けた一次対策工事の実施にあたっての協定書(平成 23 年(2011 年) 11 月 14 日締結)

#### RD最終処分場問題解決に向けた一次対策工事の実施にあたっての協定書

RD最終処分場問題解決に向けた一次対策工の実施にあたり、滋賀県知事（以下「甲」という。）とRD問題周辺自治会連絡会（以下「乙」という。）は、平成 22 年 8 月 5 日に取り交わした「RD事案解決に向けての覚書」（以下「覚書」という。）第 1 条で遵守するとしている「RD産廃処分場問題に関する県の対応についての見解」3 の項を踏まえ、以下のとおり協定を締結する。

- 1 旧RD最終処分場における支障除去対策および支障の恐れ除去対策は、一次対策工事とそれ

以降の対策工事に区分して実施する。

- 2 甲は、図に示す掘削範囲を、一次対策工事における掘削の基本区域（以下「一次対策工事掘削区域」という。）とする。
- 3 一次対策工事において掘削して場外に搬出するものは、これまでの調査により確認されたドラム缶、医療系廃棄物、特別管理産業廃棄物相当の廃棄物、それらによって汚染された土砂等（以下「場外搬出対象物」という。）とする。
- 4 甲は、情報公開に積極的に取り組むこととし、一次対策工実施期間中、一次対策工事に係る進捗状況、調査結果等の情報を適宜公表するとともに、一次対策工事の現場を適宜公開する機会を設けるものとする。
- 5 一次対策工事掘削区域を掘削した後に、掘削場所の底面または側面において掘削面に露出している場外搬出対象物があるときは、当該場外搬出対象物も一次対策工事において場外に搬出する。ただし、除去にあたり、地下水汚染の拡散のおそれがある、あるいは除去のための工事に長期を要することとなると県と住民双方がみとめたものについては、一次対策工事ではなくそれ以降の対策工事において場外に搬出する。
- 6 3または5の規定により一次対策工事において場外に搬出されるもの以外の掘削物については、旧RD最終処分場のその後の対策工事において適正に処理することとし、それまでの間は場内で適正に管理する。
- 7 一次対策工事掘削区域掘削後の底面については、場外搬出対象物が存すると疑われる場合にはその後の対策工事において掘削する。
- 8 東側焼却炉跡の基礎コンクリート下の部分についても、当該基礎コンクリートを撤去した上で、場外搬出対象物が存すると疑われる場合にはその後対策工事において掘削する。
- 9 一次対策工事の実施に当たっては、掘削等によって新たに生活環境保全上の支障が生じることのないよう、適切な汚染拡散防止対策や臭気対策を講じる。
- 10 一次対策工終了後の旧RD最終処分場の対策工事の実施については、引き続き、甲乙協議を行うものとする。
- 11 前各項の詳細について必要があるときは、別途甲乙が誠意をもって協議を行うものとする。
- 12 本協定を締結した証として本協定書を計7通作成し、甲1通乙を構成する自治会各1通これを保有するものとする。

平成23年11月14日

甲 滋賀県知事

嘉田 由紀子

乙 RD問題周辺自治会連絡会

滋賀県栗東市	赤坂自治会	会長
	小野自治会	会長
	上向自治会	会長
	中浮気団地自治会	会長
	日吉が丘自治会	会長
	栗東ニューハイツ自治会	会長



(5) 旧RD最終処分場一次対策工事に関する確認書（平成23年（2011年）11月14日締結）

旧RD最終処分場一次対策工事に関する確認書

乙は、旧RD最終処分場の一次対策工事の実施に同意するものとする。

甲は、平成23年11月14日付けで、乙から提出された「旧RD最終処分場一次対策工事について」を尊重し、1日も早い問題解決に努めるものとする。

平成23年11月14日

甲 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 栗東市小野  
北尾団地自治会  
会長  
副会長  
まちづくり委員会  
委員長

(6) RD最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たっての協定書（平成24年（2012年）10月3日締結）

RD最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たっての協定書

RD最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たり、滋賀県知事（以下「甲」という。）と滋賀県栗東市赤坂自治会、小野自治会、上向自治会、日吉が丘自治会および栗東ニューハイツ自治会（以下「乙」という。）は、平成22年8月5日に甲とRD問題周辺自治会連絡会が取り交わした「RD事案解決に向けての覚書」第1条で遵守するとしている「RD産廃処分場問題に関する県の対応についての見解」3の項を踏まえ、以下のとおり協定を締結する。

- 1 旧RD最終処分場における支障除去および支障のおそれの除去のため、別紙の基本方針に基づいて二次対策工事を実施する。
- 2 二次対策工事の具体的方法（廃棄物土の分別方法、埋戻しの判定方法、工事に伴う周辺環境対策等）については、本協定の締結後も、引き続き甲乙が話し合いを行う。
- 3 甲は、二次対策工事の実施に当たっては、掘削等によって生活環境保全上の支障が生じることのないよう、適切な汚染拡散防止対策や臭気対策等を講じる。
- 4 甲は、情報公開に積極的に取り組むこととし、二次対策工事実施期間中、二次対策工事に係る進捗状況、調査結果等の情報を適宜公表するとともに、二次対策工事の現場を公開する機会を設けるものとし、日時等を一週間以上前に乙に連絡するものとする。
- 5 甲は、旧RD最終処分場のモニタリングについて、浸透水水質については安定型処分場廃止基準を、地下水の水質については地下水環境基準を、それぞれ安定して下回っていることが確認できるまでの間、継続して実施する。併せて、甲は、当該モニタリングの結果の情報を、甲が結果

を得てから一週間以内に公開する。

- 6 甲は、二次対策工事实施期間中の掘削等による周辺環境への影響確認や、一次対策工事および二次対策工事の有効性の確認を行うことを目的として、甲、周辺自治会、栗東市および学識者で構成する（仮称）RD最終処分場問題連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。
- 7 連絡協議会は、二次対策工事完了後5年を目途に、対策工の有効性を確認するものとする。その結果、有効でないと判断されたときは、甲は、調査を行った上で、一次対策工事または二次対策工事において掘削しなかった部分の掘削を含めて必要な追加対策を検討し、実施する。
- 8 二次対策工事实施期間中に不測の事態が生じたことにより、周辺環境に悪影響が発生し、または発生することが想定される場合には、甲は、直ちに連絡協議会に連絡して、対策等について協議を行う。また、事態の原因や状況等について把握した情報を適宜公表する。
- 9 甲は、二次対策工事の実施に当たっては、旧RD最終処分場に隣接する経堂ヶ池の農業用水としての機能の回復・維持に配慮するものとする。
- 10 甲は、旧RD最終処分場の土地について、二次対策実施計画に対する環境大臣の同意後、土地の権利に関する法的整理がつき次第、県有地化を図る。
- 11 前各項の詳細について必要があるときは、別途甲乙が誠意をもって協議を行うものとする。
- 12 本協定を締結した証として本協定書を、甲1通乙を構成する自治会各1通これを保有するものとする。

平成24年10月3日

甲	滋賀県知事	嘉田由紀子
乙	滋賀県栗東市	赤坂自治会 会長
		小野自治会 会長
		上向自治会 会長
		日吉が丘自治会 会長
		栗東ニューハイツ自治会 会長
立会人	栗東市長	野村昌弘

## (7) 二次対策工事基本方針

### 二次対策工事基本方針

滋賀県は、旧RD最終処分場に起因する生活環境保全上の支障またはその生じるおそれを除去するため、一次対策工事に引き続き、二次対策工事を実施するが、その基本方針は次のとおりである。

#### 1 有害物等の掘削除去

有害物等の除去として、次に掲げる廃棄物等を掘削除去する。

- ① これまでの調査により、位置が確認され、または推定された、次のアまたはイに該当する廃棄物等

ア 廃棄物土（廃棄物、土砂およびそれらの混合物をいう。以下同じ。）であって、土壤環境基準を超える有害物が溶出することにより地下水汚染の原因となるおそれのあるもの（以下「有害廃棄物土」という。）

イ ドラム缶、一斗缶その他これらに類する容器（以下「ドラム缶等」という。）、その内容物

および当該内容物が浸潤したと判断される廃棄物土（以下「ドラム缶関連廃棄物土」という。）

- ② 今後の沈砂池部分の調査により確認された有害廃棄物土
- ③ 二次対策工事の際に確認された有害廃棄物土およびドラム缶関連廃棄物土
- ④ 一次対策工事掘削区域掘削後の底面および東側焼却炉跡の基礎コンクリートを撤去した部分について、その下に存することが疑われた有害廃棄物土またはドラム缶関連廃棄物土等場外に搬出すべき廃棄物土

## 2 旧RD最終処分場の西側および北側において廃棄物層の底面または側面と接する透水層の遮水

(1) 旧RD最終処分場の西側および北側において、次の対策を講じる。

- ① 廃棄物層（旧RD最終処分場に埋め立てられた廃棄物の存する層をいう。以下同じ。）の底面における遮水層（粘性土層）の欠如により、廃棄物層より下位の透水層（砂層）へ浸透水（廃棄物層に存する水をいう。以下同じ。）が漏洩している箇所の遮水
  - ② 廃棄物層の側面に透水層（砂層）が接しており、側方へ浸透水が漏洩している箇所の遮水
- (2) (1)の遮水は、廃棄物層を掘削し、遮水が必要な箇所を露出させた上で遮水材を設置することにより行う。
- (3) (2)により掘削した廃棄物土は、分別施設を設置して分別し、有害廃棄物土およびドラム缶関連廃棄物土ならびに廃プラスチック類、木くず等の廃棄物については、旧RD最終処分場外に搬出して処分する。
- (4) (3)の分別により、埋戻し材として有効利用できるものについては旧RD最終処分場内に埋め戻す。

## 3 これまでの掘削調査や一次対策工事に伴って発生した場内仮置廃棄物土の適正処理

これまでの掘削調査や一次対策工事に伴って発生した場内仮置廃棄物土については、上記2の(3)および(4)に準じて分別し、処分および埋め戻しを行う。

## 4 北尾団地側平坦部における遮水

- (1) 旧RD最終処分場の北尾団地側平坦部において、廃棄物層側面に透水層（砂層）が接しており、側方へ浸透水が漏洩している箇所の遮水を行う。
- (2) (1)の遮水は、ソイルセメント等による鉛直遮水壁築造により行う。

## 5 浸透水水位の低下のための措置

- (1) 浸透水流向の下流にあたる沈砂池付近に浸透水貯留層を設け、そこから浸透水を揚水して浸透水水位を低下させることにより、硫化水素やメタン等のガス発生を抑制するとともに、浸透水の周辺地下水への漏洩を防止する。
- (2) 浸透水貯留層への浸透水の集水を促進するため、2(2)の掘削部分にドレーンパイプ（集水管）を設置する。

## 6 揚水した浸透水の処理

5で揚水した浸透水は、水処理施設を設置して処理し、公共下水道に放流する。

## 7 地下水の流入抑制

2および4における透水層が廃棄物層に接している部分等の遮水により、地下水の廃棄物層への流入を抑制することで浸透水の揚水量を低減する。

## 8 覆土

旧RD最終処分場の表面の覆土により、廃棄物の飛散流出を防止し、硫化水素やメタン等のガ

スの大気中への漏出を抑制するとともに、雨水の浸透を抑制することで浸透水の揚水量を低減する。

#### 9 法面整形

2の掘削および埋め戻しの際に法面を整形し、安定勾配とすることにより、法面崩壊に伴う廃棄物の飛散流出を防止する。

#### 10 工事中のモニタリング

二次対策工事の実施に伴って生じる生活環境保全上の支障を防止するため、浸透水、地下水の水質および騒音、振動、粉じん等のモニタリングを行う。

また、モニタリング井戸の位置については、土壤汚染対策法に定める指定基準を超過して鉛が含有されている箇所を考慮して決定する。

なお、水質のモニタリングは二次対策工事完了後も必要な期間実施する。

#### 11 その他

これまでの周辺自治会との話し合いの内容を尊重して、二次対策工事を行うものとする。

### (8) 旧RD最終処分場二次対策工事に関する確認書（平成24年（2012年）10月3日締結）

#### 旧RD最終処分場二次対策工事に関する確認書

乙は、甲が別紙の基本方針に基づいて旧RD最終処分場の二次対策工事を実施することに同意するものとする。

甲は、平成24年9月20日付けで乙から甲に提出された「旧RD最終処分場二次対策工事について」および平成24年9月26日付けで甲が乙に示した「旧RD最終処分場二次対策工事实施にあたっての貴自治会からの要望事項について（回答）」の内容を尊重し、一日も早い問題解決に努めるものとする。

平成24年10月3日

甲 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 嘉田由紀子

乙 栗東市小野

北尾団地自治会

会 長

副会長

まちづくり委員会

委員長

まちづくり委員会

事務局長

(9) 二次対策工事の実施に当たっての協定書への署名にあたり（日吉が丘自治会）（平成 24 年（2012 年）10 月 3 日）

「RD最終処分場問題解決に向けた二次対策工事の実施に当たっての協定書」  
への署名にあたり

問題が発覚して約 13 年がすぎ、やっと対策が始まるかとの思いです。滋賀県の監督不足により起こったことにもかかわらず、住民が提案した基本要件に沿った対応でなく、産廃特措法の範囲内での対応（生活環境保全上の支障の除去。有害物でも溶けださないものは除去しない。）では、安全・安心につながるのか、納得はできない状況です。しかし、今も処分場から有害物が流れ出ている恐れもあり、一刻も早く対策を行う必要があると考え、この協定書に署名することにいたしました。

工事の効果については、本当に心配するところです。具体的な工事内容は住民や栗東市と協議の上、合意と納得のもとに行っていただきたくお願いします。

また、工事終了後の結果についての責任は県が負われますが、もし効果が不十分な場合は、特措法範囲にとらわれず、住民が納得する対応（全体掘削や除去の検討をも含めた、思い切った対応）をとっていただくようお願いいたします。

2012 年 10 月 3 日  
日吉が丘自治会

(10) その他の関連資料

次の資料については、県ホームページで公開している。なお、掲載に当たり個人名を伏せる等の編集をしている場合がある。また、特記のない資料は県または県が設置した機関が作成した資料である。

タイトル	作成年月日	県ホームページの掲載URL
RD最終処分場問題行政対応検証委員会報告書	平成 20 年(2008 年) 2 月 25 日	<a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/22602.html">https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/22602.html</a>
RD最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）	平成 20 年(2008 年) 4 月 9 日	<a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/22575.html">https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/22575.html</a>
産業廃棄物最終処分場問題の早期解決について（要望）（※1）	平成 21 年(2009 年) 1 月 16 日	<a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13961.html">https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13961.html</a>
RD最終処分場問題の早期解決についてのご要望について(回答)	平成 21 年(2009 年) 1 月 21 日	
RD安定型処分場の対策工実施への基本要件（※2）	平成 21 年(2009 年) 11 月 24 日	<a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/50546.pdf">https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/50546.pdf</a>
RD最終処分場問題の解決に向けた今後の対応に関する確認書（※3）	平成 22 年(2010 年) 6 月 17 日	<a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/50548.pdf">https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/50548.pdf</a>
RD問題の解決に向けた覚書（※4）	平成 22 年(2010 年) 8 月 5 日	<a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/50550.pdf">https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/50550.pdf</a>

再発防止および事業者責任追及に係るRD最終処分場問題行政対応追加検証委員会報告書	平成23年(2011年)12月20日	<a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13838.html">https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13838.html</a>
滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場(旧RD最終処分場)に係る特定支障除去等事業実施計画 ※平成24年に策定し、平成25年・平成29年に変更。右記の日付は環境大臣同意の日付。	平成24年(2012年)6月7日	<a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13954.html">https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13954.html</a>
	平成25年(2013年)3月26日	<a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13827.html">https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13827.html</a>
	平成29年(2017年)11月29日	<a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13828.html">https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13828.html</a>
【参考】県ホームページ「旧RD最終処分場問題」 (RD問題に係る経緯や関係資料を広く掲載している。)	随時更新	<a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/20109.html">https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/20109.html</a>

※1 栗東市が作成し、県に提出した資料。

※2 RD問題周辺自治会連絡会が作成し、県に提出した資料。

※3 北尾団地自治会と県が締結した確認書。

※4 周辺6自治会と県が締結した覚書。周辺自治会連絡会が6月に県に提出した「RD産廃処分場問題に関する県の対応についての見解」が付随している。

### 3 用語の解説

#### 廃棄物

占有者が自ら利用し、または他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいう。

廃棄物処理法第2条第1項において、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。」と定義されている。

#### 産業廃棄物

廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた廃棄物であつて政令に定める範囲に該当するもの（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等）をいう。

なお、事業活動に伴って生じた廃棄物であっても一般廃棄物に該当する場合がある。

#### 一般廃棄物

廃棄物のうち産業廃棄物でないものをいう。一般の家庭から出た廃棄物はすべて一般廃棄物である。

#### 中間処理

廃棄物を減量化・安定化・安全化することをいう。具体的な方法としては、脱水・乾燥・焼却・中和・破碎等がある。

#### 最終処分

廃棄物を自然に還元することをいう。具体的な方法としては埋立処分と海洋投入処分があるが、ほ

とんどが埋立処分されている。

#### 安定型最終処分場

有害物や有機物が付着しておらず、雨水等にさらされてもほとんど変化しない安定型産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくずおよび陶磁器くず、がれき類等）を埋立処分する最終処分場をいう。

#### 硫化水素（H<sub>2</sub>S）

無色、腐乱臭のある有毒気体。天然には火山ガスや鉱泉に含まれ、硫黄を含むタンパク質の腐敗によっても生じる。種々の金属と硫化物をつくりやすい。水溶液は弱酸。

（この部分の内容は参考文献⑬による。）

#### 改善命令

産業廃棄物の収集・運搬・処分（以下「保管等」という。）が法令に基づく基準に適合せずに行われた場合に、再び違法な保管等が行われないようにするため、基準に適合するように保管等の方法を変更すること等を都道府県知事等が命ずるもの。

違反した場合には罰則（3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またはこの併科）が科せられる。

#### 措置命令

産業廃棄物の処理が基準に適合しないで行われた場合に、現に発生した生活環境保全上の支障を除去するための措置を講ずるように命じ、または支障を生ずるおそれという具体的な危険を避けるため、支障の発生を防止するための措置を講ずるように都道府県知事等が命ずるもの。

違反した場合には罰則（5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの併科）が科せられる。

#### 行政代執行（廃棄物処理法に基づくもの）

産業廃棄物の処理が基準に適合しないで行われたことによって生活環境保全上の支障またはそのおそれが生じ、措置命令を発出したが従わない場合等、一定の要件を満たした場合に、都道府県知事が自ら支障の除去等の措置を講じるもの。

要した費用は原因者に負担させることができるが、原因者の経済力が乏しく、実際にはその多くを徴収できない事案が多い。

#### 浸透水

ここでは、旧処分場内の廃棄物土に浸透した雨水をいう。

#### 地下水

ここでは、旧処分場外の地下に存在する水をいう。



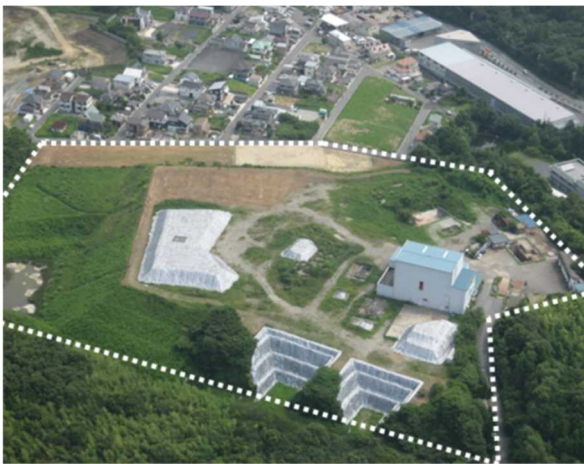
#### 4 空中写真



平成 12 年 (2000 年)



平成 18 年 (2006 年)



平成 22 年 (2010 年)



平成 25 年 (2013 年)



平成 26 年 (2014 年)



平成 27 年 (2015 年)





平成 28 年 (2016 年)



平成 29 年 (2017 年)



平成 30 年 (2018 年)



令和 2 年 (2020 年)



令和 3 年 (2021 年)



令和 4 年 (2022 年)



令和 5 年 (2023 年)



令和 6 年 (2024 年)

## 参考文献

本アーカイブの作成に当たっては、県が保有する公文書や周辺住民の方々をはじめ関係する方々から聞き取った情報等を取りまとめるとともに、以下の資料を参考とさせていただきます。記して感謝申し上げます。（県および県が設置した機関が作成した資料は省略しています。）

- ① 『日本の廃棄物処理の歴史と現状』環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室、平成 26 年（2014 年）
- ② パンフレット『テーマ展 小野の歴史と文化』栗東歴史民俗博物館、平成 13 年（2001 年）
- ③ パンフレット『テーマ展 上砥山の歴史と文化』栗東歴史民俗博物館、平成 20 年（2008 年）
- ④ 『栗東町史 通史第 1 巻』栗東町史編さん委員会、昭和 55 年（1980 年）
- ⑤ 『栗東の歴史年表』栗東町、昭和 61 年（1986 年）
- ⑥ 『よくわかる廃棄物処理法のポイント 二〇一九年度版』一般社団法人滋賀県産業資源循環協会、令和元年（2019 年）
- ⑦ 『恐るべき、産業廃棄物処理場「RDエンジニアリング」の実態 証言集』産業廃棄物処理を考える会、平成 4 年（1992 年）
- ⑧ 『何でも埋めたから大変なことになる これは掘った方がいい RD産廃処分場証言集（第 2 集）』産業廃棄物処理を考える会、平成 13 年（2001 年）
- ⑨ 『埋め立て地からの叫び』高谷 清、平成 13 年（2001 年）
- ⑩ 『不法投棄及び不適正処理現場の対策と技術』、財団法人産業廃棄物処理事業振興財団、平成 22 年（2010 年）
- ⑪ 『公害等調整委員会機関誌 ちょうせい（第 36 号）』公害等調整委員会、平成 16 年（2004 年）  
file:///C:/users/w308693/downloads/digidepo\_9284258\_po\_tokushu\_36\_2%20(1).pdf  
※国立国会図書館デジタルコレクションにて公開
- ⑫ 『ドラマとしての住民運動 社会学者がみた栗東産廃処分場問題』早川洋行、平成 19 年（2007 年）
- ⑬ 『第三版 化学用語辞典』、化学用語辞典編集委員会、技報堂出版株式会社、平成 6 年（1994 年）